

第1日目（6月6日）

第2回福生市議会定例会会議録（第6号）

平成18年6月6日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収入 役	並木 茂君
教育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務 部長	田辺 恒久君
総務 部 参 事	田中 益雄君	生活環境 部 長	吉沢 英治君	福祉 部長	星野恭一郎君
都市建設 部 長	清水喜久夫君	教育次 長	吉野 栄喜君	参 事	嶋崎 政男君
選挙管理 委員会 事務局 長	山崎 典雄君	監査委員 事務局 長	伊藤 章一君		

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	小林 作二君	議事係 長	大内 博之君	臨時速記 事務補佐 員	大迫 曄子君
----------	--------	-------	--------	-------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第2回福生市議会定例会議事日程

開議日時 6月6日(火) 午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(福生市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〕
- 日程第8 議案第39号 福生市行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第40号 福生市児童館条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第41号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第42号 福生市の一般職の職員の平成18年6月期期末手当の支給割合を定める条例
- 日程第12 議案第43号 平成18年度福生市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第44号 平成18年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第45号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 日程第15 議案第46号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 日程第16 議案第47号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第17 議案第48号 市道路線の廃止について
- 日程第18 陳情第18-6号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書
- 日程第19 陳情第18-7号 学童保育に関する陳情書

午前10時 開会・開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第2回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~  
○議長（石川和夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において

3番 田村昌巳君

4番 増田俊一君

5番 大野 聰君

以上3名を指名いたします。

~~~~~  
○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（小林議会事務局長報告）

1 平成18年第2回福生市議会定例会の招集について（別添参照）

2 議案の送付について（議案第39号外13件）（別添参照）

3 陳情書の受理について（陳情第18-6号、陳情第18-7号）（別添参照）

4 議事説明員の委任について（別添参照）

5 議案説明員の出席要求について（別添参照）

6 平成18年2月分例月出納検査の結果について（別添参照）

7 平成18年3月分例月出納検査の結果について（別添参照）

8 福生市土地開発公社の経営状況について（別添参照）

9 平成17年度福生市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について（別添参照）

10 本会議資料の提出について（報告第2号～第4号の専決処分の関係）（別添参照）

11 議事説明員の欠席について（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~  
○議長（石川和夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る5月30日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件といたしましては市長から報告4件、議案10件と、陳情者から陳情が2件提出されております。一般質問につきましては19名の議員から通告されており、通告時間は19時間30分となっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いましてお手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

なお、会期の決定の次に表彰状の伝達式をとり行うことといたしました。この伝達方法につきましては議長から、演壇で表彰を受ける議員さんに表彰状をお渡しをするという方法で行うことといたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第4、報告第2号から日程第7、報告第5号までの専決処分の承認を求めることについて、日程第11、議案第42号、福生市の一般職の職員の平成18年6月期期末手当の支給割合を定める条例、日程第14、議案第45号と日程第15、議案第46号の福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について及び日程第16、議案第47号、福生市表彰条例に基づく一般表彰については慎重審議の上、即決でお願いすることといたしました。また、その他の案件につきましては、お手元の付託表のとおり各所管委員会で審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数を勘案いたしまして6月6日、7日、8日、9日の4日間を本会議とし、6月10日から22日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を23日とする18日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側から協議事項がございますので、本会議第4日目の終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり6月6日から6月23日までの18日間と決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって会期は18日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより、関東市議会議長会及び全国市議会議長会より表彰された方々に対しまして表彰状の伝達を行います。

○局長（小林作二君） それでは、私の方から対象者につきましてはお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが御登壇をいただきたいと思います。

初めに、関東市議会議長会からの表彰でございます。

13番、田村正秋議員。

（13番 田村正秋君登壇）

○議長（石川和夫君） 「表彰状、福生市、田村正秋殿、あなたは市議会議員の職にあること15年、よく地方自治の伸長・発展と市政の向上・振興に貢献された功績は誠に多大であります。よってここに表彰します。平成18年4月20日、関東市議会議長会会長、松井貞衛」代読。どうもおめでとうございました。（拍手）

○局長（小林作二君） 続きまして、14番、大野悦子議員。

（14番 大野悦子君登壇）

○議長（石川和夫君） 「表彰状、福生市、大野悦子殿」 以下同文でございます。おめでとうございました。（拍手）

○局長（小林作二君） それでは、続きまして全国市議会議長会からの表彰でございます。

13番、田村正秋議員。

（13番 田村正秋君登壇）

○議長（石川和夫君） 「表彰状、福生市、田村正秋殿、あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第82回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成18年5月24日、全国市議会議長会会長、国松誠」代読。どうもおめでとうございました。（拍手）

○局長（小林作二君） 続きまして、14番、大野悦子議員。

（14番 大野悦子君登壇）

○議長（石川和夫君） 「表彰状、福生市、大野悦子殿」 以下同文でございます。どうもおめでとうございました。（拍手）

○議長（石川和夫君） 以上で、表彰状の伝達を終了いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問については既に通告されておりますので、通告の順に従いまして発言を許します。

まず5番、大野聰君。

（5番 大野聰君質問席着席）

○5番（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、平成18年第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

それでは、さきに通告いたしました一つ、市職員の人事考課制度について、二つ、不登校対策について、三つ、市道第1209、1210号線の交通安全対策についての3項目についてお伺いいたします。

最初に、職員の人事考課制度についてお伺いいたします。人事考課制度につきましては平成16年第2回定例会でも質問をさせていただきましたけれども、このときには市長から制度の基本である目標管理制度を本年度から試行的に実施し、2年後に人事考課制度を導入する計画であるとの御答弁をいただきました。既に16年度、17年度と目標管理制度を実施し、その結果を踏まえ、本年度から人事考課制度を試行的に実施すると伺っております。

人事考課制度の目的は、職員の業績、能力、意欲等について客観的、継続的に評価

を行い、職員の能力開発、人材育成等の向上を図ることにより職員一人一人の資質の向上と、組織の活性化を促進することであると聞いておりますが、個々の職員の評価を公平、公正に行うには非常に難しいことと思えます。

この制度では、直属の上司が部下職員の評価を行うこととなっており、言い換えれば人間が人間の評価を行うわけですから、公平性、公正性の面から非常に難しい制度だと考えます。まして、役所の場合には民間企業のように最終目標を、利益追求を図ることを目的とするのと異なり、いかに市民サービスの向上が図れたかを目標とするもので、しかもそれぞれの職場により目標設定がさまざまなものとなるため、評価の物差しが幾通りもできることになると思えます。

人事考課制度は、職員の能力の向上、やる気の喚起などのためには必要不可欠な制度であり、その結果として市民サービスの向上につながるものであると確信しておりますが、運用によっては職員を差別化する危険性をはらんでいると思えます。そのためには評価者である管理職への公平性、公正性意識を高め、適正な評価を行うための研修の強化、被評価者である職員に対して制度を十分理解させるための啓蒙活動等が重要であると考えます。

そこで、次の2項目、6点についてお伺いいたします。第1項目目は2年間実施してきた目標管理制度の成果とその総括についてですが、その1点目は、2年間の実施の成果について、2点目は組織ごとの目標設定について、具体的にどのように行われてきたのか。3点目は、実施に伴う課題とその総括等についてお伺いいたします。

2項目目は今後実施する人事考課制度についてですが、その1点目は、人事考課制度の目的について具体的な内容についてはどのようにしていくのか。2点目は、人事考課の評価方法について、3点目は今後の具体的な実施計画についてを、お伺いいたします。

次に、小・中学校児童・生徒の不登校対策について3項目、6点についてお伺いいたします。この問題につきましても平成16年第1回定例会で取り上げさせていただきましたが、その時点で不登校の実態は徐々に減少しているが、東京都全体の平均値から見ても当市の出現率は依然高い状況にあると、教育長からの御答弁をいただきました。

以前、ある小学校の校長先生と学力向上について話し合いをしたことがありますが、その校長先生は学力向上をさせる以前の問題として、どうやったら学校へ子供たちを出てこさせるかの方が重要な問題だと話されておりました。そのときには、いかに不登校の児童が多いかを痛感させられました。不登校は学校、家庭、友達関係やそれらが複合的に絡んださまざまな事柄が要因であると思えます。前回の質問のときにも学校や教育委員会では不登校対策教員の増員、スクールカウンセラーの派遣、適応指導教室の開設などさまざまな取り組みを実施していくとの御答弁をいただき、御努力されていることについては十分承知しております。しかし、各家庭の養育能力の低下等から結果的に不登校になっている原因も多くなっているようです。また、外国人家庭のように生活習慣等の違いから、学校に行かせなくてもよいと考えている場合もあると伺っております。

今定例会でも、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業研究委託等を実施するための補正予算案が提案されており、その事業の成果が大いに期待されるものがあります。いかに学校や教育委員会で御努力されても、親御さんが子供たちを学校へ行かせる努力をしなければ問題は解決しないと思います。

先日、あるところでお話を伺いましたが、ある学校で御家庭から「うちの子供は朝ちっとも起きないので、学校から毎朝電話をして起こしてほしい」との要望があったということをお伺いしました。とても信じられない話で、愕然といたしました。もちろんすべてが家庭の責任ではなく、学校や教育委員会を初め行政全体として積極的な取り組みをしなければならないことは当然です。昨年、開設されました子ども家庭支援センターとの連携を初め福祉、保健部門やその他の機関との連携も重要になってくると考えます。

そこで、次のことについてお伺いいたします。不登校対策の実態とその原因についての1点目は、本市の実態とその原因について。2点目は、他地域の状況等についてお伺いいたします。

2項目目は問題解決のための対策の現状についてですが、1点目は教育委員会及び学校の具体的な対策について、2点目は他機関との連携についてお伺いいたします。

最後の項目は、今後の取り組み方針についてでございますが、1点目は具体的な取り組みについて、2点目は他機関との連携調整についてでございます。以上、不登校対策についてお伺いいたします。

最後に、市道第1209号線、1210号線の交通安全対策についてお伺いいたします。この道路は旧奥多摩街道から玉川上水の新堀橋を経て福生市営競技場へ通じる道と羽村市玉川二丁目境まで通じる道です。この道路は狭隘で、しかも急な坂、急カーブで見通しもよくない状況でございます。この周辺には福生市分には市営競技場、コンクリート工場、特別養護老人ホームなどがありますが、羽村市側の羽村市玉川二丁目には近年一般住宅、マンションや特別養護老人ホームが建てられており、しかも現在多摩川ふちに大型マンションが建築中でございます。羽村市内への道路が狭隘なため、地域の居住者の自動車の多くはこの道路から新堀橋を渡り、旧奥多摩街道や新奥多摩街道に出ているのが現状です。現在も工事中のマンションの大型工事車両が福生警察署前の交差点から新堀橋方面を通行しており、付近の住民の方々が大変危険にさらされております。

先日、工事車両の大型トラックが新堀橋際にある金刀比羅宮の桜の老木を折ってしまい、たまたまそのとき伐採に立ち会いましたが、相当な交通量で付近が渋滞するありさまでした。しかもこの道路は市営競技場を利用する子供たちの多くが自転車で通行しており、いつも危険な場面を見ております。現在のところ大きな事故があったという話は聞いておりませんが、絶えず事故の危険がある場所でございます。

また、平成25年に開催されます多摩国体においてこの市営競技場が女子のソフトボール会場として立候補しているとお話を伺っておりますが、まだ未定のことであるとはいえ、会場となった場合には何らかの対策が必要となることは言うまでもありません。

そこで、次のことについてお伺いいたします。1項目目は交通量の現状ですが、交通量調査を実施したことがあるのか。また実施する予定があるかを伺います。2項目目は交通安全対策の現状、具体的にどのようになっているかについてお伺いいたします。3項目目につきましては、今後の対策についてですが、その一つ目は、新しいマンションができた後の予想される交通量について、2点目は、今後の具体的な安全対策について、どのように考えているか。3点目は、福生警察署との協議状況についてお伺いいたします。

以上、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。大野議員さんの御質問にお答えをいたしていきたいと思っております。

福生市職員の人事考課制度についての1点目、目標管理制度の成果と総括についてでございます。人事考課制度の導入に向けてスムーズに移行させるため、16年度から2年間にわたり目標管理制度を実施してきております。この制度をより着実に定着させるために、評価者である管理職及び評価を受ける課長補佐以下の全職員を対象として制度の概要、目標の設定、あるいは評価の方法等についての研修をしております。

実務的には、年度当初、重点事務事業の決定により各課の上位目標が確定をし、課長との個人面談の中で各職員の目標が設定されます。その際、制度的に個人面談の時間を設けたことによりまして情報の共有化、あるいは共通認識を持った上での業務執行、そして何よりも各職員がみずから設定した個人目標に向かって努力する姿勢や意欲の向上が図られ、意識改革が進みつつあることが一つの成果であると考えております。形にあらわれました成果としましては、業務に役立つマニュアルの作成や効率化を図るための事務改善等がございます。

組織ごとの目標設定につきましては、目標管理では市政運営の方針や、組織目標の浸透を目的の一つとして実施しておりますので、福生市総合計画や施政方針、あるいは実施計画、行政改革大綱推進計画により重点事項をもとに理事者との意見交換を最初に行います。その中で、まず目標設定をしていくということになります。

それに基づきまして、部課の方針が確定をしていきます。課長はそれに基づきまして各係ごとに方針を示し、係で話し合いし、共通認識によりまして個人面談を経て、それぞれの個人目標が設定をされるという形になります。

今後の課題といたしましては、目標の設定に当たり容易な目標、あるいは困難な目標、数値にあらわしにくい目標等評価の際、公平性、公正性に問題がある場合が想定されますので、さらに検討する必要があると考えております。

また、16、17年度、2年間の個人目標申告書の提出状況は育児休業、長期病気休暇職員等を除き、すべての職員が提出し、評価も終了しております。目標管理制度が着実に定着してきているとそんなふうにも思っております。

次に、人事考課制度についてでございますが、目的は職員の能力向上を図るために限られた人材を機動的、効率的に活用し、職員の能力、実績等を適正に評価するとと

もに職員全員の意欲と能力を引き出し、職員の意識改革をさらに推進することにあります。また、頑張って成果を上げた職員が給与面等でよりよい処遇を受けることにより、職務に対する誇りややりがいを持ち、職員のモラルの向上を図りながら、職員全体の生産性を向上させ、結果として組織の活性化に結びつけることとしております。

次に、評価方法ですが、評価項目は先ほどお話を申し上げました目標管理制度として行ってきた項目を業績評価といたしまして、新たに日常の職務遂行を通じて発揮された能力を評価する能力評価、職務に対する意欲や取り組む姿勢を評価する意欲評価の3項目としております。

また、1年間の業務を振り返り自己評価することで今後の仕事の進め方や、取り組むべき課題を一人一人が考え、みずから向上していく機会とするため新たに自己評価報告書を提出することとし、これも5段階で自己評価をいたします。

以上の評価項目を、課長補佐職以下の職員は1次評価者として担当課長、2次評価者として担当部長、最終評価者として総務部長が評価を行います。評価基準はS、A、B、C、Dの5段階としておりますが、求められている基準を大きく上回り、他の職員に好影響を与える者をS、中間として求められている基準をほぼ満たしている者をBとしております。御指摘のように、評価というものは大変難しい側面がございますけれども、その難しさを承知しながら、それぞれが努力していく必要があると、こんなふうに思っております。今後、18年度を人事考課制度の試行期間とし、19年度以降本格実施することとし、人材育成、昇任、異動、昇給、勤勉手当の成績率等の職員の処遇について、公正化を図るための資料として活用を図ってまいりたいと考えております。この制度の実施によりまして、職員一人一人の職務に対する意識改革が向上し、ますます市民サービスの推進が図られるものと確信しているところでございます。

次の不登校対策につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

市道の1209号線、1210号線の交通安全対策についてでございます。市道1209号線は幅員は6メートルで、新堀橋のところだけが幅員9メートルで、両側に歩道が設置されております。また、市道1210号線は幅員6.4メートルから7.2メートルの道路で、羽村市との行政界が終点となっております。

第1点目の交通量等の現状についてでございますが、この道路はコンクリート工場、特別養護老人ホームや市営競技場などを利用する車両や、羽村市玉川に居住している住民等が利用しております。しかし、現在は羽村市玉川二丁目1番でマンションの建設中でありまして、その工事関係車両等の交通量がふえておりますが、交通量の現状については把握をしておりませんので、早急に交通量調査を行いたいと考えております。

2点目の交通安全対策の現状でございますが、具体的な対策としては、特に新堀橋西側の道路がカーブで坂になっており危険ですので、カラーの滑り止め舗装やカーブミラー及び外側線を設置して、車両や歩行者等の安全対策を図ってきております。

第3点目の今後の対策等についてですが、現在、羽村市玉川二丁目1番に建築しておりますマンションは、地上8階建ての共同住宅で、分譲戸数は88戸、竣工予定が

平成18年8月下旬とのことでございますが、建築工事終了後には、このマンションの居住者がこの道路を利用すると思われまますので、今までよりも交通量はふえるものと考えております。このようなことから、今後より一層の安全対策が必要と思われまますので、特にカーブで坂道の部分については拡幅の可能性を検討するとともに、交差点びょうや道路表示等の設置について福生警察署と調整をいたしてまいります。

また、福生警察署との協議でございますが、交通安全対策につきましては随時調整をして設置をしておりますが、お話にありましたように2013年に開催される国民体育大会東京大会について、市営競技場をソフトボールの競技場にできないかということで申請をしておりますので、そういうことも含めまして今後、交通管理者としての対応について福生警察署と協議をいたしてまいりたいと存じます。

以上で、大野議員さんの御質問に対する答弁といたします。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 大野議員さんの御質問にお答えをいたします。

不登校対策についての御質問のうち、まず不登校の実態とその原因についてでございますが、福生市の不登校児童・生徒数の現状は、平成18年3月末の学校での聞き取り調査では、3月末時点において事故や病気による欠席を除く30日以上欠席児童・生徒数は小学生33名、中学生67名、合計100名でございます。出現率は2.0%となっております。昨年度の不登校児童・生徒数の他市との比較では、26市中最も多い数となっております。

また、原因につきましては特定しにくいものがございまして、小学生では家庭環境によるものが最も多く、担任や生活指導担当が何度も御家庭を訪問いたしましても全く接触できないケースや、基本的な生活習慣の確立について御家庭での指導をお願いいたしましても改善されないケース等があり、解消を難しくいたしております。また、中学生では生活習慣の乱れによるものが最も多く、小学校と同様に御家庭の協力が得られず、解消が難しくなっております。

このような事例は全不登校児童・生徒数のおよそ3割程度を占めると思われ、これらの事例を除きますと出現率がおよそ1.2%程度と相なり、東京都の平均出現率と同程度の数値となります。このように福生市の不登校児童・生徒の改善・解消を難しくしております要因の一つが、このような家庭での協力が得られないことにあると分析をいたしております。

次に、不登校対策といたしましては家庭と連携を図れるケースにつきましては担任が家庭を訪問し、学校の様子を伝えたり、相談に乗ったりする支援を行っているほか、教育相談員が学校に巡回訪問相談を実施をしまして、相談活動を通して適応指導教室につなげ、集団不適応の解消を図っております。昨年度、適応指導教室では延べ14名の入室があり、うち5名が学校復帰を果たしました。これは不登校児童・生徒数全体から見ればわずかな数ではありますが、御家庭の協力があればこそその成果と考えます。御家庭の協力が得られなければ解消のための手立てが立たないわけでございます。そのため、不登校児童・生徒本人への支援にも増しまして家庭全体への支援が必要と思われまます。学校は子供家庭支援センターと連携し、児童相談所や民生児童委員さん

の協力も得て、基本的な生活習慣の確立や適切な相談機関につなげることが重要であると存じます。

今後の取り組みといたしましては、これまでの取り組みをさらに充実をさせますとともに、さらに新たな支援策を考えております。一つは、昨年、試行的に小学校に実施をいたしました教育相談員による訪問相談を、今年度は各小学校に月2回程度実施をいたしてまいります。このことにより小学生の悩みの早期発見と解消を目指し、不登校への未然防止を目指します。

二つには、メンタルフレンド事業によります家庭訪問相談の実施でございます。これは東京都の不登校対応推進地域指定事業と、文部科学省のスクーリング・サポート・ネットワーク事業を受けまして、不登校による引きこもり児童・生徒に対しまして学生相談員が家庭訪問を行い、よき先輩、あるいはよき姉や兄として相談相手となり、人間関係を回復をさせ、学校復帰のための支援を行うものでございます。

三つ目といたしましては、不登校対応連絡協議会を設置をし、学校、教育相談室、適応指導教室、教育委員会、子ども家庭支援センター等の関係機関が一堂に会し、不登校児童・生徒への対応について共通理解を図るとともに、家庭への働きかけについての役割を確認する場といたしたいと考えております。

以上、大野議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○5番(大野聰君) 御丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、1回目の再質問を幾つかさせていただきます。

まず、人事考課制度でございますけれども、この制度は26市の場合、福生市の場合は先駆的におやりになるということで非常に評価をしておりますし、やはり職員のやる気を十分引き出して、市民福祉の向上に役立てるということでは非常に重要な制度ですので、ぜひ実施をしていただきたい立場から、幾つか再質問をさせていただきます。16年、17年度と、一応目標管理制度ということで、人事考課制度になったときにはその制度について若干変わるというお話、業績評価ということになるということですが、いろいろ今、市長の方から御答弁をいただいて、それなりの成果を上げたという御答弁でございましたけれども、この制度、実は私もかつてそういう立場でそういう仕事をやらせていただいたこともあります。それを評価するに当たっていわゆる「ハロー考課」と言うのだそうですけれども、中間、普通あたりにどうしても行ってしまうというような、これから特に人事考課制度をやる場合も真ん中あたり、無難なところにつけるということが結構多くなるのではないのかなというふうに思っています。

一応、目標管理ということで2年間実施されたわけですが、1次評価者、各課長さんがおやりになったと思うのですが、これらの2年間の総括ということで、先ほどちょっとお伺いしましたけれども、この場合、とりあえず1次評価者ということでお伺いをさせていただきますけれども、評価された課長さんの2年間の経験に基づく意見とか反省点とか課題について調査をされたかどうか、これは次のステップに行くには非常に重要なことだと思いますので、どうだったかということ。これも組織内で一部そういうお話もちょっと聞いたことがありますので、ぜひその辺について、調

査をされたかどうかをまずお伺いします。

それから、今回、一応目標管理制度ということで個人目標をそれぞれの職員が作成をして、1次評価者に出して面接をしたということになっておりますけれども、それをまとめた総務部ですね。当然人事担当の方でござんになっていると思うのですが、その辺がどうだったか。それから、書かれたところの中身と言いますか、これは感想というか所感で結構でございますので、その辺についてお伺いをいたします。

それから、この項の三つ目では、目標管理制度で先ほどいろいろ評価すると、幾つかの区分によって評価をするということでお話がありましたけれども、その結果の各段階別の評価結果はどうだったのか、その傾向ですが、真ん中あたりが結構多いのかどうかわかりませんが、その辺についてお伺いいたします。

それから、2点目の交通安全対策についてでございますが、今、市長の御答弁でいろいろお話を伺いましたけれども、交通量調査についてはぜひ早急に実施をお願いをして、その結果をいろいろ施策に反映をお願いしたいと思います。

それから、2点目は羽村市の居住者の方だから福生市の道は通らせないということは絶対できないわけですから、付近の住民、特に新堀橋のところというのは信号が結構早く変わるものですから、下から上がってきた車が結構スピードを出したりしているので、特にあの辺は散歩の方が非常に多いので危険ですので、そういう対策についてお願いしたいと同時に、羽村市に対して道路整備なり対策の計画があるのかどうか。なければ、やはり自分のところの住民のことですから、その対策について何らかの対策を講ずるように強く要望していただけないかということについてお伺いします。

それから、三つ目につきましては根本的な改善は、拡幅とか歩道の整備等の対策が必要になると思います。ただ、この付近は東京百景とか福生十景になっているところは地権者の問題とか財政的な問題もあると思いますが、拡幅について検討していただけるというお話、これからいろいろ、さまざまな課題があると思いますけれども、いつごろまでに対策を講じていただけるのかどうかについてお伺いします。

最後に、不登校対策でございますが、この問題、今回の教育長の御答弁でやはり家庭に起因する部分が他市の平均値をかなり上回っている結果になっているというような状況が非常にあると思うのです。そういうことで、今回は家庭——意欲、能力の低下という問題に関してどうしていったらいいかと、教育委員会なり学校だけで対応できない部分も相当あると思いますので、その辺をとりあえず視点にして再質問させていただきますけれども、まず、先ほどの御答弁の中で不登校対応連絡協議会というのを立ち上げるというお話を伺いましたけれども、これは幾つかの関係機関が挙げられておりますけれども、どのような関係機関、それから協議内容、年間どのくらいやるのかというようなことの具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、2点目については17年度からでしたか、適応指導教室が開設されました、それなりの成果があがったというふうに伺っておりますけれども、18年度、現在の状況についてどのくらい通所されているのかについてちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、17年度の実績で何名かの方が学校に復帰されたというふうに伺いまし

たけれども、この辺についてその後の、学校復帰後の状況、当然またそのまま不登校になってしまうというような状況は避けなければいけないわけですが、必要な指導の体制が組めているのかどうか、特に学校と適応指導教室との連携とかについて、どうなっているのかについてお願いをしたいと思います。

それから、3点目でございますけれども、これはちょっと関連ということで今回子ども家庭支援センターとの連携をかなりやっつけていってということで、昨年7月から子ども家庭支援センターができたわけですが、不登校にかかわる相談の件数、それから具体的にどのような相談内容だったのかについてわかる範囲で教えていただければと思います。

それから、4点目については今回、いわゆるメンタルフレンド制度ですか、東京都なり国の事業の委託を受けて、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業緊急委託、メンタルフレンドというお話でしたけれども、そういう事業を実施をされていくということで、前の御説明をいただきますと、この委託事業というのは2年間ということで、やはりお兄さん、お姉さんに家庭訪問をしていただくということで大いに成果が上がるのではないかと思います、これについて2年間の委託事業が終わったらもうおしまいということなのかどうか。やはりこういう事業というのは必要な事業だと思いますが、その辺の継続の可能性はどうなのかについてお伺いをします。

それから、今回、子ども家庭支援センターができた以降、教育相談室と学校との連携がいろいろかなり図られているということで非常に結構なことだと思いますが、今、新庁舎の建設をされております。それに当たって現在、社会福祉センターの中にある子ども家庭支援センターについて、熊川、南田園の方にあるわけですが、ある程度もう少し福生の方にも近いところに設置をしていただければと思いますし、なおかつ教育相談室との連携とかというものも非常に密接になってくるので、新庁舎開設後に新しい——具体的には現在の第四庁舎あたりに子ども家庭支援センターを移して、教育相談室と合同の運営をすとか、そういうことが可能かどうか、検討される余地があるのかどうかについてまずちょっとお伺いします。

それから最後に、これも関連ですが、先日、文部科学省で虐待の問題でいろいろ学校の調査をしたということで、これも虐待が結局不登校につながるケースもあると思うのですが、虐待がある可能性があった場合には、それを発見した人は児童相談所に通告をしなければいけないという義務を知っている先生が、小・中学校とも3割程度しかいなかったということをニュースでちょっと聞きましたけれども、本市の場合、実態はどうなっているか、どのように先生方に指導しているのかについてお伺いいたします。

まず、第1回目の再質問とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問に対しまして、お答え申し上げます。

3点ほど質問をいただいております。目標管理制度についての第1評価者である課長から課題等の調査をしたかということでございますが、ある程度の問題点を、課題点を研修の中で行っておりますが、詳細な調査は実施していないところでございます。

二つ目の問題点をどのように把握しているか、また感想でございますが、全職員の個人の目標申告書は目を通しておりますが、まだ問題点についてまで整理をしていない状況でございます。それと、感想でございますが、日本人の傾向かどうかわかりませんが、自己評価の方が、上司が行った評価よりも遠慮してかどうかわからないのですが、低い評価となった傾向になっております。

それと、評価状況につきましては目標管理の平成17年度自己評価は5段階の一番よい評価の5が13人、4が168人、3が185人、2が22人、1が6人で、合計394人でございます。これに対しまして上司が行った評価は5が15人、4が190人、3が162人、2が26人、1が1人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 大野議員さんの都市建設部関係の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、交通量調査の実施でございますが、市長より早急に調査を実施したいとの答弁がありました。いろいろな手続等もありますので、今月中か7月上旬には発注したいと、このように考えているところでございます。

2点目の羽村市への要望等についてでございますが、現在、羽村市玉川に建設されておりますマンションの前の道路につきましては、羽村市道7087号線と7091号線でございますが、このマンションは羽村市の宅地開発指導要綱に基づく協議がしてございますが、そのときに道路の拡幅の依頼はしていないと、このようなことでございまして、羽村市におきましてもこのマンションの建築に伴いまして付近の道路の拡幅についてはちょっと計画がないということでございます。

ただ現在、羽村大橋の旧奥多摩街道のT字路のところ「すいすいプラン」を実施しておりまして、このマンションの近くの道路につきましては羽村の堰からと羽村大橋の前に坂があるのですが、そこからの迂回路にもなっているということでございますので、その「すいすいプラン」が完成いたしますと、若干緩和するのかなというふうには思います。しかし、88世帯の住民の方が入居するということになりますと、安全対策として考えなければならないということで羽村市に対しましてスムーズに通行ができるような拡幅整備につきまして要望してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、3点目でございますが、いつごろまでに検討できるのかということでございますが、市長答弁にもありましたが、拡幅の可能性について検討したいと思っておりますが、交通量調査の結果だとか地権者の折衝、こんなことがありますので、時期について明確に答弁できないのは大変申しわけないのですが、事務手続としては現在実施計画を策定中でございますが、来年度は非常に難しいかなというふう考えておりますので、その次の年ぐらいまでに可能ということになればルールに乗れるのかなと、こんなふう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育委員会参事（嶋崎政男君） 不登校問題について6点御質問をいただきましたが、このうち5点につきまして答弁申し上げます。

まず1点目の不登校対応連絡協議会でございますが、関係機関が情報交換を密にす

るとともに、解決に向けまして具体策を検討するという会でございます。年間3回を予定してございますが、構成は各学校の教育相談担当者、子ども家庭支援センター、教育相談室、適応指導教室、このようになっております。

2点目の適応指導教室の現状でございますが、本日、6月6日現在、小学生が2名、中学生が11名、合計13名が通室しております。男女比で申し上げますと男子が4名、女子が9名となっております。また、学校復帰を果たした児童・生徒の件でございますが、指導主事の訪問等によりまして十分フォローをさせていただいておりますが、現在、再度不登校に陥ったというケースは聞いてございません。

第3点目でございますが、子ども家庭支援センターへの相談の中に含まれる不登校の関係でございますが、7月から18年の3月までの間、6件あったと伺っております。相談の内容の詳細についてはつかんでございませんが、スクールカウンセラーや保健所等がかかわっているケースも含まれているということで、大変難しいケースを担当していただいているのではないかとそのように考えております。

4点目でございますが、本年開始いたしますさまざまな施策でございますが、これは成果を十分に評価いたしまして、成果の上がったものにつきましては市単独での実施が可能かどうか、十分協議したいと考えております。

最後に、虐待の関係でございますが、この児童虐待法の防止法第5条の通告義務については繰り返し学校の方をお願いしておりますので、私どもといたしましては学校での周知は100%と考えております。ただ、判断基準が大変難しい点がございますので、そのあたりの研修につきましてはまた今後も考えていきたいと思っております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 私の方からは、新庁舎建設後の第四庁舎等の活用についてでございますが、新庁舎の建設後には幾つかの施設があくこととなってまいります。そのため第四庁舎を含めまして空き施設の活用方法について現在、庁内職員で構成されております未利用地等検討委員会におきまして検討を進めているところでございます。年度内には一定の方向性を見出してまいりたいとそのように考えておりまして、その際に議会へも御報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石川和夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（大野聰君） 御答弁ありがとうございました。それでは、2回目の再質問をさせていただきます。

まず、人事考課制度でございますけれども、やはり制度を実施した場合、総括というのですか、それは当然やるべきだというふうに思います。今回初めての試みで、研修はそれなりにやったということでございますが、やはり実際に評価する側にとっても非常に辛いものがあると思うのです。まして今度は人事考課制度になったときに業績評価だけではなくて、そのほかの評価も当然やるわけですので、やはり実際に現

場で携わった人たちの意見を聞いた上でやるべきだと思います。

今年度、人事考課制度そのものについては一応試行をして、19年度から本格実施という予定だというふうに伺っておりますが、その辺について今からでも管理職の方を集めて問題点なり課題はどうだったかということについて、やはりある程度何らかの形でヒアリングなり何かをやるべきではないかと思うのですが、その点についてどういうふうにお考えになるのかということです。

それからもう一つ、今回の目標管理制度の中の個人目標、それぞれが目標をつくって、それを評価したということで、その結果は総務部では一応ごらんになったと、決裁を回したので当然見たというお話のようですが、これも当初、人事担当が意図したところとどうだったかというあたりは、やはり検証していく必要があると思うのです。これは当然内部の問題ですから、その辺についても、これは一応要望にしておきますが、その辺の検証をやはりきちとした上で考えていかなければいけないのかなというふうに思いますので、ここについてはとりあえず今まで目標管理制度で実施した、特に一評価者に対する課題とか意見の聴取を今からでも実施されるお考えがあるかどうかについて、一つ伺います。

それから、当然今年度、今度、人事考課制度ということで実施をされるということですが、それについて今回、目標管理制度で実施したと、結果的にまだ実施していないのですが、これからもしやっただけならば、人事考課制度の総括、1年間が終了した時点の総括も実施をするお考えがあるかどうかについてお伺いしたいと思います。当然、これは、先ほども御説明ありましたけれども、個々の職員の身分なり給与とか収入とか、そういうものに大きく左右されるわけですし、そのことでどうしても、人間が人間を評価するわけですから、私の経験からいってもやはり公平、公正と言いながらもなかなか難しい部分があったように記憶しておりますけれども、そういう意味では評価の仕方も十分しなければいけないと思います。

まして、役所の場合は例えば収納課みたいに収納率を上げるということが一つの目標であるところと、管理部門のようにある一定の事業を立ち上げて、それをどういうふうに立たせるか。例えば人事担当であれば、今回、人事考課制度が実施されたかどうかというだけの評価ということになるのかどうか知りませんが、そういうことだけではなくて、やはりそれぞれのセクションの物差しによって評価の仕方というのは相当違うと思うのです。ですから、そういうもので十分担当課としても実際に終わった後の評価、総括をしていく必要があると思うので、その辺についてどのようにお考えになるか、ここでは2点、ちょっとお伺いします。

それから、不登校対策につきましてですが、幾つか御答弁いただきました。特に今回いろいろ打ち合わせのときにお話を伺っておりますが、親の養育能力の低下というあたりが相当問題になってくる、問題になっているのではないかとあります。もちろん学校ですとか友達関係の原因で不登校の子供たちもいるのかもしれませんが、その辺のところでは特に家庭の問題が相当大きな問題になっているのではないかと思います。

つい最近も、秋田県の藤里町で不幸な事件がありましたけれども、やはり親御さん

の養育能力というのが全体的に低下をしているのではないかと思いますし、これは実態としてわからないようですけれども、今回たまたま不登校の関係で子ども家庭支援センターの職員の方にいろいろ伺いました。不登校の中には福祉事務所にかかわっているケースもそれなりの件数があるというふうなことで伺いましたけれども、子ども家庭支援センターの場合ですと、社会福祉課の方のケースワーカーと連携をとりながら、やはりそれなりの対応がある程度できると。教育委員会がダイレクトにケースワーカーにお話をされるということはなかなかできないのかもしれませんが、子ども家庭支援センターであれば同じ部の中ですし、そういう連携が十分図れるのではないかと思います。

これは要望にしますけれども、そういうことで家庭の指導と言いますか、そういうことについてもこれから十分実施を、これはなかなか子ども家庭支援センターだけとか社会福祉課だけでということではなくて、やはり行政全般としてどこでどういうふうにかかわるかというか、やはり親の指導ですから、なかなか難しい問題だと思うのです。そういう意味では教育委員会にでもということになるのかもしれませんが、さっき質問の中でしましたように学校に「朝、起こしてくれ」と、電話でコールしてくれというような電話をお願いしたいというような話もあるぐらいですから、なかなか親御さんにわかってもらうということは非常に大変だと思います。

また、特に朝、食事をしないで来るとか、そういうケースも結構あるというふうに聞いておりますけれども、この辺については今後全庁的な取り組みとしてどういうふうにしていったらいいか、その辺を十分御検討いただければと思います。

それから、今年度委託事業として実施されます、いわゆるメンタルフレンド事業ですが、これはいろいろなところで、学校の関係だけではなくて福祉関係などでもメンタルフレンドという事業があるようですが、大いにこの成果を上げていただいて、今後も継続していただいて、やはり家庭と直接連携をとるということで、これも単に教育委員会だけの問題ではなくて、福祉の方も含めていろいろ協議をして実施を進めていただいて、継続的に実施をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、最後に交通安全対策ですが、安全対策についてぜひ早急をお願いしたいということですが、特に福生市の場合、加美の立体の南北道路がありますし、これから多摩川通りが拡幅されるということで、その辺はかなり改善されることになると思いますけれども、どうしても警察の前の南北、上から下へ通じる道だとか、それから神明神社のわき、松林通りと言うのですか、かなり大型のダンプなどが通って危険な状況があります。そういうことでこの辺の安全対策についてもっと積極的に、ただ、今、事故がないからいいよということだけではなくて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2点お願いしましたので、よろしく願いいたします。

○総務部長（田辺恒久君） 答弁を申し上げます。私の方から2点、お答えいたします。

総括でございますが、目標管理制度の総括として御指摘をいただきましたので、そ

れを踏まえまして意見聴取を実施してまいりたいと思います。特に評価につきましては2年間研修をしてまいりましたが、評価を行った管理職にも反省点、改善点、新たな課題を抱えているものもいると思われれます。また、評価の公正、公平を保つためにもここで1度、課長職の意見の集約を行い、研修により評価のより統一化を図ってまいりたいと存じます。

2点目の今年度から始まっております人事考課制度についての総括でございますが、人事考課制度は本年度が試行となっておりますが、平成19年度からの本格実施に向けましては職員の処遇等に反映しますので、なお一層厳正な評価体制を確立する必要がありますので、このような研修は毎年度実施する必要があると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番(大野聰君) どうもありがとうございました。では最後に、その件の要望だけお願いしまして、終わらせていただきます。

この評価制度、先ほど言いましたように使い方を誤ると結構問題が出てくると思いますし、まして今回、この人事考課制度はいろいろな影響があるということで、要領を拝見しますといわゆる評価の結果を開示するという事で考えていらっしゃるようです。やはり、開示に耐えられる、個々の評価を受けた職員が、要求してそれが開示に耐えられるものでなければならぬわけですから、実施に当たっては十分細心の注意を払いながら実施をしていただきたいことを要望しまして終わらせていただきます。ありがとうございます。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 次に、3番田村昌巳君。

(3番 田村昌巳君質問席着席)

○3番(田村昌巳君) 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。横田基地対策について、3点質問させていただきます。

まず1点目に、日米再編の最終報告についてでございます。2010年度に横田飛行場に移転する航空自衛隊航空総隊司令部と横田基地、すなわち米軍の関連する施設及び共同する計画は、横田空域を含めどのようになっていくかお聞きしたいと思えます。

2点目に、自衛隊・航空機の使用についてでございます。航空総隊司令部の移転が決定し、その上で自衛隊航空機が府中基地で毎年飛行していると同様、またそれ以上飛行する予定があるか、お聞きをしたいと思います。

3点目に、再編で基地に自衛隊移転先を抱える自治体向けの振興策としての交付金制度でございます。政府は在日米軍再編で基地移転先を抱える自治体向けの振興策として、今までの資金の分配のほかに米軍再編に伴い、新たに交付金制度が5月30日に内閣で閣議決定されました。この制度は福生市に今後どのようにかかわってくるのかお聞きしたいと思います。

以上で、質問席からの質問を終わります。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 田村議員さんの御質問にお答えをいたします。

横田基地対策についての1点目、日米再編の最終報告につきましては10月の中間報告に大まかな日程が追加されたもので、全体としては大きな変化はなくて、横田飛行場の関連についての方向性ということにつきましては、一つは航空自衛隊航空総隊司令部は2010年度に横田飛行場に移転する。ただし、司令部の庁舎の建設場所だとか移転する隊員の人数など具体的なことはこれから協議する、こういうことでございます。

それから、共同統合運用調整所は防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含むもので、この共同統合運用調整所は在日米軍司令部の会議室等を利用することとのことで、新たに建物を建設する計画はないとのことでございます。

次に、横田空域についてでございますが、まず民間航空の事業者に対して横田空域を通過するための既存の手続について情報提供をするプログラムを2006年度に立ち上げるとあります。これは現在も大阪方面への1日50機の航空機が横田空域の中を通過しておりまして、このプログラムを立ち上げることによりまして横田空域を通過できる便をふやすことが可能になるということでございます。

次に、横田空域の一部について2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は2006年10月までに特定されるとあります。これは2009年12月に羽田空港の4本目の滑走路が運用されると、航空機の需要が1.4倍に増加するため、横田空域の一部を返還し飛行コースをふやす、あるいは複数化するということの要望をしているとのことでございます。

次に、横田空域の一部について軍事上の目的に必要なときに、管制業務の責任を一次的に日本国の当局に移管するための手続を、2006年度に作成するとあります。これは横田空域が一部返還される2008年9月までの間、横田空域で米軍が使っていないときに、横田空域の一部を日本が使えるようにする手続を2006年度に行おうとするもので、新聞報道では横田空域の上限から2000フィート、約600メートル低く飛ぶことが可能になるということでございます。

次に、日本における空域の使用に関する民間及び軍事上の将来のあり方を満たすような関連空域の再編や、航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得るべき返還に必要な条件を検討すると、こういう難しい言葉でございますが、ありますけれども、これは日本の空域について民間及び軍事を含む将来のあり方について検討する一環として、横田空域の管制権の全面返還に必要な条件を検討しようとするもので、そのためには現在、日本が行っている嘉手納での管制業務や、今後、横田に日本の管制官を配置し、日本側で訓練をして横田飛行場の管制業務ができるようにするというもので、この期間が2009年度までということでございます。

以上の4点について検討する機関として民間航空分科委員会に特別作業部会を設置し、検討されることとなっております。また、軍民共同使用については横田飛行場の軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12カ月以内に終了するということがございますが、検討の開始時期は明記されておりませんので、現時点ではいつ終了するかということもわからないと、こういうことになります。

次に、横田基地対策についての2点目の自衛隊航空機につきましては、航空総隊司令部の移転によって航空総隊司令部所属の航空機の常駐は想定されておられません。ただ司令官を初めとする自衛隊員の移動などのためにCH-47J等のヘリコプター、U-4やT-4、C-130H等の航空機の往来があるものと考えております。また、飛行回数につきましては平成17年の1年間に、航空機を府中市の方で利用し、自衛隊員が移動した回数は約400回との回答がありますから、大きな変化は全体的には起きないだろうと考えております。

次に、横田基地対策についての3点目、基地に対する振興策としての交付金制度については、5月30日に閣議決定されておりますが、その内容は「我が国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任を持って取り組む必要がある。その上で再編関連措置を実施する際に地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては負担を担う地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施する」としております。

また、政府はこのような考え方のもと、法整備及び経費面を含め再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずるとしておまして、横田基地に関しましては横田基地に自衛隊が移転するという事で、新たな負担を伴う地方自治体に該当するという説明を受けておりますが、その具体的な内容や基準は、今全くわからない状況でございます。今後、これらの点につきましては情報収集に努めまして、適切に、しかもできる限りの対応をしていかななくてはならないとそんなふうに思っているところでございます。

以上で、田村議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○3番（田村昌巳君） 御答弁、大変ありがとうございました。

2点ほど再質問させていただきます。まず1点目に、横田空域の件でございますが、横田空域に関する機関には民間航空分科委員会と特別作業部会の二つの機関がありますが、民間航空分科委員会は羽田空港の拡張により航空需要の増大に対応するため、航空機の便数をふやすための委員会と思っておりますが、この民間航空分科委員会はどこに所属する機関で、どのような構成になっているかお聞きしたいと思っております。

また、特別作業部会はどのようなことを検討していくのか、その構成メンバーについてもわかりましたら、お答えをお願いいたします。

2点目に、振興対策の件でございますが、在日米軍の再編に伴い被害、迷惑等影響を受ける基地は米軍の基地だけではなく、自衛隊の基地も含まれると思っております。新しく滑走路をつくるキャンプシュワードもあれば、米軍の空母艦載機の基地となる岩国基地、あるいは米軍の戦闘機の訓練基地になる千歳や百里基地などがあって、影響を受ける度合いは基地によって違いがあると思っております。この違いは地域振興対策交付金でどのような違いになるか、わかりましたらお聞きしたいと思っております。

以上2点、よろしくお聞きいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の民間航空分科委員会についてでございますが、この委員会は日米合

同委員会に所属する組織で、国土交通省と在日米軍で組織をされ、構成メンバーは日米それぞれ七、八名とのこととでございます。また組織の代表でございますが、日本側の代表者は国土交通省航空局管制保安部長、それに米軍側の代表者は在日米軍司令部運用参部長とのこととでございます。

それと次に、特別作業部会が検討する内容でございますが、民間航空分科委員会で決めたいわばデザイン的なものをより具体的に検討していくものでございます。例えば、航空機をどのコースから横田空域に飛行させるのが安全で、かつ効率的であるとか、このほかにも管制業務に必要なさまざまな問題を具体的に検討すると聞いております。

また、この特別作業部会の構成でございますが、国土交通省、防衛庁、外務省、それに在日米軍で構成されているとのこととでございます。

続きまして、2点目の振興対策についてでございますが、交付金等の具体的な基準や予算につきましては決まっておられません、国に問い合わせをいたしましたところ、在日米軍の再編に伴い、基地ごとに影響が異なっておりますことから、その違いによる対応を考えているとのこととでございます。

○3番(田村昌巳君) 御答弁、大変ありがとうございました。

最終報告につきましても、大まかな日程やこれに関連したほとんどの情報が不十分であると思われ、市長を中心に情報収集をし、確実な情報を市民の皆様に提供できるよう要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 次に、20番清水信作君。

(20番 清水信作君質問席着席)

○20番(清水信作君) 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。今回は、防災対策について、エコセメント事業について、都市基盤整備についての3点であります。よろしくお願いいたします。

まず、第1点目の防災対策についてお伺いいたします。過去10年の間に阪神・淡路大地震、新潟大地震と大きな地震が前触れもなく発生し、多数の尊い人命を失い、甚大な被害をこうむる経験をしてまいりましたが、本年5月27日にはインドネシア、ジャワ島で大きな地震が発生し、被害は死亡者6300名、家屋等を失う被害を受けた人10万人と報道されました。

本年5月25日、東京都防災会議で首都直下型地震による東京都の被害想定をまとめ、これに基づいて首都の防災対策の基本となる東京都地域防災計画を修正する発表がありました。東京湾北部と多摩直下を想定、マグニチュード7.3と、発生頻度の高いマグニチュード6.9、火災などの被害が最大と予想される冬の夕方18時と、就寝中の被害に遭う恐れのある明け方の5時、区市町村別の被害の想定、地域の実態に即した対策が検討できるよう区市町村別の被害を明示とありますが、我が福生市ではどのような対応をとっておられるかお伺いをいたします。

次に、防災対策の2として、福生市の公共建物の安全性についてお伺いいたします。大地震等の災害が発生した場合、多くの市民が避難する場所としての公共の建物の安

全性についてどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、防災対策の3として自主防災組織の強化策についてお伺いいたします。災害等が発生した場合、まず地域の自主防災組織の活躍が被害を最小限にとどめることと思います。この町会等の自主防災組織に消防団のOBの参加が欠かせないものと思いますが、この点、どのようにお考えですか、お伺いをいたします。

次に、2点目のエコセメント事業についてお伺いいたします。ごみの問題は社会生活上避けて通れない問題であります。多摩390万人のごみの最終処分について日の出町の御協力、また25市1町の管理者及び三多摩地域廃棄物広域処分組合の組合議員の皆様の特段の御努力に感謝を申し上げまして質問をさせていただきます。

資源循環型社会を押し進めるエコセメント化施設が関係者の永年の研究と知恵と努力によって本年6月より稼働いたします。そこで、エコセメント事業の開始に当たって、これまでの経過とこの事業の今後の見通しについてお伺いをいたします。

次に、3点目の都市基盤整備についてお伺いいたします。旧奥多摩街道と五日市街道の歩道の整備についてお伺いいたします。旧奥多摩街道と五日市街道は第三小学校、第七小学校、第一中学校、第三中学校等の通学路でもあります。近ごろ、この歩道の傷みがひどく、利用する通学の児童・生徒、また高齢者等から改善の要望をいただいているところであります。

昨年も一般質問で、18年4月の新入学生の入学時までには整備を要望いたしました。東京都の財政事情により18年度初期に整備との連絡をいただきました。その後の進捗状況をお伺いいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 清水議員さんの御質問にお答えをしていきます。

直下型地震の被害想定についての1点目、東京都、福生市の対策の見直しの考え方でございます。東京都が本年3月に発表しました首都直下型地震による東京都の被害想定は震源を東京湾北部、多摩地域とし、規模はそれぞれにマグニチュード6.9及び7.3、発生時間が冬の夕方18時と、冬の朝5時等のさまざまな状況を想定し、予測をしております。

被害想定の中で大きな被害が想定される多摩直下、マグニチュード7.3での予測震度によりますと、福生市は震度6弱ということになっております。平成16年度に見直しました福生市地域防災計画は、その震度6弱もとの計画となっておりますので、大きな変更はないと考えておりますが、東京都は今年度、この被害想定により東京都防災計画の見直しを進めておりますので、その結果によりましては必要な見直しをしていかななくてはならない部分が出てくるかと、こんなふうに考えております。

次に、2点目の公共建物の耐震の安全性でございます。市の公共施設の震災対策は平成11年12月に策定しました福生市既存建築物耐震改修促進計画により進めております。耐震診断を実施し、耐震補強の必要な6施設について年次計画により耐震補強工事を実施してきております。

平成18年度では庁舎と中央体育館が耐震構造として現在工事が進められ、また予

定されておりますので、この工事が完成いたしますと、学校施設の早い時期での耐震化率100%を初め社会教育施設、福祉施設等の市内公共施設のほとんどは耐震補強の改修は整備済みとなりますが、第四庁舎、すみれ保育園が耐震補強工事未整備施設となります。第四庁舎は本庁舎建て替え後の施設利用を、すみれ保育園は民間化や幼保一元化といった諸課題を見極めまして、耐震補強工事、もしくは建て替えの判断をしていかななくてはと考えております。

3点目の自主防災組織の強化策でございますが、市民の自主的な防災活動が被害の拡大の防止に果たす役割は大変大きく、消防、防災について経験豊富な消防団経験者に自主防災組織に参加していただくことは大変心強いことでございます。

木村消防団長は、最近、団員に対しまして「町会・自主防災組織、消防署、行政、消防団は車の4輪であり、一体となって地域の防災力向上を目指す」としまして、積極的に自主防災組織の行事等に参加するよう、消防団員を指導しております。既に多くの消防団経験者の方々に参加していただいておりますが、さらに現役消防団員も参加していくこととなりますことから、大変大きな期待をしているところでございます。

御存じのとおり、自主防災組織は町会、自治会の区域でお願いしてございまして、隣近所、地域での活動をお願いしておりますことから、町会、自治会にこだわることなく活動をお願いしてまいりたいと考えており、その方向で協力しあって、自主防災組織がさらに活発化していくことを期待をしているところでございます。

なお、福生消防署は自主防災組織の役割の重要性から、施策推進項目の中で自主防災組織リーダーの育成を掲げ、自主防災組織の強化を図ってございまして、また消防署職員を町会・自主防災組織の連絡員と位置づけし、各種連絡調整や防災についてアドバイス等を実施しております。一つの町会、自主防災組織に1人の専属の連絡員をつけてございまして、きめの細かい対策をとっていただいております。

次に、エコセメント事業についての1点目、開始に当たっての今までの経過ということでございます。平成9年の7月に、東京都から多摩地域の全自治体に対しまして「多摩地域都市ごみ焼却灰のエコセメント資源化」についての提案がございまして、同年9月に多摩地域の市町村、東京都市町村自治調査会、学識経験者及び東京都から構成される多摩地域焼却灰エコセメント化施設導入検討委員会が発足し、平成10年2月に検討委員会より報告書の提出がありました。

その報告を受け、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が具体的な検討を行うこととなり、平成11年2月、エコセメント化施設導入基本計画、平成12年4月、エコセメント事業基本計画、平成14年7月エコセメント事業実施計画を策定いたしました。その後平成15年2月、施設用地の造成を開始し、平成15年6月、処分組合と民間事業者との間で基本協定の締結、7月に施設建設、運営契約を結んだところでございます。施設整備事業者は太平洋セメント（株）と（株）荏原製作所、運営業務委託事業者には東京たまエコセメント（株）に決定をし、平成16年1月にエコセメント化施設建設工事が始まりまして、平成18年、今年の6月に本格的に稼働を始めております。

2点目の今後の見通しについてでございますが、エコセメントは日本工業規格、J

ISに認証され、普通セメントと同等の強度、耐久性、安全性を有し、土木建築工事やコンクリート製品など普通セメントと同様な用途に使用できるものでございます。運営委託先の東京たまエコセメント（株）の親会社である太平洋セメント（株）の販売力、流通力を最大限活用するとともに、公共事業での利用拡大を推進することとなっております。

東京都三多摩地域廃棄物処分組合では、平成17年7月に組合の理事会で、公共事業での優先的使用を決議し、10月に構成団体の市長、町長に文書で利用拡大を要請、11月に構成団体の担当者、土木工事発注部署への説明会も行っております。なお、平成18年3月にグリーン購入法に基づく「東京都環境物品等調達方針」、いわゆる公共工事関係ですが、これの特別品目に入りまして、特に重点的に調達を推進するものと規定されております。

また、関東コンクリート製品協同組合ほか15団体へ、個別訪問や文書による協力要請も行っているところございまして、ことし4月から名称変更した「東京たま広域資源循環組合」はエコセメント事業の大きな課題でございます販売のための事前活動を行い、本格稼働に伴うエコセメントの販売に備えているところでございます。

次に、3点目の都市基盤整備についてでございますが、都道の改良工事等は毎年開催しております東京都西多摩建設事務所との行政連絡会及び地元都議会議員等を通じまして要望しており、計画的に都によって実施をしていただいているところでございます。旧奥多摩街道の歩道等の整備でございますが、平成17年度は、当初、牛浜交差点から中福生公園西側交差点までの約610メートルを整備する予定でございましたが、財政状況等の諸事情によりまして熊野橋付近から中福生公園西側交差点までの約110メートルの整備となったところでございます。

御質問の牛浜交差点から熊野橋付近までの未整備区間約500メートルにつきましては、平成18年度の第2四半期、7月から9月ということでございますけれども、そこで工事を発注し、工期はそこから100日間を予定しているということでございます。したがって、今年度やるということでございます。

次に、五日市街道の歩道等の整備でございますけれども、平成16年度には牛浜郵便局前交差点から銀座通り出口までの区間について、交差点改良事業により歩道の拡幅整備等を実施いたしました。また、17年度にはJR八高線から国道16号線まで歩道等の改修工事を実施しております。

御質問の銀座通り出口からJR八高線までの歩道等の整備については、平成18年度には図書館通りの交差点からJR八高線までの約250メートルについて改修工事を実施するというところでございます。残りの銀座通り出口から図書館通りの未整備区間につきましては引き続き整備できるよう、平成19年度の予算要求をしていくということでございます。

以上で、清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○20番（清水信作君） 御丁寧な答弁、ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

防災対策についてお伺いいたします。首都直下型地震等の災害が発生した場合の福

生市における被害想定を詳しくお願いいたします。

次に、エコセメント事業について再質問させていただきます。1として、この事業にかかわる負担割合と、福生市の負担金はどのようになるのでしょうか。

2として、この製品の販売先が心配されるところでありますが、販売価格と販売先はどうなるのでしょうか。

3として、加盟自治体、公共事業が積極的に使用とのことですが、我が市の新庁舎建設では採用の予定はありましようか、どうでしょうか。

4として、この製品を使用した場合、アスベスト製品のように人体に対しての健康被害の心配はないでしょうか。

5として、このセメント製造工程で出る廃棄ガスの中にダイオキシン等の有害物質が日の出町を初め西多摩一円に飛散する心配はないでしょうか。

6として、この事業の開始に当たって二ツ塚処分場の延命はどのくらいになるのでしょうか。以上6点、再質問とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

福生市地域防災計画の被害想定でございますが、想定されておりますのは多摩直下型地震マグニチュード7.3で、福生市の震度は、先ほど市長答弁にもございましたが、震度6弱でございます。そのとき想定される主な被害は建物被害が総数約1万6000棟のうち全壊数239棟、半壊数679棟、何らかの被害を受ける家屋が1812棟、焼失が3240棟となっております。合計で5970棟でございます。37%が被害を受けることが予想されております。

人的被害につきましては、死者13人、負傷者850人、帰宅困難者2668人、自宅外避難者1万795人となっております。そのような被害が一応想定されているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、エコセメント事業につきまして、6点、再質問をいただきましたので、順次答弁させていただきます。

まず第1点目でございますけれども、負担割合と福生市の負担金はどのようになるのかという御質問でございます。東京たま広域資源循環組合はエコセメント化施設の建設稼働に伴いまして、構成自治体にとって年度による大幅な負担金の増減が出ることを避けるため、平成18年度から27年度までの10年間の財政計画を策定しておるところでございます。エコセメント化稼働当初の第1期、これは平成18年、19年、そして公債費償還の拡大期の第2期20年から24年、公債費償還の縮小期の第3期、25年から27年に分けましての財政計画でございます。それによりますと各自治体からの負担金総額は18年から24年までの間は、各年、94億円弱になっております。第3期には、各年85億円程度になる見込みでございます。年度間の調整を24億円の基金を使って行う予定となっております。

また、組合の負担金総額を18年度で申し上げますと、管理費分、約4億8000万円は4分の1を構成市町村で均等割、そして4分の3は人口割でございます。また、事業費分約89億円は谷戸沢処分場にかかわる経費、二ツ塚処分場にかかわる経費、エコセメント事業にかかわる経費で、構成市町の搬入実績により算定されることにな

ります。なお、福生市の18年度の負担金合計は1億4800万2000円を見込んでいるところでございます。

次に、2点目でございますけれども、販売価格はまたどのような用途があるのかといったような内容でございますけれども、販売価格につきましては一般に土木、建築資材として使用されております普通ポルトランドセメントと同等の価格、トン当たり7000円から8000円で太平洋セメント(株)から売り出されるようになります。なお、組合からの初出荷は7月1日の予定と聞いております。製品は、普通のセメントと同等製品でございますので、同じ用途となりますが、ちなみに日本で最初に稼働いたしました千葉県の市原エコセメントの販売先はコンクリート製品向けが約65%となっており、道路側溝、ふた、U字溝、歩車道、境界ブロック等などでございます。ほかに生コンクリート向けが約15%、固化材向けが約20%となっております。

3点目の新庁舎では使用するのかにつきましては、後ほど総務部より答弁をいたします。

4点目、製品はアスベストのような健康被害をもたらす心配はないのかといった御質問でございますけれども、これにつきましては実証研究においてエコセメントを使用したモルタル、そしてコンクリート、インターロッキングブロック、エコセメントの粉末等につきましては重金属の溶出試験結果は土壌の汚染にかかわる環境基準を十分に満足しておりますので、心配はないと考えております。

次に5点目でございますけれども、エコセメント工場からはオキシダントのような排ガスが出る心配はないのかといったことでございますけれども、製造工程では原料を1350度以上の高温で40分以上焼いて製造することから、心配されるダイオキシン類は分解され、このとき同時に発生する排ガスはさらに200度で急速に冷却され、再合成を防ぐとされております。また、排ガス中に移行しました銅、亜鉛、鉛などの重金属類は濾過式集塵機で集められ、分離回収されて再利用されるとなっております。排出されるいわゆる煙に含まれます窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、煤塵、水銀、ダイオキシン類は法令による規制値よりも大幅に低い自己規制値によって管理されることとなりますことから、御心配のようなことはないというふうに考えております。

最後でございますが、二ツ塚処分場の延命は何年になるのかといったことでございますけれども、二ツ塚処分場の埋め立て期間は当初16年間とされておりましたが、30年以上は使用できるようになったと試算されておまして、したがって二ツ塚処分場の埋め立て開始が平成10年1月でございますので、平成40年ごろまでは使用が可能になると見込まれております。

以上、答弁とさせていただきます。

○総務部参事(田中益雄君) 私の方から、新庁舎建設工事でのエコセメント製品等の使用の予定につきまして、答弁させていただきます。

新庁舎建設工事につきましては、御案内のとおり、この実施設計につきましては今年の12月末で完了しているところでございまして、その時点では設計額等に反映させることができませんでした。今後、設計者や業者等の意見を聞きながら、主に外構

工事の部分になろうかと予想しているところでございますが、その使用につきまして検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○20番（清水信作君） 大変丁寧な答弁をありがとうございました。

それでは、要望させていただきます。防災対策について、首都直下型地震、福生市でも大きな被害が予想されております。万全の対策を講じ、「安心・安全な街 福生」を目指して御努力をお願いし、要望といたします。

2番、エコセメント事業について、この事業の目的は日の出町のごみ最終処分場延命にあると思っておりますが、大変大きな予算が必要であります。私たち市民一人一人がごみ減量に努力すべきと思っております。このエコセメント事業が順調に、安全に発展されるよう要望いたします。

3、都市基盤整備について、旧奥多摩街道、五日市街道の歩道の整備について、通学する児童・生徒や高齢者が安心して利用できるよう1日も早く整備に着手していただくよう要望いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前12時2分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番沼崎満子君。

（18番 沼崎満子君質問席着席）

○18番（沼崎満子君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして3項目について一般質問をさせていただきます。

最初に、食育についての基本的な考え方についてお聞きします。先月、5月11日から12日にかけて、総務文教委員会で食のまちづくりを進めている福井県小浜市を視察してまいりました。小浜市は平成13年9月、全国で初めての「食のまちづくり条例」を制定、さらに平成16年12月には食育の推進と食文化の継承、発展を目指す「食文化都市」を宣言し、食に関心を持ち、健康、長寿を志し、すべての世代で食の大切さを学べるよう「生涯食育」を推進しています。

推進の柱として、「地産地消」に心がけ、健康増進を図る、伝統的な食文化を次世代へ継承、食への理解を深め、生命の大切さを思う心を育てるなど7点を掲げて推進をしています。「地産地消」に基づく生涯食育は、その土地で生産されたものを食することが最も体によいという「身土不二」の理念を根底に食のまちづくりの柱となっています。すばらしい環境から良質な食材が生産され、そしてその食材は人の健康や精神を支え、長寿につながる。このように人は命を受けた瞬間から老いていくまで生涯を通じて食に育まれる。小浜市では生涯にわたる食の大切さを学べるよう、「地産地消」に基づいた生涯食育の推進に力を入れています。

特に興味を感じたのは、食文化館で実施されておりましたキッズキッチンでの食育で

した。これは市内の園児を対象に子供たちが自分の力で調理を体験するというものです。ビデオをとおして説明を受けました。平成15年秋から「食のまちづくり課」が中心となり、幼児料理教室、キッズキッチンを開始したそうです。親は一切手助けはしません。調理の前には野菜の名前や、におい当てクイズ等をとおして子供たちの興味、関心を高め、子供たちは実際にみずから調理することにより達成感を味わい、時には包丁を持ち、生きたイワシをさばきます。こうすることで食に対する感謝の気持ちも育てています。もちろん、扱う食材はすべて地元産です。スイッチ一つでご飯が炊けるのではなく、かまどで炊き、コンブや煮干しからだしを取ってお味噌汁をつくるという徹底した食育には感動いたしました。

正直言って、ビデオを鑑賞するまでは「園児と包丁」、危ないというイメージが強く、理解ができなかったのですが、百聞は一見にしかずで、園児たちが目を輝かせて一生懸命取り組む姿は胸が熱くなり、やればここまでできるのだということを確認いたしました。

また、小・中・高校生対象の食育では文部科学省から朝食と学業、成績との関連についての調査研究結果が公表されるなど、朝食の重要性が指摘されています。小浜市の食育検討委員会では、平成14年度に市内の全幼稚園、保育園、小・中学生、高校生を対象に朝食に関するアンケートを行い、年齢が増すほど朝食抜きで登校する子供たちが多くなり、栄養バランスの悪い朝食で済ませている家庭も多いという結果が出ました。これを受け、市では地区単位で食生活改善推進委員が地区内の小学校へ出向き、成長期の子供にとって望ましい朝御飯をつくり食べてもらうとともに、朝御飯の大切さを講義する取り組みを開始しました。

また、食文化館、キッチンスタジオにおいても成長期の子供を持つ市民を対象に手軽につくれる朝食教室などの取り組みを始めています。結果として嫌いなものを食べられるようになった。家でも料理をするようになった。学校の出席率が高い。成績がよい等の傾向にあるとの報告があるそうです。その他さまざまな食関係の取り組みがあり、小浜市は食を通してのまちづくり、食を通しての健康づくりを進めておられます。

このように、地方での先進的取り組みに触発されたわけではないでしょうが、国では生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育に関しての基本理念を定めるとして、食育基本法を平成17年6月に制定いたしました。法は、食育を知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、国民運動として取り組んでいくことが必要と述べています。また、市町村については市町村食育推進計画を作成し、食育の推進に努めなければならないとの努力規定が設けられています。

振り返って、福生市では個別の分野、学校教育などの分野ごとに食育が進められておりますが、今後、統一的な食育活動の推進についてどのように考えておられるのか、どのように進めていかれるのかなど、食育に対する基本的な考え方をお聞きいたします。

次に、2項目目は、「福生市男女共同参画推進条例」の制定についてお伺いいたします。

す。

去る4月21日に内閣府主催の男女共同参画研修会が開催されまして、私も参加し、担当大臣による講演、そして国が平成17年5月に策定いたしました「第2次男女共同参画基本計画」の概要について等をテーマとした研修を受けてまいりました。国は、計画の推進に当たって今後、地方公共団体との連携の強化、とりわけ市町村に対しては情報提供を初めとし、支援を図るという方針を打ち出しております。

福生市では、平成8年度に「福生市女性行動計画 福生女性プラン」を作成し、以来、施策として男女共同参画社会の形成に取り組んでいるわけであります。しかし、この10年間に男女共同参画社会推進事業を巡る社会環境も大きく変化し、この問題に対する国を初めとする行政の姿勢も揺れているように感じます。また一方、女性の雇用促進問題、子育てを巡る問題、家庭内でのDVの問題等々男女共同参画社会推進事業の重要性は増大するばかりではないでしょうか。

ところで市は、第3期総合計画修正後期基本計画において、今もなお家庭や職場に存在する何げない男女差別や伝統的、固定的性別役割分業意識など、女性の自立や社会進出の妨げとなっている意識が残っているため、これを改革していく必要があると述べています。また、家庭、地域、社会、職場等の理解と協力により市民や企業、行政が一体となって真の男女共同参画社会を築いていく必要があると、現状と課題を明らかにしています。

そこで、こうした現状を踏まえ今こそ福生市は男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにして、その方向を示し、男女共同参画を総合的、かつ計画的に推進することにより、「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」を築くため、福生市男女共同参画推進条例の制定を目指す必要があると考えますが、市のお考えを伺いたいと思います。

最後に、行政改革についてでございます。第4次行政改革大綱の基本的な考えについてお伺いいたします。現在、国、地方を問わず行政改革が行政運営の中心課題として取り組まれております。厳しい財政状況、多様化する市民ニーズへの対応など、従来の行政組織、行政運営では適切な対応が厳しい状況であることは議会、行政、そして市民の共通の認識となっております。

昨年6月の第2回定例会での一般質問で、行政改革への一層の取り組みとして国の新たな指針への対応について質問させていただきました。この指針では、行政に対する国民からの厳しい批判があることを踏まえて、事務事業の再編、整理、民間委託等の推進、職員定員管理、給与の適正化などを示し、また成果等の積極的な公表による市民への説明責任の確保等を求めており、福生市においてもこの趣旨に基づき地域性等を考慮した主体的な改革大綱として第4次の改革大綱を定め、一層の行政改革をしていきたいとの答弁をいただきました。

行政改革は、市民の理解と不断の努力があつてこそ成果が上げられると思います。17年度までを目標期間とした第3次の行政改革大綱の推進状況については、職員数の削減や事務事業の見直しなど、一定の成果が上がっているとの報告を受けております。そして、それらの成果、課題等を精査・検討した結果に基づき、本年3月に自立

した自治体等の確立を目指してを目標とした第4次の行政改革大綱が制定されたわけですが、ここで注目したいのはこの大綱の目標設定の説明として記載されている世論調査に関する文書で、今までの行政改革の成果に対する市民の意識と、行政のとらえ方に差があると指摘しております。行政は一定の成果が上がっていると認識し、市民はまだまだむだが多いと感じている、このような状況をスタート地点とする第4次行政改革大綱では、この認識の差をどのように埋めていかれるのか。また、大綱の策定方針ではコストを上げることなく市民満足度を高めることとしていますが、職員数の削減目標を6%以上としていることなど市民サービスの低下が免れないかどうか、この大綱推進の基本的な考え方についてお聞きします。

以上で、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 沼崎議員さんの御質問にお答えをいたしていきます。

第1点目の、食育についての基本的な考え方ですが、食育基本法では国民が生涯にわたり、生き生きと暮らすために健全な食生活の実践ができるよう学校、家庭、地域などを中心に食育の推進に取り組んでいくことを求めています。

福生市は、大都市東京に位置する市でございますが、食形態についてもその影響を受けておりますが、一方では、市の周辺には農業、酪農、果樹等の食材を生産する自治体もございます。このような状況の中にありまして、食育に関して力を注いでいる市民団体、企業、西多摩保健所など各種の組織、機関、あるいは市民の皆さんが大勢いらっしゃいます。

食育基本法で求められております食育は、市民の健康づくりと密接な関連を有しているものであり、7月に発刊を予定しております「健康ふっさ21」の中でも「栄養、食生活」として掲げておりまして、課題、目標、取り組みについての基本的な考え方を述べております。

食育は、市民の健康づくりの中で運動、活動、睡眠、休養、心の健康と並ぶ重要な構成要素であり、その適切な食に関する知識と食を選択する力の育成を、行政として推進していかなければならないと考えております。市では、各種講座や健康相談、運動、スポーツ事業などを通じまして食育につき啓発を進めてきておりますが、これらの市として行っております活動をさらに進めるとともに、「健康ふっさ21」を市民の健康づくりの基礎として他の組織、機関等と連携、協働を推進し、食育に関する啓発をさらに進めていかななくてはならないとこんなふうに思っております。

小浜市の例をいろいろと聞かせていただきましたけれども、かなり先に進んでいるなという感じがいたしました。いずれにいたしましても、「健康ふっさ21」ができたところでございますので、それに基づきながら食育の問題もさらに進めていかななくてはと、こんな思いでございます。

次に、福生市男女共同参画推進条例の制定についてですが、市では平成8年度に、男女共同参画社会を形成するために市が行う施策の基本的方向を明らかにし、施策を総合的かつ効果的に推進するために、平成8年度から12年度までの5カ年を計画期間といたします福生市女性行動計画を策定いたしまして、さまざまな男女共同参画の

施策の実施に取り組んでまいりました。その後、行動計画は2度改定をいたしまして、平成18年度は第3次の福生市男女共同参画行動計画に基づく施策実施の初年度に当たります。このように、福生市の男女共同参画社会の形成に向けた施策は、条例は制定をしてございませんが、実効性のあるものの推進を図っていくという考え方で、計画に基づいて進めております。

御指摘の、条例の制定による市の男女共同参画社会の形成に向けた理念と方向の明確化ということですが、国の法に基づきましてこの福生市男女共同参画行動計画に基本的な考え方の章を設けまして、日本国憲法の保障している基本的人権の尊重と両性の本質的平等を基本理念といたしまして、女性も男性も一人一人の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員としてみずからの意思により社会のあらゆる分野へともに参画し、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の形成を目指すことと、こんな形で理念を明らかに示しました。

また、課題と施策の方向につきましては、これも計画の内容の中で主要課題といたしまして「男女平等にねざした人間形成の推進」、「職場・家庭・地域における男女共同参画、参加の促進」、「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」の3点を挙げ、この課題に対しまして施策の方向を「男女平等意識の醸成」ほか12点をお示しし、ここで示した方向に対しまして25の施策を明確にしております。

議員さん御指摘のとおり、今もなお家庭や職場に何げない男女差別が存在し、また女性の自立や社会進出の妨げとなっている伝統的、固定的性別役割分業意識などが残っていることも事実でございますので、今後も引き続き家庭、地域、社会、職場等の御理解と御協力により市民や事業所・企業、行政が一体となって、男女共同参画社会を築いていかなければならないものと考えております。

したがいまして、条例の制定につきましては男女共同参画行動計画に登載いたしました事業を着実に推進していくことの中で、長期的な課題としていろいろ研究調査していきたいとこんなふうに思います。

次に、第4次行政改革大綱の基本的な考え方についてでございますが、第3次行政改革大綱では職員数の削減など一定の数値目標を達成しておりまして、成果は得られたものと考えております。しかし、大綱で指摘しているとおり、全国での世論調査によると、市民はまだ不十分との認識がございまして、このような認識の差をどのように分析し、第4次の大綱に反映させていくかが重要な論点でございました。この認識の差の要因として情報の共有、論議、そして理解の共有という自治の基本的な仕組みが円滑に動いていないとの認識に基づきまして、本大綱の重点項目の一つとして情報と認識の共有、そして協働を定め、市民とともに共通理解のもとに進めていくこととしたところでございます。

また、今までも基本的な考え方としておりました「コストを上げることなく市民満足度を高めること」を、改めて行政改革推進の目的とし、そのための効率的、効果的な行政組織へと改革を進めてまいりたいと考えております。その中で行政のあり方、適正な職員数というものを論じることが必要であり、事務事業の見直しや職員数の適正化が単なる縮小廃止、削減ではなくて市民ニーズの高い施策への重点化、効率的に

市民サービスを提供するための適正な職員数、組織への移行といったそんな考え方に立っていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、行政改革の推進は重要課題でございます、市民の御理解をいただきながら、推進計画で明らかにしております具体的な目標達成に向けましてさらに進めてまいりたいと存じます。

以上で、沼崎議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○18番（沼崎満子君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問と要望をお願いいたします。

初めに、食育について。基本的には「健康ふっさ21」計画に基づき進めていかれるとの答弁でございますが、市の財政にも影響を及ぼす市民の健康、そしてその基盤となる食生活というもののあり方や改善ということは、今後市にとっても大変重要な課題となると考えております。

小浜市では、町の歴史からまちづくりの核として食を取り上げ、すばらしい食育活動をしておりますが、これがすべて福生市に当てはめられるものではありません。福生市では、今では個別の分野で食育の一環としての施策が行われており、福生市の生活環境などを考慮した食育への取り組み、「健康ふっさ21」計画に基づいた総合的な食育を進めていただきたいと思っております。

そこで、2点ほど再質問させていただきます。1点目は、「健康ふっさ21」における食育の部分の取り組みや内容や、その進め方についてお聞きいたします。

2点目として、個別の分野、特に学校給食では食育についてどのような取り組みをしているのかについてお尋ねいたします。

次に、男女共同参画推進条例の制定につきましては、長期的な課題として調査・研究をしていくという答弁をいただきました。私は条例・制度の効果につきましてはこのように考えております。条例の制定は理念と方向の明確化はもとより、まず第1に男女共同参画社会の形成を目指す市の強い意思表示であると思っております。

次に、第2点として市民の意識の高揚と理解を深めることになること、そして第3として市民、事業所・企業、行政の責務を明確にすることにより、3者が一体となった取り組みができること、最後に第4として市の多様な分野の施策を男女共同参画推進に関する施策として条例のもと、体系化することが可能となり、事業の実効性がより確実になることと思っております。

条例・制度の効果は決して小さいものではないと思っております。むしろ非常に大きいものであるのではないのでしょうか。国は男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であると、男女共同参画社会基本法に記しております。福生市も男女共同参画社会の実現を21世紀の市政の最重要課題と位置づけ、男女共同参画推進に関する施策の一層の実効性を伴う推進を図るために、男女共同参画推進条例の制定を長期的な課題と位置づけるものではなく、緊急の課題として位置づけ、男女共同参画基本条例の制定に向けて前向きに取り組んでいただきたいことを要望いたします。

次に、行政改革についてお伺いいたします。職員数の適正化の数値目標として395人以内とされておりますが、この算出根拠を教えてください。また、今後、団塊の世代の大量退職の時期を迎えるわけですが、退職者の不補充でこの目標を達成しようとしてされているのか、目標達成の方法を教えてください。

以上で、2回目の質問は終わります。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、食育についての1点目でございますが、「健康ふっさ21」におきます取り組み、あるいは進め方ということでございます。「健康ふっさ21」では市民の健康づくりを市民個人、それから地域、行政、この三つを中心として取り組むことと位置づけております。特に食育につきましても栄養、食生活の知識と意識を持つことといたしておりまして、その取り組み内容として市民、個人には家族とともにゆとりを持って旬のもの、いわゆる季節のもの、栄養とカロリーのバランスをとって腹八分で食事をしましょうということ。言いかえますと、食事を楽しむこと、栄養のバランスを考えること、さらには食事による肥満を防止するといったことを取り組んでまいらる。

また、地域では食事を一緒にとれる仲間づくりを進めること。さらに行政といたしましては料理教室などの開催によりまして、仲間づくりを含めたさまざまな機会をとらえる方法によりまして栄養、食生活に関する知識の普及と啓発等を推進することといたしておりまして。

また、この進め方でございますが、「健康ふっさ21」に基づきまして市と協働して具体的な市民の健康づくりに参加をしていただける方、市民健康づくり推進員、これは一応仮称でございますが、こういった方を市民各層にお願いをいたしまして、具体的な活動、あるいは事業等を実施してまいりたいと、そんなふうな現時点で考えているところでございます。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、学校給食におけます食育への取り組みについての御質問でございますが、平成17年10月から、給食センターの栄養士、都の職員でございますが、栄養士と調理職員が給食時間に各学校を1カ月に2回、訪問してございます。その目的といたしましては、給食の作り手が直接児童にかかわる機会を得て、給食を食育における生きた教材として充実させることを目指しながら、一つは給食時間の児童の声や様子やそのようなものを把握して、給食内容の充実を図るといことが一つと、二つ目に配膳、下膳のアドバイスや簡単な献立紹介を行いながら、児童の食への関心を高め、喫食欲の向上を図るといようなことをねらいといたしまして実施をいたしました。

そのような中で、子供たちへの効果と言いますか、子供たちの声を聞きますと作り手の顔を見たり、話を聞く中で、たくさん食べて、つくった人に喜んでもらおうとか、一生懸命つくった給食をむだにしないといような声もございまして、喫食に対する意識の向上が図れているのではないかといふふうにも考えてございます。

また、子供たちの食への関心はそのような中で高まってきているのかなといふふうにも考えているところでございます。今後も継続いたしまして実施をして、子供たちに

は給食を通じまして食の大切さを考えてもらうようにしていきたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 行政改革関連でお答えをさせていただきます。

初めに、職員数適正化の数値目標395人の算出根拠でございますが、第4次行政改革大綱の目標数値としてまず経常収支比率を基準年度16年度の26市の平均値91.3%以下にするということがございます。16年度の福生市の経常収支比率は95.6%でございますことから、この91.3%以下にすることといたしますと、一時的な大規模事業を除く財政規模として190億円という数値が求められてまいります。この財政規模での職員給与総額を16年度の平均給与額749万4000円で割りますと、360人の数値が求められ、これに特別会計分の職員や一部事務組合等への派遣職員を加えますと395人となってまいります。この数値を目標数値とさせていただいております。しかし、この数値はあくまでも現行の体制での想定数値でございますので、絶えず行政が担うべき役割等を精査しながら、適正な職員数というものを求める過程での目標数値として御理解をいただきたいと存じます。

次に、この目標達成の方法でございますが、退職者数といたしましては19年度以降は2けた台で推移をいたし、21年度では21人と想定をいたしております。基本的には組織の見直しや行政の役割の精査による対応をしてみたいと考えておまして、この目標期間内での組織の見直しといたしましては水道事務所の東京都への一元化、それに公設保育園の民間移管や、また公の施設への指定管理者制度の導入などが想定されておまして、退職者に対して一定数の新規採用職員数を確保しながら、組織の見直しによる職員の配置がえによる対応をすることといたしております。

なお、本大綱に基づく推進計画では定員適正化計画及び職員採用計画での具体的な対策の推進により22年度当初の職員数として大綱の目標395人以下の388人という目標数値を掲げております。いずれにいたしましても、市民サービスの低下を招くことのないよう組織の見直し等により目標を達成をしてみたいと、そのように考えております。

○18番（沼崎満子君） どうもありがとうございました。

行政改革に痛みは伴うものでございますが、さまざまな市民ニーズを市民や、市民活動団体と一緒に担っていくことが、分権時代の自治体であろうと思っておりますので、行政改革の目的というものを絶えず考えながら進めていっていただきたいと思っております。この件は要望とさせていただきます。

食育のところで、最後だけ1点だけ質問させていただきたいと思っております。「健康ふっさ21」における食育の部分の取り組みや進め方ですが、「健康ふっさ21」に基づき栄養、食生活に関する知識の普及や啓発等を推進する中で、今、仮称と言われたのですが、市民健康づくり推進員を活用していただき、市民の健康づくりを図っていただきたいと思っております。

次の学校給食での食育の取り組みでございますが、平成17年10月より栄養職員と調理員が給食時間に月2回訪問を行い、児童の声を聞いたり献立紹介などを実施している中で、給食を食育の生きた教材として取り組み、児童の食への関心が高まって

きていることは非常に喜ばしいことだと思います。引き続き学校訪問を実施していただき、食の大切さなどを教えていただきたいと思います。

また、総務委員会で視察しました小浜市では地産地消に心がけ、健康増進を図っておりますが、学校給食では地場産地の食材をどれぐらい使用しているのか、この1点だけお聞かせいただきたいと思います。

○教育次長（吉野栄喜君） 学校給食におけます地場産物の使用の御質問ですが、ハム、ソーセージ、あるいは豆腐製品等につきましては給食に使用をいたしておりますが、野菜等につきましては市内に生産者、市内と言いますか、西多摩にも生産者が今少なくなっております、給食に使用することは困難な状況となっております。

学校給食では安く安全でおいしい食材を入札により購入しておりますが、可能な限り近隣の市町村でとれた食材を使用していきたいというふうには考えてございます。

○18番（沼崎満子君） どうもありがとうございました。

食育推進基本計画が、平成18年3月に制定されまして、平成18年度から22年度までの5年間の計画期間の中で毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」と定め、食育推進の運動の展開や食生活改善目標を各地域の実態や特性に配慮しつつ、目標達成を図ることとされております。

本当に食育は市民の健康増進や医療費の抑制につながり、そして何よりも食の大切さを学ぶことはやはり命の尊さを知り、健康への知恵と感謝の心を育む食育の推進を積極的に今後も力を入れていただきますことを要望いたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、4番増田俊一君。

（4番 増田俊一君質問席着席）

○4番（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、通告に基づき2項目について一般質問をさせていただきます。2項目とも、一部、実はただいまの沼崎議員と関連がございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず初めに1項目目の「健康ふっさ21」についてお伺いします。私たちが生活していく上で大切なものの一つに健康がございます。健康は私たちの共通の願ひでもございます。

我が国の疾病構造は、20世紀前半に見られた感染症から、20世紀後半にはがん、心臓病、脳卒中、糖尿病など食生活、運動習慣などを原因とする生活習慣病へと変化してきており、近年では人口の急速な高齢化とともに、お年寄りの方々の健康問題、健康対策が社会問題となってきております。

国では、その対策として平成12年3月に「すべての国民が健やかで、心豊かに生活できる、活力ある社会」、いわゆるQOLと言いますか、生活の質の向上のことだと思いますが、その構築を目的として「健康日本21」を策定し、21世紀の国民の健康づくりを推進するための運動をスタートさせました。

それを受けて、平成13年10月に策定された東京都の「東京都健康推進プラン21」は、その地方計画であり、同じ趣旨で、住民が主体的に取り組む健康づくり運動

を総合的に推進するための指針としております。

また、国では、平成14年3月に「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり、疾病予防をさらに積極的に推進するため、医療制度改革の一環としての「健康増進法」を制定し、地域の実情や特性に応じた健康づくり推進の具体的な地方計画の策定を地方自治体に求めており、今ではこの運動も全国的な広がりを見せております。私も1日も早く福生市においてもこの計画をつくり、事業展開をしていくべきだとの思いから、これまで本会議や委員会などで何回か求めてきましたが、例えば平成16年度の福生市国民健康保険特別会計決算認定の賛成討論の中で述べておりますけれども、「歳出の64.2%を占める——これは平成16年度決算の数字ですが、保険給付費の右肩上がりの上昇に歯どめをかけることが肝要である。また、これからの時代は予防医学の時代と言われている。行政として市民の皆さんの、特に高齢者の皆さんの健康維持のため、運動場の提供や指導など、予防対策に全力で取り組む必要があると。その意味からも本年17年度から取り組み、18年度には策定予定の——この当時は仮称でございますか、『健康ふっさ21』に期待するところ大である」と、このように述べておりますけれども、つまり、この計画に期待し、1日も早い策定を望んでいたわけですが、ここに来て福生市においても「健康ふっさ21」計画をまとめ、この定例会中に議会に報告いただけると聞きました。先ほどゲラ刷りの資料をいただきましたが、そこで計画策定に際しての基本的な考え方について4点ほどお伺いします。

1点目は、どのような趣旨で計画を策定しようとしたのか。2点目は、計画案に関する市民参加など策定までの手順、プロセスを。それから3点目は、近隣自治体の取り組み状況を。最後に、今後どのような方法で進めていこうとするのか、展開方法などをお聞かせいただければと思います。

次に、2項目目の地方分権時代における地方自治についてお伺いします。まず1点目の、政策官庁としての自治体づくりについてお尋ねいたします。2000年の地方分権一括法の施行を機に、地方分権の列車が動き始め、行政権限が徐々に地方に移り、今では「地方分権の時代」と言われるようになってきました。「地方分権」とは国主導による全国的に統一的で画一的なサービスを提供する中央集権の仕組みから、公共サービスに多様性と迅速性を求め、身近な自治体が主導して問題の解決を図る、これが地方分権と言われております。

また、「分権」と「自治」とは同じではなく、地方自治体において分権化という制度上の自治が充実しても、住民の自治活動が活発となる事実上の自治が実現するとは限らず、その成熟レベルは自治体の力量次第であり、住民の意思力次第で決まってくるのではないとも言われております。

改正地方自治法では、自治体の役割を「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定しております。

これにより、自治体の活動の自由度をより増し、法令に違反しない限り、その事務に関する条例を制定することができる、いわば「自治立法権」を持つことになり、独自の政策、制度を検討し、法令の自治解釈、条例の自治立法を行うことが可能となっ

たわけでございます。

このことから、地方分権時代の自治体が最も大切にすべきことはみずからの政策をつくることだと、またその政策がうまく立案でき、その結果をしっかりと出せるか、地域の発展はその一点にかかっているとも言われております。政策と言っても行政活動としての政策には抽象的なレベルから具体的なレベルまで、三つの階層構造があると考えられますが、これは「政策・施策・事業」ということですが、これらみずからの政策を行える能力を持つ自治体こそが「政策官庁」としての自治体だと考えます。

去る5月に市長は、「自立した自治体の確立を目指して」を目標とした福生市行政改革大綱（第4次）を公表されました。この中で感じ取れたことを2点ほど申し上げさせていただきますが、職員の皆さんには市長のスタッフとして、この推進項目の目標値、あるいは目標となる事柄を導き出すため政策の立案や執行について腕を振るうプロとしての行動が求められているのではと。また、長と議会の二元代表制の中で市民の皆さんや団体、企業との協働・参画によるまちづくりのための行政システムを確立していくのだとの思いと言いますか、決意が感じ取れました。この第4次の行政改革は、いかに政策官庁としての自治体に脱皮するかが焦点となっていると私には感じ取れました。

そこで、まず初めに、今国会での地方自治法の一部改正により以前にも増して地方の自主性、自律性をより高めることができると思いますが、政策官庁としての自治体づくりについて市長のお考えをお聞かせください。

次に、2点目のパブリックコメント制度の活用についてお伺いします。三鷹市が2001年の基本構想・基本計画の見直しに当たりまして、市民団体（これは「三鷹プラン21市民会議」という名前だそうですが）との協働で策定し、話題となりましたが、各自治体のまちづくりで協働・参画が活発になってきたと思われれます。こうした市民参加には発展過程、プロセスがあります。抵抗防衛型の住民運動から始まり、改善要求型の市民運動を経て、行政が提案する「案」に意見を述べたり、自分たちの主張を広く訴えようとする提案表明型の市民参加へと移ってきております。福生市など多くの自治体が次の段階に来ていると思いますが、パブリックコメントにこたえるとか、審議会などに公募委員として参加するなどの「公募参画」へと発展してきております。そして今、自治体と市民の皆さんやさまざまな団体、企業が対等の立場から「公」の解決に取り組む「パートナーシップ協定」の参加スタイルが大きなポイントとなっております。

そこで、各地のまちづくりで市民との協働・参画が進められておりますが、この公募参画の代表的なものとしてのパブリックコメント制度の活用についてお聞かせいただければと思います。

最後に、3点目の政策評価についてお伺いします。これまで国と自治体を「上下、主従」の関係に固定し、国が企画活動を中心に行い、自治体は国の補助金と通達に沿って執行活動を中心にする仕組みであったことから、国が「政策官庁」であり、自治体は「事業官庁」と呼ばれてきました。先ほど述べましたように地方分権時代の自治体が最も大切にすべきことは、政策官庁としてみずからの政策をつくることではないで

しょうか。政策がうまく立案でき、その結果をしっかりと出せるか、地域の発展はその一点にかかっていると思います。しかし、政策がうまく立案でき、その結果をしっかりと出せたかを何らかの指標を持ってそれを評価しなければ、うまく「PDCAサイクル」と言えますか、このサイクル活動が稼働しないことになります。

福生市においては、事務事業の評価については既に制度化し、実施されておりますが、ここで私が求めております政策官庁としての政策評価についてのお考えをぜひお聞かせいただければと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 増田議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

「健康ふっさ21」の計画策定に際しての基本的な考え方でございますけれども、福生市では基本健康診査を初めといたしまして各種の健診制度の充実を進めるとともに、その実施をする中で健康相談などにおきましては疾病に対する知識、予防、対応などの適切な啓発、指導を進めてまいりました。また、乳幼児から高齢者までの各種の運動教室の推進がなされ、スポーツや運動がストレスを発散し、精神的充実感を与え、体力の維持向上を招き、生活習慣病の予防や介護予防などの効果を生じさせ、市民の健康づくりに大きな役割を果たしてきております。基本健康診査の充実、あるいは中学校区に福生市レベルの体育館がそれぞれあるという市はないわけでありまして、そういう意味ではいろいろやってきたというふうには思っております。

市民の健康に関しましては、この間、国における健康増進計画も進められておりますが、福生市といたしましても市民の健康づくりに今まで以上の一層の重きを置いて体系化をして進めるべきであるとの見地から、「健康ふっさ21」の計画を策定しようとしたものでございます。

この計画策定並びに実施に当たりましては、健康づくりは市民個人の自覚、健康に対する認識を深めることが最も大切なことであり、そのためには行政が単独で考えるのではなくて、市民とともに、市民の協働を得て推進することが必要であると、こんなふう考えたところでございます。

そこで、最初に市民の方に健康と運動などに関する意識、状況調査をさせていただき、次いで広報で計画づくりにともに参画していただける市民の方を募り、昨年9月より、12人の市民と「市民の健康づくり」についての基本となる話し合いの会議を月2回のペースで自主的に開催していただきました。16回に及ぶ会議の初めと中ごろに、他市での経験者の話と意見等をいただき、また市内の医師数人、西多摩保健所の協力により内容を見ていただいたりしまして、また市職員によるプロジェクトチームによる検討も進めておりました。その結果、「健康ふっさ21」といたしまして、市民の健康づくりの基本的な目標と指針をまとめたところでございます。

この「健康ふっさ21」につきましては、今議会中に報告をいたしまして、7月1日付で発刊をしてみたいと、こういうことでございますが、町会、医師会、あるいは市内の施設、26市等の関係先にも配布させていただく予定をしております。

近隣自治体における市民の健康づくりにつきましては、福生市と同様に計画書とし

てまとめられたのは平成17年の3月に青梅市、羽村市が、あきる野市が現在策定中とのことでございます。福生市といたしましては、今後この「健康ふっさ21」によりまして具体的な施策を検討し実施していただくために、仮称でございますけれども「市民健康づくり推進員」といったようなものを市民、あるいは各種市民団体、あるいは組織等の中からお願いをいたしまして、あるいは手を挙げていただきまして、協働して個人、地域、行政の連携を深め、市民の健康づくりを進めていく柱にしていきたいと、こんなふうな思いでございます。

次に、地方分権時代における地方自治についての1点目、政策官庁としての自治体づくりについてでございます。法律上、国と地方とが対等の関係となり、地方自治体の自己決定権が明確にされた「地方分権一括法」の施行から既に6年が経過をいたしました。その間、財源問題としての三位一体改革などが進められ、自立した自治体への動き、住民等地域を巻き込んだ住民自治の動きも活発化しております。

今国会では、第28次地方制度調査会の答申に基づきまして地方の自主性・自律性の拡大のための地方自治法の改正案が審議されるなど、地方分権確立のためのさまざまな議論のもと、住民に身近な問題は身近な地方自治体が担うという考え方にに基づき、所要の法改正、制度改正が行われてまいりました。

このような制度環境の変化に対しまして、市は自治確立の好機ととらえ、市民との協働を進めながら市民主体の独自のまちづくりに取り組んでいるところでございます。従来の地方自治体の制度環境では、国が政策決定、法制度の整備を行い、自治体はその枠組みの中で事業を実施する「事業官庁」という意識が強く、また、職員も事業執行型職員像という形がございました。しかしながら、地方分権の流れの中で地方自治体は地域の政策主体として地域をマネジメントし、自己選択、自己決定、自己責任による自主的な行政運営が求められていることとなります。つまり、「政策官庁」への脱皮であり、政策マンとしての職員への変身ということでございます。

今回、策定いたしました第4次の福生市行政改革大綱では、目標を「自立した自治体の確立を目指して」とし、「基盤整備としての財政健全化の推進」「市民とのパートナーシップの確立」「職員の意識改革」を掲げ、分権型社会における市民の負担と選択に基づいた地域にふさわしい公共サービスの提供、地域マネジメントを進めることといたしております。

分権型社会に適合した福生市政の構築のためには行政組織、職員の意識の改革が重要でございまして、組織としての企画、立案部門への重点移行、職員の政策企画、立案能力の向上が緊急の課題でございます。福生市という地域にあった政策、市民満足度を高める独自の施策を市民とともに選択、決定し、市民との協働を進めることによりまして自分の町という意識を、さらに市民、職員が共有することができると、そんなふうに考えております。そのために政策マンとしての職員の意識改革、能力向上に努めるとともに、今後とも市民等との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

次に、2点目のパブリックコメント制度の活用についてでございますが、自立した市民の自己選択、自己決定、自己責任による市民自治の具現化のためには情報、認識

の共有が基本となります。すべての市政情報を共有し、政策の目的等の認識を共有することから「我がまち福生づくり」がスタートし、市民を中心としたさまざまな主体が目標に向かって協働することとなります。そのため、市民会議や市民フォーラム、各町会会館などでの事業説明会や大会などの各種行事等の開催など、市民の意見をお聞きする場の設定や、自主的な市民活動との協働など市民参加、協働の機会を積極的に設けてまいりたいと思います。

パブリックコメント制度につきましては、国の行政機関が命令等を定める際の意見公募の процедуруを定めることを目的に「行政手続法」が改正され、本年4月に施行されたわけですが、地方自治体に対しても同様の措置を講ずるよう努力義務を課しております。この「パブリックコメント」は、政策形成に市民の意見を反映するとともに、その過程の公正性や透明性を確保するために行うものでございますが、このことは以前から市政運営にとって大変重要なことと認識しておりまして、福生市におきましてもさまざまな手法により既に行ってきております。しかしながら、市民の意見をお聞きする機会の一つの手法として制度化することも必要であると考えておりまして、今後、制度化に向けまして進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

なお、自治基本条例、あるいは市民参加条例などの制度につきましても、庁内の職員プロジェクトチームが立ち上がっておりますので、どのように作り上げていけば全市民のものになるのか、また、市民意識の高揚などの課題についての検討を進めることとしておりまして、将来的にはパブリックコメント制度につきましてもこれらの条例との整合性について検討をすることになっていくと思っております。

次に、3点目の政策評価についてでございますが、分権型社会では絶えず行政が担うべき役割というものを精査し、市民、市民活動団体や民間が担うことが可能であり、効率的、効果的であると考えられる分野では、一層の協働等を進めることが求められております。そのためには行政の政策、施策についてその効果等の評価を行い、方向性やあり方、担うべき主体について検証し、透明性の確保や効率性の向上を図ることが大変重要になります。

行政の評価は、行政活動が「政策、施策、事務事業」の3層構造として考えられますことから、評価の対象により「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」とに区分されます。福生市では、行政評価のうち基礎であり中核を成すものとして、「事務事業評価」を平成16年度から制度化し、18年度では対象事務事業のすべての評価が終了いたしますことから、3カ年の評価行動を検証し、制度改善、事務事業評価を基礎としての「施策」「政策」の評価の方法を含め検討を進めております。

その検討結果の一つとして、18年度からその年度の重点事務事業について計画どおり進行しているかどうかを管理し、着実な目標の達成を図るため、総合計画進行管理制度を導入いたしましたところでございます。この制度では、四半期ごとに進行状況の検証を行い、年度末には進行結果評価を行うこととしておりまして、その時点で重点事務事業の進行管理結果とともに施策を構成する事務事業についても評価を行うことにより、総体としての施策の評価、つまり「施策評価」を行ってまいります。将来的には一つの政策を構成するすべての施策の評価を同時期に行い、政策の評価となり得

るよう評価体系を構築してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、「評価」や「進行管理」を核として「実施計画の策定」「進行管理」「事務事業、施策評価」「実施計画の策定」というPDCAサイクルを構築し、自立した自治体としての行政運営を進めていかななくてはならないと、こんなふうに考えております。

以上で、増田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 2時15分まで休憩いたします。

午後2時1分 休憩

~~~~~

午後2時15分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（増田俊一君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1項目目の「健康ふっさ21」についてですが、この計画の策定に際しての基本的な考え方、プロセスなどは大体わかりましたが、再質問でお伺いしたいのはこの計画の内容についてでございます。詳しくは私が所属します委員会で聞かせていただきたいと思っておりますので、ここでは大まかにお聞きしておきたいと思っております。

と言いますのは、昨年3月議会で市長は、つまり17年度の市長の施政方針の中で介護予防健康診査の導入や「健康ふっさ21」計画の策定をしていきたいと表明されておりました。これを受けて、私が所属しております市民厚生委員会では健康増進策などについて委員会として調査・研究する必要があるのではないかとこのことで、昨年の10月ですか、大阪府の堺市を行政視察してまいりました。もちろん視察目的はと言いますと、既に「健康さかい21」を計画、健康づくり啓発事業や健康づくりのための食生活などを展開しております堺市における健康づくりの推進と、生活習慣病の予防など健康を支える食生活に関する視察でございました。

その視察報告書にも書きましたが、堺市では市民が主体の健康づくりの啓発事業と、平成8年の〇-15.7による学童集団下痢症の発生の反省と教訓から、健康づくりのための食生活に重点を置いておりました。福生市でも健康に関する意識調査や状況調査、また市民の方々との話し合いや、さらには健康に関連する関係機関や団体などの協力をいただいて市民の健康づくりの基本的な目標と指針をまとめた御答弁をいただいておりますが、福生市のこの「健康ふっさ21」計画の基本理念としていることは何なのか。また、その理念に向けての目標となる重点目標は何か。そして、これからこの「健康ふっさ21」の市民の皆さんへの周知はどのように考えているのか、以上3点についてお聞かせいただければと思います。

次の2項目目の地方分権時代における地方自治についてですが、御答弁の中にありましたように「自立した自治体の確立」は中央集権システムから大きく転換し、例えば先ほどお話ししました「健康ふっさ21」のように保健、福祉の総合サービスへと転換していくなど、地域の実情やニーズにかなった個性的で多様な行政を展開できる、総合政策対応型の公共システムを確立することではないかと思っております。

このことは、社会が、市民の皆さんが求めておりますまちづくりに限りなく近づけ

ていこうという熱意と御努力がうかがわれます。ぜひとも、御答弁いただきました内容、目標と言いますか、事柄を着実に推進していただき、成果あるものにしていただきたいと思いますが、ここで3点ほど再質問させていただきたいと思います。

1点目は、地域にあった政策、市民満足度を高める独自の施策を市民の皆さんとともに選択、決定し、市民との協働を進めると御答弁いただきましたが、この進め方についての基本的な考え方はどういうものなのか、お伺いいたします。

2点目は、自治基本条例などについて職員のプロジェクト・チームが立ち上げられるとのことですが、このような重要課題については勉強の段階から二代表制の中の市民の皆さんや、議会との連携が不可欠と思いますが、お考えをお聞かせください。

3点目は、政策評価についてですが、概ね理解させていただきましたが、これからは、自治体は運営から経営へと転換してきているのではないかと思います。この点から合法性、経済性、効率性、有効性などを、庁内ではなくて外部評価していただくことはどうかと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上、2回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、「健康ふっさ21」に関連いたしまして、3点ほど御質問をいただいております。

まず1点目の、「健康ふっさ21」の基本理念といたしましては「心も体も笑顔で元気、みんなで築く健康のまち福生」といたしまして、市民の心と体が元気になるように、それをみんなで、つまり市民、市民団体、地域、行政等々の市、あるいは市民全体で築いていく町となることを基本理念といたしております。

次に、この基本理念に向けての重点目標でございますが、「心、体、食」、この三つを重点目標といたしまして「休養と心の健康づくり、いつでも、どこでもできる身体活動と運動、それから栄養と食生活に対する知識と意識」、これを基本といたしまして、市民の健康づくりの実現を図ろうとするものでございます。

また、この「健康ふっさ21」の市民への周知でございますが、7月の広報に、本計画を策定したこと、あるいは市の施設にこの本編を備えること等々をお知らせいたしますとともに、この秋ごろになろうかと思いますが、概要版を作成いたしまして市内全戸配布をいたしたいと考えております。

また、当然のことではございますが、市のホームページにも本計画の概要を掲載してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 地方自治関連にお答えをさせていただきます。

まず第1点目の地域にあった政策、独自の施策を市民とともに進めるということの基本的な考え方でございますが、自己決定、自己責任を自覚し、自立した市民と市民満足度向上のための施策の企画立案能力を持った市職員、そして市民の代表でございます議会の三者がともに協力、協働して進めていくことが自立した自治体、輝く町福生への歩みであると、そのように考えております。そのためには、情報、課題認識の共有を図り、市民の皆さんにも自分たちのまちは自分たちでつくっていくという気持ちを持っていただくことも必要でございます。また、職員は自己研さん等による資質の向上が求められております。そこから、市民主体の独自のまちづくりが始まると、

そのように考えております。

続きまして、自治基本条例等の重要課題について勉強段階からの市民や議会との連携についてでございますが、自治基本条例等名称はさまざまでございますが、市民自治のルールづくりに関する職員のプロジェクトチームを立ち上げることにいたしております。現在、職員から参加希望者を募っている、そのような段階でございます。このプロジェクトチームは市長答弁にもございましたように、どのようにつくり上げていけば全市民のものとなるかなど、まずは勉強から始めようとするものでございます。

市民自治のルールづくりは、その過程におきましての環境醸成、つまり市民意識の高揚、多くの自立した市民がいる環境醸成が不可欠でございます。長期的な視野で取り組むことが必要となると、そのように考えております。既に市民自治のルールづくりに取り組んでいる市民の方々もいらっしゃいますので、職員のプロジェクトチームの勉強や検討過程では市民の方々との意見交換の場や、また議会への御相談の機会というものもあると考えておまして、それぞれの立場での考え方を深めていきながらさまざまな機会をとらえて、ともに意識の醸成を図ってまいりたいとそのように考えております。

次に、外部評価についてでございますが、現在、取り組んでおります事務事業評価につきましては、福生市事務事業評価実施要綱に基づき適正な評価、市政の透明性の確保と行政サービスの向上を目指しているところでございます。要綱では、当該事務事業を所管する課長が実施する第1次評価、それに総合計画策定委員会各部会の部長、また政策課題チーム及び企画財政部が行う第2次評価を規定いたしております。外部評価につきましては福生市行政改革推進委員会が実施をすることといたしております。この要綱に基づきまして、第1次評価、第2次評価結果を行政改革推進委員会に報告し、外部評価として御意見をいただいているところでございます。しかしながら、時間的制約等から詳細な外部評価というレベルまでには達していないことも、これも事実でございます。事務事業評価につきましては、この18年度で評価対象事業が一巡をすること、また施策評価へと移行することもありまして、それらの体系化とともに評価の専門性や客観性の確保などに留意をしながら、外部評価の方法等についても検討してまいりたいとそのように考えております。

○4番（増田俊一君） ありがとうございます。それでは、3回目は要望と提案をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、1項目目の「健康ふっさ21」についてですが、基本理念の「心も体も笑顔で元気、みんなで築く健康のまち福生」、これはだれにでもわかりやすく、大変いい言葉だと思いますけれども、できたら、これは僕の思いですが、今さら言ってもしょうがないですが、「輝くまち福生」というのがサブタイトルにちょっとあれば、字数的にちょうどいいのではないかと思います。

それから、今、市民の皆さんへの周知は秋ごろ全戸配布とのことですが、これにつきましては委員会の方で詳しくお尋ねをさせていただきたいと思っております。

それと、御答弁をいただきました中で、「いつでも、どこでもできる身体活動と運

動」についてということでございますので、ひとつここで事業提案をさせていただきたいと思っております。

その前に、実は広報を見させていただきまして、広報ふっさの3月15日号と4月1日号に掲載、紹介されております「公園に設置されました健康遊具」について意見を述べさせていただければと思っております。問い合わせ先が地域整備課公園緑地係となっております、市内6カ所に設置された健康遊具ということですが、僕もコピーをとって拡大してきて、実はやはりこういうものは、こういった広報で見るとよりも実際に見に行ってみますとそれのいいところとか悪いところがはっきりしてくるのですけれども、そこで実は私の感想と言いますか意見、要望ということでとらえていただければと思っておりますが、まず武蔵野台東公園ですが、こちらの方を見させていただきましたら、広い広場の公園の奥側の森のところには実は幾つか設置されてありました。多分、これは大分古いのではないかと思います、ベンチとかがちょっとペンキがはげていたり、これは修繕した方がいいのではないかとまずこれは初めに要望させていただきますけれども、その中で懸垂リングというのがありました。試しに私もこれをやってみましたが、実は僕は163センチぐらいあるのですが、登ってやってつかまらないとうまく懸垂ができないのです。もう私もある程度年ですから、ぶら下がりができないものですから耐えられなくて、手を外すと、やはりこのぐらい落ちなければいけないのです。

このタイトルが非常に気になったのですが、「子どもから高齢者まで楽しみながら気軽に体力づくりをすることができます」と、「散歩のついでに体を動かして見ませんか」というような文言だったのです。僕は、お子さんは大丈夫だと思いますけれども、「高齢者が楽しみながら」という意味が、この懸垂はちょっとどうかと。

あと、牛一公園の方で見ましたら、あのベンチはいいですね、本当に健康ベンチという形で。特にこうやって両方にちょっと輪っかがあるところなどは、実はお年寄りが何人か座っていましたので、僕、ちょっと話しかけましたら、そこにひじをかけながらやっています、立ち上がるときはそれを持ちながら「よいしょ」などとやっていますので、これはいいなと思えました。

あと、背伸びももうちょっと長ければいいなと思いましたが、斜め懸垂はちょっといただけないと思ったのですが、そんなことでこれについてはいろいろと御意見とかあると思っておりますけれども、ぜひ「健康ふっさ21」の方で取り上げていただいて、いろいろな公園に新しくまた設置していただければと思っておりますが、ただ、これは前回、大野聡議員が質問されておまして、その連携というのですか、横のつながり、縦の分野だけの仕事ではなくて、こういうのは広く、大きな視野でとらえた方がいいというようなことがあったと思っておりますので、ぜひその点のところもしていただきたいと思っております。

それと、各遊具にサインボードと言うのですか、使い方というか絵でも何かよくありますが、それをはっきりこれは明示した方がいいのではないかと、普通のベンチとは違いますから、その辺を要望させていただきたいのと、それと広報ふっさに載っておりますが、シルバー教室というのですか、筋力アップもやっているようですが、

パンフレットを広報ではなく別にぜひつくっていただいでPRすれば、これはかなりいろいろな意味で、広い意味で利用価値が出てきて効果が上がって来るのではないかと考えておりますので、よろしくその点お願いをさせていただきたいと思ひます。

そこで、実は提案ですが、たしか昨年秋ごろだったと思うのですが、ある新聞に大きな見出しで「簡単遊具で生活体力」と題して、高齢者向けの運動教室の記事が載っておりました。この記事がそうですが、見にくいですが、「暮らしと安心」ということで介護のところ載っていたのですが、一部ちょっと紹介させていただきますと、「これは公園などに設置された高齢者用運動遊具を使い、高齢者の体力づくりに取り組むユニークな運動教室が各地に広がりつつある。介護を受けずに老後生活を送ってもらうのがねらいで、合言葉は『5年後も今のまま』、行政などのサポートを受けながら地域のボランティアが指導員となって自主運営する介護予防の試み」だとありました。そしてこれは運動教室という形をとってありまして、詳しいことは省きますが、これは医療抑制というのですか、そのことも書いてございまして、参加者が平均年齢68歳だと、3年半にわたって調査した結果、体力が改善し、生活に使う筋肉や柔軟性を総合評価する生活体力年齢は66.2歳に若返ったというのを書いてあります。

それと、「仲間と一緒に」ということで、筑波大の田中喜代次教授のコメントが、これはスポーツ医学の先生だそうですが、「仲間と一緒に運動することで、地域でのつながりができるという効果がある。参加者の人生の質が高まることにつながっている」と、それからもう一つ地域づくりのことについても、これはお役所の方のコメントですが「地域の人を中心にすることでコミュニティーづくりにもつながると期待を寄せている」というようなこととございまして。これはもう全国の11の自治体の計35カ所に広がっているということですが、都内では品川区、墨田区、近隣では多摩市、それと狛江市でも最近、この運動教室を実施し始めたと聞いております。

健康増進や要介護状態を減少させ、健康寿命の延伸などには効果があると思ひますので、ぜひ検討してみてもどうかと提案させていただきます。

それから、2項目目の地方分権時代における地方自治についてですが、大体のところは理解したつもりでございまして、地方分権の時代の地方自治はガバナンスと云うのですか、いわゆる協働型の政治、行政スタイルがこれからのあるべき姿ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、ここに来まして行政側からは行政と議会と市民との新しいルールについてというのですか、先ほどありましたが、6月9日の全協事項の中に理事者側からということで、庁内意思決定過程における市民会議等市民意見反映手続及び市議会への報告並びに意見反映手続についてということとお話があるようでございまして、それからせんだつての議会運営委員会では任意の議会改革検討協議会を設置したとお聞きしましたので、私の質問に関するようなことにつきましてはこれで論議する環境は整備されてきたのではないかとと思ひますので、私の質問はこの辺で終わらせていただきたいと思ひます。

いろいろと丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

~~~~~  
○議長（石川和夫君） 次に、21番遠藤洋一君。

（21番 遠藤洋一君質問席着席）

○21番（遠藤洋一君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。質問全体は二つになっておりまして、一つは、このところ大変話題になっておりますというか、私にとっても連続してお聞きしております横田基地について。もう一つは、市民の市政参加の情報公開・保管についてということと、3番目には、福生市の公文書の保管管理、あるいは電子情報の保全・保護ということに関しまして、少し、これまたウィニーの問題、その他で話題になっているところもありまして、お聞きしたいと思えますし、同時にかつての、過去の経緯のわからなくなっている行政の中身というのがたくさんあるものですから、それらにつきましての文書保管・保全をどうするかということとで少し伺っていききたいというふうに思っています。

一番最初に、まず横田基地について少し伺います。先ほど、田村（昌）議員が丁寧な御質問と、それから市長からも丁寧な御答弁をいただきましたので、大体のところはよくわかりました。しかしながら幾つかやはりわからないというか、再度お聞きしたいところもありまして、再質問ということになるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

とうとう5月の1日に日米の例によって2プラス2、これは3月の2プラス2と違う人になってしまったのです、日本側は。だからこの次のこういうのはまた違う人かと思えますが、2プラス2ということで別に名前はきっとどうでもいいのでしょうか。外務大臣と防衛庁長官、国務長官と国防長官というような、言ってみれば防衛のトップの4人が合意をしたというところで、これはもちろん外務省の仮約がついていますけれども、それによりますと「再編実施のための日米のロードマップ」というふうになっています。この「再編」というのはもちろん10月29日に出ました前の中間報告、これが前回も申しました外務省のホームページから引いた、だれが読むのだろうと思うような小さい字で書かれた英文です。これも仮約がついていて、このときは「日米同盟 未来のための変革と再編」というふうになっています。

今回のロードマップはほぼこの「変革と再編」中間報告の、一部数字が変わったり、あるいは一部具体化したりしたところが変更になったけれども、ほとんど同じものだというふうに考えてよろしいと思えます。

それで、私たちにとりわけかわりのある横田のことに関しましても、これはほとんど変化はなかったはずで、ですから、前回と同じように府中にある自衛隊総隊司令部の横田基地への移駐と言いますか、移設と言いますか、「移ってくる」「移る」という表現ですが、移るということ。

それから、ミサイル防衛の運用の中枢として共同統合運用調整所というものがつくられるということ。それから、先ほども田村（昌）議員への御丁寧な答弁がありましたが、区域の一部の返還というのが大体数字が出てきました。例えば管制空域の返還に関してはことしの10月までに決定して、2008年の9月までに返還だとか、2009年に羽田空港の4番目の新滑走路が完成する、それで非常に本数がふえるわけ

ですよね。そのことによって完成を機に返還すると、それで相当緩和が期待される。そのことは先ほど市長の答弁にもあった航空部会でしたか、答申を出しておきまして、これが民間航空分科委員会というところで行っております。しかしよく考えてみますと、この分科委員会もそうですが、主に一生懸命頑張っているのは日航と全日空なのですよね。私たちの市民生活にそんなに、7分、釜山に行くのが早くなったというのが関係あるかなとも思いますけれども、しかし空が返ってくるというのは、占領状態から返ってくるというのは非常にありがたいことですが、この三つがほぼ我が市というか、我が横田にかかわりあうことではないかというふうに思います。

それで、この中で具体的に、では国の詳細な説明はどういうふうに行われたのかということ、先ほども答弁は少し出てきましたけれども、伺っておきたいと思っていることと、それからこれは僕だけの質問だと思いますけれども、周辺5市1町についてのさまざまな新聞報道がなされています。新聞報道の中には、これからノミネートするであろう東京オリンピックと引っかけた官民共用の話も出てくれば、「そんな東京オリンピックなんか要らない、田舎に来るなどといってもいやだ」と言っている隣のとても聡明で頑固な市長さんもおれば、それから「官民共用などは絶対だめだ、軍軍であつたらまだ飛行するのが少ないからいいではないか」と言っている、これまた頑迷なと思われる町長さんとか、それから「絶対反対である」と言い続けている立川市長さん、いろいろな方がおられる。一方ではもう手の舞い、足の踏むところを知らず喜んで、「さあ、官民やってこい」と言っている武蔵村山市さんもおられる。5市1町の対応がこれほどでんでんばらばらであるということも見事なものでありまして、その中で我が市は市民の皆さんに情報提供をし、返事をもらって、それから考える。それらの中間報告のときにそうだったのですね。その結果はまだ全部は伺っていないので、これはどうなっているのかなということは、市民への周知の問題と、それから意見募集などの反応は一体どうだったのか。

特に5月1日の決定というのですか、ロードマップに関してはまだ公には市民の皆さんにはお聞きになっていらっしゃるのではないかと思いますけれども、これがどうなのかというのが少し心配になっています。

というわけで、今回の最終合意、再編実施のための日米のロードマップ、「ロードマップ」というものは、どういうふうに約したらいいか全くわかりませんが、筋道をどうやって立てていくのかというような、あるいは計画書というふうを考えていいのだと思いますが、これについて少し伺っておきたいというふうに思っています。

それから、ちょっと話は具体的になりますけれども、ここで空母キティホークの艦載機のNLPの通告がありました。付近の皆さんにもいち早く通告の写しがファックスで送られたと思います。これは防衛施設庁が福生市に送ってきたものをそのまま送ってきたと思いますけれども、今までは余り——このことはずっとお願いをしていて、結局習慣化しましたね。結局NLPはなかったと思いますけれども、そのことは防衛庁と周辺自治体との関係からいっても非常にいいことではないかと思いますが、結果としてはどうだったのかということを知りたい。ただこれは、我が市は余り影響はなかったと思うけれども、大和も厚木もひどいものでした。僕は2度、3度、大和、

厚木、町田に出かけましたけれども、夜間、昼間を問わず訓練をして本当にひどい——横田基地は静かな基地だなというふうに感心した次第ですけれども、これの我が市に関する影響はどうだったのかということを知りたい。

それから、自衛隊との共用ということの話が出てきたら、早々に航空自衛隊のF-15の戦闘機が緊急着陸をしたというこれまたファックスが入ってきまして、いささか驚いているのですが、まさかもう共用になるから、これは僕の基地と思っておりてきたのではないでしょうが、少なくとも聞く限りは百里基地にいるF-15戦闘機が近くで演習中に、燃料不足でしょうか、そういうことで横田基地に来た。しかし考えてみたら、今ある、先ほどから問題になっている自衛隊総隊司令部の司令部は府中にある。運用部というのがあるのですが、運用部というのは実際に人を運んだりして運用しているのですが、運用部は入間にあるのです。だから別に入間に行ってもいいのではないかと、あっちの方がよほど自分のものだぞという——さすがに立川には、滑走路が短くて、F-15ではおりられないのです。なぜこんなことになったのか。それからその後の対応をどうしたのかということを知りたいと思っています。

それから、飛行場はどうも静かですよ、私、ここで27年、議員をやっていますが、ここ一、二日、C-130の低空飛行があるかと思うけれども、非常に静かです。先週、韓国のF-16が4機一緒にやってきたときには、マニアはもう大喜びで「わあ、たくさん来た」とかと言っておりましたけれども、その2日ほど前にはA-10という攻撃機がこれも4機来まして、これもマニアの掲示板を見ると、みんな張り切って待っていたけれども、ちっとも飛ばなかったとか書いてありますけれども、これは非常に少ないことだったのです。

そのことから言いますと、今年度の離着陸数というのは一体どれぐらいであったのかということを知りたいと思っています。自衛隊の総隊司令部が、さっきの市長からの答弁を聞く限りは総隊司令部は来る、しかし総合調整所というのは今あるような在日米軍での形、つまりリエゾンのオフィサーがいて、一室で話をするというような形ぐらいであるというふうに私も確認をいたしましたけれども、私の最初の感じとしては議員の皆さんと一緒に府中基地に参りましたときも、府中にある大きなレーダーがそのまま来るのではないかと。今、日本にはレーダー基地は26あるのです。北は稚内から釧路、それからちょっと下がって新潟の近くの新発田とずっと26カ所あって、その26カ所のレーダーを府中が見ているわけです。そこからスクランブル発進というのをして、領空侵犯があったらやる。ところが北朝鮮の方は領空侵犯するほど飛行機に積む燃料がないらしくて、去年あった200回ぐらいのスクランブルは、スクランブル表というのがありますけれども、ほとんど中国関係のスクランブルです。しかし、スクランブルで弾を打ったのは今まで、20年間で2回ぐらいしかないはずなのです。ですから、日本の防衛というか防空にとっては重大なことなのでしょうけれども、ここで答弁をということではなくてちょっと余計なことですが、アメリカ空軍というのは1回もスクランブルをやっていないですよ。アメリカ空軍がやったことはアフガニスタンのときに爆撃に行ったり、それからイラクに爆撃に行ったりしたけれども、日本の私たちを守るために1機のF-16も、1機のF-15も飛んで上が

ってくるのはいないのですよ。

このような飛行機のために、こんなに大枚の税金を払うかと思うと私は腹が立ちますが、とにかく今のところの、2005年度の我が横田基地での離着陸などについて少し伺っておきたいと思っています。

それから、2番目になりますけれども、市政への市民参加と、情報の公開・保管、これは、決算委員会でもそのことを申し上げたのですが、今、たくさんの市民参画、あるいは市民の参加によるプロジェクトができています。それで、そこから膨大な量のメディアが発信されているのです。僕たちは議員という立場もあって、それらをロッカーの中に入れてもらえるというラッキーな存在ですよ。しかしそうではなくて一般市民の方にも各戸配布になったり、あるいはグループの中で持ったり、少なくとも市の直接運営するものや、あるいは市が補助するものや市政への参加という形での、たくさんの環境にしてもそうだし、それから子育てにしてもそうだし、男女共同参画にしてもそうですけれども、メディアというのはたくさんの紙メディアが出ているのですよ。そういうものが、例えばどのような形で出ているのかとか、あるいはそれらのものを1度に――関係ある人たちはもちろん持っているし、関係所管課は持っているのです。1度に一覧できるようなものはないかということで、一度、私設図書館の提案もいたしました。それはなかなか難しいというのが結論で、僕も新しい庁舎に私設図書館をいきなりつくれと言っても、それは無理かなと思っていますけれども、しかし一目で見るような大きな壁に、今、出ている、あるいは今まで、ここ数カ月間出たような市民の皆さんの成果、果実というものがわかるような、見えるような、手に取れるようなものにはできないか。もう現在、幾つかのところではばらばらにやっていると思うのです。それはやはり1カ所、市役所なら市役所に来てみるようなことができるようなものはできないだろうかということでの――それは言ってみれば情報の公開でありますし、それからそこにあることによって情報の保管にもなり、つながっていくわけです。あるいはそれが、後から言いますけれども、公文書の保管ということにも密接に関係があるわけですが、そういったものが失われていく可能性が十分にあるのです。あるいは、図書館は図書館で整理をしているかもしれないけれども、例えば何年か、5年なら5年たったら整理がされていくというような種のもので、残って来ないかもしれない。

しかし、市民活動、あるいは市民参画というのは始まってまだ間もないですよ、野澤市長になってから非常に熱心におやりになるようになった。もちろん、野澤市長が助役時代だったときの石川彌八郎市長さんも随分熱心だった。そのころから考えても10年ぐらいの歴史ですよ、その中で積極的な市民参加があるような、あるいは今のよう形で花開いていくような形のものが見えるような、わかるような、そういうふう集積されているようなものが需要ではないかというふうに思いまして、このことを少し伺っておこうかというふうに思っています。

それから、3番目には、「公文書」というふうに書きましたけれども、これは文書(もんじょ)でもいいのですが、要するに公文書と言うと何となく文章があって、普通「何発第何号とか」とこう枠欄があって、判こが押してある、それももちろん公文書です。

しかし、そのほかにも例えば今、皆さんのお手元にある、増田議員が手に持っていらっしゃる「健康ふっさ21」とかそういうものも公の文書です。そういうものについての保管とか管理というのはどういうふうになっているのかです。

僕はなぜこんなことを心配するかというと、この間、やなぎ通りの話が出ましたが、どうしてやなぎ通りと言うのだろうと言ったら、1枚の文書もないのです。あるのは古い人の記憶だけです。そんな写真があったのです。だけれども、文書ではないでしょう。つまりこれがゆえにやなぎ通りになったのだというようなものがない。

それから、もう少し言うと、さっきの質問の再編にもかかわってきますけれども、関東計画というのがありました。我が町の基地にとっては、あるいは福生市にとっても非常に大きな変化、出来事だったと思いますけれども、その経過に関する細かい文書というようなものについては、例えば「福生市と横田基地」という冊子の中には幾つか、例えば国に出した請願であるとか、国に出した要望書であるとかということがあります。しかし、そこに至る生成過程の文書というのにはそこにはない。どこにあるのか。ないかもしれない。そうするとどうなるかというと、これまた古いことを詳しい人に聞くしかない。みんながみんな昔の話を知っているわけではないし、どんどん年をとっていくわけですから、私でせいぜい27年分ぐらいの記憶しかなくて、それも大体半分ぐらいは消えているわけで、そうしますとやはりきちんとした公文書の保管の仕方、管理の仕方というのが必要ではないか。

私は、公文書館みたいなものがやはり必要ではないかというふうに思っていますが、今現実に保管はどうなっているのか、あるいはこれから保管をどうしようかと思っているかということをお伺いしたいのと、もう一つ、電子情報なのですよ。

これはもう細かいところは市長さんでなくて答弁は結構ですけども、例えばきょうの福生市のホームページ、いつまで残っているでしょう。もちろん緊急のお知らせも入るのです。ホームページというのは、ある時見に行くと、「そのページはありません」ということが幾らでもあるのです。しかし、少なくとも公のものとして出している以上は、例えば2006年の5月という階層があって、その階層は全部何らかの形で保持されていなければならないはずなのです。2004年の6月、そのころにはホームページはまだなかったですか、2005年の6月の市のお知らせはどのようになっていたかということも、もちろん議会は平成5年からやっているのですか、そこは議事録を読めますが、しかしそうではなくて、日々変わるような、あるいは日々変えなければいけないようなものに関しても、実際バックアップは取っておかれて、それが保持されなければいけないはずなのです。そんなもの要らないと言われればそれまでですが、しかし、その時、その時のお知らせであったり、その時、その時の市の状態がわかるものはもちろん文書でありますし、現在であれば電子情報なのです。これらの電子情報は常に危険に侵されているわけですし、今回ずっと話題になったウィニーの問題があって、あれも信じられないことに役所の文書を自分のパソコンに入れて、家に持って帰ってなどという、どうしてそんなことをするのか、そこまで働くのかと思いますけれども、防衛施設庁の情報漏れもそうですが、作戦の中身ぐらいまで出てしまったりなどして、それは出て困るものと困らないものがあると思うのですが、

しかし、その辺に対する対処もしなければならない。その上で保全、保管をしなければいけないと思っているのです。その辺については、我が市はどのような対処をしているかということをごひ伺っておきたいと思っています。

以上、大変簡単ですけれども、この場での一般質問にさせていただきたいと思いません。

○議長（石川和夫君） 3時10分まで休憩いたします。

午後2時57分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） それでは、遠藤議員さんの御質問にお答えしていきたいと思いません。

横田基地についての1点目の米軍再編の「最終合意＝再編実施のための日米ロードマップ」の対応についてということでございます。まず、国からの説明は5月1日に東京防衛施設局次長がお見えくださいました。それから5月2日には東京防衛施設局長がお出かけいただきまして、横田基地に関する説明を正式に受けたところでございます。市の方からいろいろとその後も伺いをするようなことについては、広報等を出しておりますけれども、いろいろと質問していきまして、局としては出せる範囲でいろいろと答えを出してきていただいていると、こんなふうな理解はしております。ただ、決まらない部分がいっぱいありますものですから、全体としてはよく見えない部分がまだございますけれども、いずれにしてもそんな状況でございました。

内容については、先ほど田村（昌）議員さんにもお答えしておりますので、細かいところは省略をさせていただきますけれども、今後も変化や、あるいは市の方から問い合わせをしていく中で明確になった点については随時お知らせをしてみたいと思いません。

それから、5市1町の反応と対応というお話がございました。最終報告の内容についてはさきの中間報告と大きな変わりがございませんでしたので、5市1町としての情報交換等の行動ほか、話し合うというようなことはしておりません。

ただ、軍民共同使用の問題について、先日、私は記者会見のときに勉強会の話等を含めまして5市1町でやっていったらどうかというような話をしたのですが、私の意図は「賛成」「反対」ということを言う前に市や市民へのメリットやデメリットについて具体的に知ることと、それを分析することの必要性があるのではないかと、そういった意味で話したつもりなのですが、どうもちゃんとそれぞれのところに伝わってはいないようでございますが、新聞報道そのものも新聞によって、同じことをしゃべっているのですが、伝え方が全然違いますものですから、そんなことからだと思いませんけれども、立川市長は「それぞれ立場や環境が違うから勉強会の設置は難しい」だとか、羽村市長は「今、協議する意味はない」とかというようなコメントが出されております。これも新聞報道ですから、どういう真意でお話になっているかわかりません

が、また、昭島市と武蔵村山市からは私が話したことについて、あるいは新聞報道についての、内容についての問い合わせはございました。

今後、どうしていくかということについてですが、この問題については例えばどんな航空機が使用されるのかとか、1日に何便飛ぶかなどといった具体的な情報については何も無いわけですので、今後検討されて情報が示されたときに、できるだけ5市1町の事務レベルでは情報を共有したり、研究したりすることは各市町にとって重要なのではないかとといったようなことはまたお話をしていってみたいというふうには思います。

ただ、5市1町のそれぞれの立場や環境が大変違いますので、一緒にやることができるかどうかということは全くわかりませんが、真意をできるだけ理解をしていただきながら、そんな方向ができればという思いは今でも持っております。

次に、市民への周知と意見募集等の反応についてでございますが、まず市民への周知は3月29日に国に対して行った要請の内容等をホームページと、4月15日号の広報紙に掲載をいたしました。この要請に添付書類の中に、2月に募集した市民の意見198人の方と四つの団体からのすべての意見を要約したものを掲載しました。ただし、広報紙につきましては紙面の都合で一部の意見の掲載となっております。なお、国への要請に対する反応については、現時点では特にございませんでした。

いずれにいたしましても、米軍再編に伴う横田基地の態様の変化につきましては、これから具体的な内容について検討されるということでございますので、3月に提出した要請書の内容が反映されること、さらには今後我々の方からまた出していく具体的な要請といったようなものをきちんと伝えながら、協議をしていくというような姿勢で進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

次に、横田基地についての2点目のキティホーク艦載機の夜間訓練につきましては、平成18年5月9日に、東京防衛施設局から夜間離着陸訓練を平成18年5月16日から5月25日まで米軍が硫黄島で行うという通告を受けております。

横田基地については、硫黄島での訓練が天候等の事情でできない場合、平成18年5月22日から25日までの4日間、横田基地で訓練をするという内容でございました。この通告を受けました5月9日に、東京都と5市1町連絡協議会で、訓練中止の要請をいたしております。要請先は今までと同じですが、在日米軍司令官と米海軍第5空母航空団司令官、外務大臣、防衛庁長官、東京防衛施設局長等には郵送で要請をいたしまして、また、在日米軍横田基地第374空輸航空団と横田防衛施設事務所については東京都と5市1町の幹事市が面会し、要請したところでございます。

幸いに、この夜間離着陸訓練の結果として、訓練は硫黄島ですべて実施されまして、横田基地での訓練は実施されておられません。これで、2000年からだと思っておりますけれども、今までこのNLPについては行われなかったという結果になっております。大変ありがたく思っております。

次に、横田基地についての3点目の百里基地所属の航空自衛隊F-15戦闘機の緊急着陸につきまして、4月20日午後2時16分に、天候不良により百里基地に着陸できず、横田基地に緊急避難的措置として着陸したとの連絡があったことから、議員

各位にはFAXにてお知らせをいたしました。その後、国に問い合わせをいたしましたところ、横田基地に緊急着陸したF-15は百里基地から離陸し、百里基地の東方の訓練空域において訓練を実施した後、百里基地に着陸する予定であったが、百里基地の天候不良により着陸できなかつたため横田基地に着陸したとのことでございます。

また、今回の緊急着陸が航空自衛隊の入間基地ではなく、横田基地になった理由ということでございますけれども、入間基地の滑走路等の条件からF-15の安全な着陸基地を検討した結果、緊急避難的措置として横田基地に着陸したとのことであります。

横田基地については、これまでも航空自衛隊機が緊急着陸しているということでございますけれども、過去の緊急着陸の回数は統計がなく、答えられないということございました。

次に、横田基地についての4点目、平成17年度の離着陸件数につきましては、横田基地の南側の誘導灯付近の1年間の飛行回数は9781回、これは16年度に比べると148回減少しております、平成8年度以降の10年間で最も少なくなっております。また、市役所屋上での測定では飛行回数は2104回で、こちらも昨年より216回減少しております。恐らく昨年はこれまでで一番静かな1年間であったと思えます。

2点目の市政への市民参加と情報公開・保管についてでございますが、現在は本庁舎2階に情報コーナーを設置し、市で作成しました行政資料、冊子、あるいは東京都、他市の広報、報告書、資料を約750冊所蔵し、市民の皆様が自由に閲覧できるように配備しております。

情報コーナーにつきましては、市政情報について積極的な情報提供の場として設置されたものでございますが、配備する情報、資料につきましては各部署から情報コーナーへの配備依頼に基づき資料を置いている状況にあります。市民参加による活動の状況報告書、刊行物や資料については担当する部署にございまして、すべてが情報コーナーにおいて配備されている状況ではございません。協働事業に関する市民参加資料や情報については、輝き市民サポートセンターに提供された必要な情報については整理・保管し、輝き市民サポートセンターで公開しております。

今後は、市民活動により作成された刊行物等については、見えるようにするという事は非常に大事な事だと思いますので、可能な限り情報コーナーでだれでも自由にご覧いただけるように配備していきたいと考えており、特に新庁舎建設の際にはさらなる資料等の充実を図り、市民が使いやすく機能的な情報コーナーとして徐々にではございますけれども、発展していけるような形にしていきたいと考えております。

次に、3点目の福生市の公文書の保管管理、電子情報の保全・保護についてでございます。公文書の保管管理につきましては文書管理規程に従って行っておりますが、平成15年10月から文書管理システムを導入し、收受・起案における文書情報について統括的な管理を行っており、作成した文書のデータについてもシステムのサーバーにて保管管理しております。また、それ以外の電子データにつきましては、パソコンのハードディスク上にフォルダを設けて整理をしているという状況がございます。

ただ、ハードディスク上の電子データにつきましては新庁舎の移転を控えていることもあり、すべて地下電算室にあるファイルサーバーに電子データを保存する方法をとっていきたいと考えております。このことによりましてバックアップを集中的に行うことができ、データ保管の安全性を高めるとともに情報の共有化をも図っていくことができるのではないかと、こんなふうに考えております。

次に、電子情報の保全・保護についてですが、御承知のとおりファイル変換ソフト、ウィニーで蔓延するウイルスによって起きました個人情報の流失が自衛隊や警察、裁判所などを初め全国の自治体でも起きており、大変大きな社会問題となっております。自衛隊の情報流失は国家の安全を脅かす恐れがあり、警察、裁判所、自治体などの情報流失は個人のプライバシーの侵害ともかかわってまいりますし、市民生活への影響ははかり知れません。

このような中で、当市の取り組みといたしますと個人情報保護条例の遵守はもとより、平成14年に策定いたしましたセキュリティポリシーを見直し、本年4月に「福生市セキュリティ規則」及び「福生市セキュリティ対策基準」を策定いたしまして、個人所有機器の利用禁止、それから外部への記録媒体及び機器の持ち出しの禁止などを厳しく規定させていただいております。また、具体的な方策といたしますと、庁内メールによる全職員に対する周知や情報セキュリティに対する研修などによりまして周知徹底を図っているところでございます。さらに、電子情報の保全・保護に向け、情報セキュリティ対策の具体的な手順等を定めた「情報セキュリティ実施手順」もこれから作成をいたしていきたいと思っております。

これらによりまして、万が一にも個人情報の流失等がないよう電子情報の適切な保全・保護に向け万全な対策を講じてまいりたいと、こんなふうに思っているところでございます。

以上で、遠藤議員さんの御質問に対する答弁といたします。

○21番（遠藤洋一君） 大変御丁寧な答弁、ありがとうございました。

今度のロードマップというのは、東京新聞が一番、カラー版で、皆さん可能であれば家に張っておいた方がいいと思うほど、よくできています。可能であれば、トイレに張って毎日じっと見てもいいぐらいによくできています。この中で、東京のことについても、横田についても結構書いてあるのですけれども、簡単に言うと全土、つまり沖縄の負担軽減であるというのが最初の建前だったのです。しかしながら、現実に行われていることはグアム島へ一部、もちろん海兵隊が動きますけれども、それは海兵隊のバックアップをする部隊であって、実戦部隊はまだ沖縄に残る。だから、負担がそんなに減るわけではない。騒音、その他の負担はどうしたかという、これは全国にばらまいたわけです。例えば千歳にばらまき、百里にばらまき、築城にばらまき、新田原にばらまき、そういう形で全土全国を沖縄化するような米軍と防衛庁とのたくらみではないかというふうに思いますけれども、そういった形でばらまいた。ばらまいておいて、今度はそれぞれに、国に貢献する度合いによって交付金もちょっと変えましょうというようなアイデアすら出ています。

このことは、よく考えてみると、この前の1995年のSACOのときもそうでし

た。要するに沖縄での、104号越えの実弾演習ができなくなる。これはまたふしぎな話で、104号越えの実弾演習というのは1972年に沖縄が日本に戻りました、返還になりました。その時までは北富士でやった演習なのですよ。なぜか、それが沖縄返還のときにすると沖縄へ行ってしまったのですね。

僕は学生のとときだから、よく覚えていますがけれども、海兵隊は静岡県の新浜海岸というところに大きな榴弾砲や車両を陸揚げをして、そこからトラックに乗せて運んで北富士まで行って、そこで実弾演習をやっていたのです。あの演習が沖縄に、その時にSACOで戻ったのです。沖縄返還で戻ったのを、今度はSACOでまた本土に戻さなければいけなかった。

何を考えたかという、つまり引き受けてくれるところがあれば金を出しましょうという話になったはずですよ。これは御記憶の方たちも多いと思います。10年ぐらい前の話ですから。その時に、今も僕は予算でいつも質問していますがけれども、150億円のお金をSACOでつくりました。それを地方交付税の中に滑り込ませて基準財政需要額の中で換算をして、それはその地方自治体にある米軍基地の面積当たり幾ら、米兵当たり幾らというふうに割り出して出したはずですよ。多分我が市は2億数千万円ずつ交付金がふえたと思います。

そういうような形で前回処理をしましたけれども、今回は一体どうするのか。先に恭順の手を挙げた者から順に交付金を出してくるのか。とんでもないことだと思います。そんなことをさせるわけにいかない。しかし、迷惑な者がやってくることは事実ですから、きちんとした国民に対する補償はしていただきたいというのが私の意見です。特に、横田の場合には、さっきのこの大きなトイレに張ってもいいぐらいの大きな表の中で、唯一自衛隊がやってくる場所です。ほかにもあります。相模原にはアメリカの第1軍団がわざわざフロリダからやってきます。横須賀にはもともと第7艦隊の司令部があります。それで横田には自衛隊総隊司令部、つまり司令部が来るわけです。これで三つの軍隊が東京都の首都圏にそろったわけです。唯一、日本の自衛隊が移るのはここです、横田です。そこは、僕は当然特殊性を強調してもいいと思いますし、そのことでの危険、確かに何が来るかわからないということですが、しかし確実に危険性はやってくるわけで、よく考えてみたら司令部をたたけば一番早い話しなわけですから、そこが危険を持ち合う、危険のシェアリングをするということは間違いのないわけで、それから言えば私は堂々と自衛隊がもしもこの間、市長は特に反対ということはおっしゃっていませんので、国の方針であるならば、あるいは方策であるならばということをおっしゃっているとすれば、僕は反対ですよ。しかし、取れるものは取った方がいいだろうということ、もう一つは、相模原は第1軍団が来る、あるいは第1軍団と一緒にいる陸上部隊、自衛隊の精鋭部隊が張りつくことになったのです。今、まだその部隊は編成されていませんから、今のところ練馬の自衛隊が来るのですよ、緊急配備で。そのかわりと言っては何ですが、幾つかの場所が返還されるのです。これは前から返還のことは言っていたのです。僕は3月に市長さんがお出しになった国への要望書の中にも一部ありましたけれども、やはり市民が共同で米軍もちようど使えるような場所、それは言ってみれば一部共用、一部返還につながると思

ますけれども、そういったものをぜひ強調していただきたいと思いますし、これを機に横田基地に対しては強い態度をとるべきではないかというふうに思います。

先ほどちょっと心配していた自衛隊総隊の建物はつくるけれども、共同運用所については特別なものはつukらないというような御答弁でしたので、それについても運用までの間、しっかりと監視していなければいけないし、そのためにできた基地担当の部署ですから、大変御苦労さまですけれども、そこはぜひお願いをしたいというふうに思います。

自衛隊の移駐、あるいは自衛隊の移動に関しましてはこの程度にしておきますけれども、ぜひ騒音がふえないという約束があるのだと、これがわずかでもふえるようなことがあれば即「要らない」ということを言わなければいけないし、来てもらっては困るということも言わなければならぬと思います。先々、東京都も含めて横田基地に関しましては市民のものになる、東京都は返還を要求しているわけですから、それは同時に、今は横田基地があるかもしれないけれども、しかし、将来的には市民のものになる。あるいは市民の皆さんへの世論調査でも70数%の人々が将来は返還されて、市民のために役立てたいということを行っているわけですから、そのところはきちんとした対応をこれからもしなければ———わずか60年か70年ですよ、横田基地がここに来て、もっともそのころから生きている人もたくさんいますけれども、だってその人たちにとってみれば小さいころはなかったのでしょうか。小さいころからアメリカがいて、小さいころから基地カーニバルがあって、その前の皆さんのお父さんのときにはあんなものはなかったのですから。一つの独立国が、60年も他国の軍隊を置いておくなどというケースは近代国家にとっては大変珍しいことですよ。

あったことはあったのです。例えばオスマントルコがどれぐらいの間、地中海を支配していたか、東ローマ帝国がどれぐらいの間、ヨーロッパを支配していたか。そのことを考えれば60年などは短いかもしれないけれども、しかし近代、現代に生きる私たちにとっては60年間他国の軍隊がいるということは大変に邪魔なことでもあり、危険なことでもあり、自分たちの独立がどのような形で保たれるかということを考えてみれば、「要らない」というのが自然なはずなのです。すぐに出ていかなければ、暫時出ていけ、少しずつ返せということではやはり市民のためになるようなことを考えていただきたいと思います。

この間、3兆円支払いの問題で、石破さんという元の防衛庁長官が「3兆円は安いのだ」ということをテレビで言っているのです。もしも3兆円を全くだめだというならば、憲法を改正をして、強い軍隊を持って、それで防衛をするならば3兆円を全くゼロでもいいのだ。それを考えたら安いものだということを言っているのです。確かにお金で防衛ができれば安いものかもしれないけれども、そのかわり得るものはたくさんあるのです。そのことはそれぞれの、基地を抱えている自治体にとっても深刻な問題だと思えますし、これからの私たちの市の財政や経済の問題にとっても、極めて重要なターニングポイントが僕はここで来たのだと思います。言うところの「再編実施のための日米ロードマップ」はここから始まったとすれば、「新生福生のロードマップ」はやはりここから始めなければいけないし、基地のないまちづくりというものを、

何度も言いますが、基本計画のB案でつくってもいいぐらいだと私は思っています。そのことについては何十回言っても返事が来ないので、もうあきらめますけれども、しかし、なくなるかもしれない。

こういうことですよ。今、米軍機の離着陸はとうとう1万回を割りましたね。それでも、例えば前田議員の住んでおられるところはやはりうるさいのですよ。1日、定期的なジェット便はあるのです。定期的なC-130の飛行もあるのです。相変わらずここはハブ空港、つまり米本土から物を持ってきて、それをアジア各地に持って行くという仕事は、米軍のどの文献を読んでもここはハブだと言っているのです。だから、重要だとも言っているし、必要だとも言っているのですが、しかし、アメリカ軍にある本土の基地で年間1万回を割るような離着陸数ならば、とっくの昔に廃止ですよ。

今、アメリカは激しい勢いで基地の縮小をやっています。既に空軍基地は3分の1がなくなりました。そういったことから言えば、この基地はその意味から言えばとっくの昔に軍用としてはなくなってもいいはずの基地なのです。しかしながら、防衛施設庁は相変わらず巨額の投資を行っているのです。3兆円というお金でみんなはびっくりしてしまっているけれども、去年度までの決算で防衛庁は、国がと言ってもいいのですが、沖縄を含めて日本じゅうで思いやり予算を幾ら払ったと思いますか。もちろんこの中には一部特別協定の人件費部分などはありますが、ですが2兆7500億円払っているのです。それから言えば3兆円などは安いものだと思うかもしれないけれども、それは考え方の問題ですよ。それから言うと、そういった意味では新しいロードマップをぜひお願いをしたいというふうに思っています。

そこで、再質問ですけども、ここまでしゃべって再質問とは何だと言われるかもしれませんが、しょうがないですね。さっきの軍民共用化のところに戻りますけれども、先ほどの市長さんの答弁の中でも5市1町の勉強会のことについての御答弁がありました。これは本当に僕もおっしゃるとおりに、新聞でいろいろな書き方があれほどあるものかと思っています。しかし、西多摩新聞が比較的まともに書いてあったけれども、しかし何せメディアの量から言うと圧倒的に少数メディアですが、町の中ではそう少数でもないの、たくさんの方が、読むべき方は読んだなと思っていますけれども、再度考え方をちょっと伺いたいのです。僕は、今、イニシアチブをとれるのは我が市だと思っています。それは今までの考え方が非常に穏やかであったということもそうだし、それからやはり何と言っても3分の1を占めているというところは歴史的にも非常に大きいと思うのです。それから言えば、できれば東京都と考え方がちょっと違うから、東京都へ要望も、東京都が入らない要望書ですね、横田基地のものも。だからちょっと考え方が違うのですけれども、なおかつ知事は変わらないでしょう、オリンピックやるまで変わりそうにないので、しかしそれでも東京都と5市1町が共同でシンポジウムなどを開催できれば——違いが皆さんの前でわかる。違いが等しく広くわかるということはとても大事だと思うのです。その意味から言うと、シンポジウム等々の開催ができればと思っているのですけれども、どのようにお考えなのかぜひ伺いたいです。

僕は参加できなかったのですが、基地対策特別委員会の普天間、宜野湾市視察から帰って来た日にJCが主催をして官民共用の大きなシンポジウムが立川で開かれました。それは官民共用推進派と言われているような人たち、学者さんたちの集まりですけれども、しかし大変重要な議論がされたと思っています。同時に、基地対策委員会は大変に貴重な経験をしました。田村委員長がおられるから報告が出てくると思いますけれども、私たちは那覇上空で35分間待たされたのです。35分、飛行機は延着したのです。ずっと沖縄の上を回っていたのです。そうしたら僕は生まれて初めて伊江島というものがあんなに平たい島であることをしみじみと近くでしたから見ました。偶然僕は窓際でしたから、よく見えてよかったけれども、そうではない人は退屈極まりないではないですか。しかも、高度はせいぜいあれは300メートル、400メートルですよ。そこしか空域があいていないのですから。しかも、那覇空港はそのとき浜松から来た日本のAWACSや、那覇にいる戦闘機を使った、AWACSを使う合同訓練をやっていたのです。だから、延着したのです。共同運用というのはそういうことがあり得るのです。那覇の空港は自衛隊が管理しています。管制もしていません。そうするとやはり優先権はどっちになるかということも明白ですよ。

我々が、やっと着いた。当然、しょうがないからお昼を食べた。お昼を食べている最中もF-4Jという攻撃機がバンバン飛び上がったのは一緒に行った委員の皆さんも御承知のとおりだし、僕もずっと見ていました。「おまえ飛行機を見るのが好きなのか」と言われると「好きです」と答えるしかないのですが、とにかくずっと見ていました。そういったことで貴重な経験もしたのです。

だから、軍民共用、あるいは官民共用というのはどういう形になるかを少し見たような気がします。それから言っても、ぜひ数字の上とか、あるいは図の上だけのシミュレーションではなくて、ぜひそのシンポジウムなどで、賛成派も反対派も学習というか、いいと思っている人、悪いと思っているような学者たちを集めてやってもらいたい、あるいは知識人を持ってきてやる、あるいは実際に騒音直下にいる人々と一緒にやるというようなことをぜひ考えていただきたいと思いますが、これはどうでしょうか。

それから、もう一つは5市1町の勉強会の基本的な考え方ですが、それをやはりぜひ持っていただきたい。どういう考え方を持つかということもぜひ考えていただきたいということもあわせて答弁していただきたいと思いますが、これが、基地についての質問です。

それからついでに、これは質問しませんでしたけれども、施設庁からの事務連絡が5月23日に来ています。5月22日に厚木から岩国に向かう途中のC-2輸送機が緊急対策扉を落として、まだ拾っていない。こういうような知らせがきちんと来るようになったのは、大変にやはり基地を抱える、つまり市民の皆さんからの要求があったとき、あるいは市民の皆さんから連絡があったときにすぐ議員が答えられるということから言えば、大変ありがたいことだと思いますし、ちなみにこのC-2は佐世保に入港した航空母艦への取材のための記者を乗せるために岩国に行ったのです。ところが岩国では新聞記者がずっと待たされたそうで、そういうスキャンダルになった話

ですけれども、とにかく物は落とすわ、緊急着陸するはでたまりませんが、こういうような情報について常に議員に対して連絡してくれることは非常にありがたいことだと思っています。一つは、市長に再質問をいたします。

もう一つは、今の文書管理の問題ですけれども、実は守山市というのは四五都市で、数少なく残った、ほかはみんな合併してしまったのですが、残った市ですが、あそこは公文書館があるのです。公文書館を持っているところはたくさんあると思いますけれども、そこでは相当数が一般閲覧に供するような形での公文書や、あるいは見られるような市民参加のものを含めて置いてあって、さらにストックヤードがある。これをやらないと、さっきもちょっと言いましたけれども、庁舎が変わった折りに——皆さんのことを言っているのではないですよ、しかし、引っ越しというのは荷物が必ず減るのですよ。減らさないと引っ越しはできないですが、「エイ、ヤア」とばかりに古い文書を捨てられてはたまらないと思っているのです。ぜひこのところは、差し当たってそういったものを、公文書館的なものをちょっと考えていただきたいというふうに思っているのです。あるいは、古文書館と言わないまでも、それは郷土資料館もあるし、図書館もあるけれども、しかし公文書のきちんとした保存保持というのは、僕は大事なことだと思うし、検索能力が既にあるわけですから、その検索も含めて大事にしておかなければいけないし、アメリカの公文書館というのは御存じだと思いますし、テレビでもときどきやるではないですか。「開かれた謎、50年目の公文書が開かれた」などと、よく見るとこんなぐらいの段ボール、つまりリーガルペーパーが入る段ボール箱をそのまま持ってきて、バカンとあけて文書を出しているのです。あれ、生で入っているのですね。あれはすごいと思う。フィルムもそうだけれど。

しかし、一方ではクラスファイルというふうに木箱でガンガンと打って、倉庫の奥深くしまってしまうものもあるのです。もちろんそれは映画の中に出てくるけれども。しかし、この福生がせめて市になってからでもそうですし、その前の町時代もそうだと思いますけれども、きちんとしたものを残せるような公文書、あるいは公文書があるということは、僕は市の知的なレベルのものだと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうかということが一つ。

それから、情報コーナーについて、前々回の質問では常設図書館というような厳しい質問をして、無理だなという感じがあったのですが、しかし、それでもそれに近いものが出てしかるべきものだろうというふうに思っているのです。先ほどの市長答弁でも例えばここにある、あそこにある、そこにあるとそういうものだとももちろん思います。だから、担当部署が持っていなければいけないものなのです。しかし、同時に「At a glance」と言いますが、一目で見れるようなものところがどこか必要で、それは考えていただけないのかなということでもぜひ伺っておきたいと思えます。

それと、そのリスト化とかその他についてはどうするか、あるいはそれをどのようにして情報として出すのかということも含めて、お答え願えればと思います。

それから、もう一つはこれから庁舎が2年後にでき上がってくるわけで、そうすると第二、第三はなくしてしまいますよね。しかし教育委員会のいた体育館の教育委員

会スペースであるとか、あるいは今現在、建設部が入っている第四庁舎であるとか、あるいはすきすきで使っている保健センターであるとか、幾つか空きスペースがあって、それぞれ計画というか、案もあるようですね。学校に行かなくなってしまったお子さんたちの行き場所を、今のプレハブではなく、もうちょっときちんとしたものにしたいというお考えもあるでしょうし、あるいは教育委員会の中でも一部残りたいというような御意見もあるようなこと、風のうわさでは聞いています。しかしながら、そろそろ防衛補助工事でつくったものも新たにやはり市の判断で使えるような形にこれはしてほしいと、あるいはそういう形での空き室利用みたいなことを考えるようなことをしてほしいと思ひまして、そうそう四角四面に防衛施設庁も——もうなくなりますから、そんなには防衛補助工事でやったものは使ってはいかぬとか、使用目的を変えるのであればペナルティーを払えとかというようなことはもう言わないのだろうと思うのです。そういうことで、ぜひそういったところについての利用も検討していただきたいのですが、いかがでしょうかというのが第2質問です。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 横田基地につきましての、5市1町の勉強会の基本的な考え方でございますけれども、先ほど市長答弁にもございましたが、市民への影響や、あるいは騒音の問題等のデータの収集やデータの共有等につきまして各自治体の立場は異なりますが、メリットや、あるいはデメリット等の事実を把握していく上でも必要なことだとそのように考えております。

このことは、各首長が判断をしていくためのデータを集める作業として事務担当者のレベルで共同し、共有できればとの思いからの考えでございます。したがって、この勉強会や情報収集と、市長が判断をする行政の進め方等とは全く別の問題としていろいろと勉強していくことが必要なことだとそのように考えております。

また、5市1町の調整等についてでございますけれども、国からの情報が示されない限り、また開始から12カ月以内に終了するとありますが、いつ始まるかが現時点では不明でありますことから、基本的なデータ等が示された時点でぜひ担当者レベルの勉強会を呼びかけてまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、共同してのシンポジウム等の開催についてでございますが、ただいま答弁を申し上げました勉強会の開催の次に考えていくべきこととそのように位置づけをしております、勉強会の内容等をさらに議論をしていく上での次のステップの問題として現時点では考えております。

それから、ホームページ等の保存の関係でございますけれども、過去の掲載記事につきましても検索できるように、階層別に保存できることも含めまして検討してまいりたいとそのように考えております。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

公文書については、すべて歴史を持つてくるもので重要と思っております。その中で保存すべきものを決定していくわけでございますが、公文書館につきましては、いつつくれるかということはここで答えできませんが、福生市としてどのようなものが必要であるかを検討してまいりたいと考えております。

それと、情報公開につきましては情報公開の総合的推進の一環として平成13年5

月に設置したもので、市で作成した冊子等、東京都の資料とかそれを所蔵しております、あわせてコピー機を配置し、自由に閲覧コピーができるように配備しているところでございます。

設置した当初には配備する資料についても少なかつたわけでありましたが、各部署に情報公開に置く資料の内容を依頼しております、年々所蔵する資料もふえております。現在の設置面積につきましては7.56平米と非常に狭く、配備できる資料につきましては限りがありまして、多くの資料を配備することはかないませんが、平成20年に新庁舎へ移行する際には77平米程度広がることとなりますので、資料の充実を図っていきたいと考えております。

また、見たい資料がすぐ検索できるような設備等の検討を行い、市民の方が使いやすいようなものにしていきたいと考えております。しかし、資料の全部をここに置くことはできませんので、各課で管理しているもの、特に個々のリストで市民がかかわっている資料など市民参加による資料ですが、そういうようなものについても含めまして毎年リストを更新するとともに、置けない資料がどこの課で保管しているのかわかるように整備していきたいと考えております。

それと、空き室の利用につきましては引っ越しまでに間に合うように早急に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○21番（遠藤洋一君） 御丁寧な2度目の答弁ありがとうございました。

一つ目の横田基地問題というか、ここで主にやはり焦眉の課題となってくるのは官民共用問題ではないかと、もしくは軍軍民共用問題ではないかというふうに思っています。おっしゃるとおり各首長さん、あるいは各町のそれぞれの基地対策を行っている議員さんたち、あるいは議会全体としても意見がいろいろ、まちまちですから、そういうような言い方をしたこともあるかもしれませんが、やはり首長さんなどのサミットの的なものが必要であったり、あるいは——本当は首長さんたちは顔をあわせるチャンスは多いような気がしないでもないのです、西多摩衛生組合とか東京たま広域資源循環組合とか、瑞穂斎場組合とか、全部は知らないけれども、部分、部分ではあるからそのたびに立ち話しでもするかと思えば、このことについてどうもしていないみたいで、僕も1回だけ西多摩衛生組合の視察に行つて、僕も委員ですから行ったことがあるのですが、考えてみればそこでやるべき話ではないですからね、昼飯どきに。でないかもしれないけれども、何か3人で話しか何かするのかなとかと思ったら全然しないし、意識的にしていなとしか思えないのですけれども、ぜひそのところは頑張つて、やはり野澤市長の力でここはまとめていったということ、無理を承知で、よい形になってくれるようお願いする次第です。

それから、何と言つても最終的にやはり市民の手に取り戻す、あるいは横田基地が全面返還になってきて、市民の使いたい形、あるいは市民の要望の形になっていく。それは民間空港であるか、あるいは公園であるかどうかわかりませんが、瑞穂町などは別のプランを立てているようですけれども、しかし、少なくとも軍隊ではないものを置くというような、あるいは危険でないものを置くような形になっていただきたい。

これは要望にとどめておきますので、この質問はこれからも私がここにいる限り続けますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それから、公文書館についてということ、「公文書館につきましては」という御答弁をいただいたのは、割と初めて。この間は行政図書館というような形で議事録に残っておりまして、これは日野市の例を挙げて、日野市を1回見たらどうかと言いましたが、だれもまだ見ていないと思うのですが、比較的狭い場所ですけれども、よく整理されたものがあります。これはぜひ日野市の行政図書館、図書コーナー、コーナーと言えるようなもの……、やはり図書館ですね。レファレンスがいて、もちろんそこでさまざまな調査ができるというところがありますから、そうだと思いますが、ぜひそこはこれから少し検討しておきたいというふうに思っています。

それから、情報コーナーというふうに少し後退はしましたけれども、それでも77平米、今より10倍近い面積のところが使えるようになるわけですから、それはやはり市民のためになるのだろうというふうに思いますし、検索等々の設備、あるいは——情報というのは、情報が完成するまでの情報生成過程みたいなものが随分大事だと思いますが、そこはそれぞれの担当の方の判断にもよるわけですけれども、例えば建物1個つくる、道路1本つくるにしても、担当がこういうふうに積んできた努力が、例えばこんな厚いファイルになったりするではないですか。でも、次の人から見れば果実しか見えないから、ここからこっちは要らないのです。大体そういった情報の9割は捨てられる運命にあるのです。それはしょうがない。しかし、それでもそれを8.8、7.5割かというところで、どうやったら次の世代の人たちに移せるか。例えば担当が変わってもすぐにお答えできますというような体制にしていだきたいというふうに思っているのです。

僕が一番やはり困ると思うのは、監査をしたときもそうですが、「突然配置がえになりましたから、まだよくわかりません」というようなことは口が裂けても、やはりそれで賃金を得ている以上は言うてはいけないというふうに思うのです。だから、口から出まかせにうそを言ってもいいということではないですが、きちんとした資料があれば答えることはできるわけですから、そのためにもそれは必要ではないかと思っているので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、空き部屋の利用ということについては引っ越しまでに早急に——引っ越しまでにちょっと時間がありますから、とにかく再三再四言いますが、引っ越しのときが一番危ない。前の役場から市役所になったときに、これはうわさですが、大きな穴を掘って書類を焼いたという話もあるぐらいで、本当かどうか——そんなことを見ていた人はもういない……、あ、市長は見ていたんですか。いないのですから、わかりませんが、その気持ちはわかりますよ。だって95%要らない書類だと思ってしまう。そのころは再利用とか再生を考えていないから、燃やしてしまったわけですよ。ぜひそのようなことがないような形をとっていただきたいと思ひますし、それは一番最後にきちんと御答弁をいただいたホームページの蓄積もそうですが、階層別に分けていただくのが一番です。それは逆に言うとホームページをキープすることが一番難しいのです。僕が主宰をしているリムピースという、これはマニア向け

かもしれませんが、在日米軍をウォッチングをしているページでも、もう180万ぐらいのヒットがあります。もちろん福生市は少ないですよ。それでも階層別に分けていく。例えば岩国、横田、あるいは陸軍、海軍、空軍と分けていく。そここのところの作業が一番大変なのです。それをしておかないと、古い記録、読めないのです。それはホームページについても同じで、ホームページは何となく全国というか、自治体ではやはりだったし、つくったしということもあるかもしれない。急いでつくったということもあるかもしれないけれども、やはり三鷹市のホームページとかはよくできています。そういうようなところの先進市も学んで、ぜひよいものをお願いします。同時にぜひ新しい課長の意気込みで、新しい階層できちんとした補助をするということをよくお願いしたいと思います。

以上、最後の要望は、市長にぜひ平和な福生、安全な福生、軍隊のない福生をつくっていただきたい。それから、そこまでの経過の中で、一部返還をどうしてもお願いをしたい。次の質問は一部返還ですので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は6月7日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後3時58分 延会



写

福総文発第 25 号

平成 18 年 5 月 30 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 回

平成 18 年第 2 回福生市議会定例会の招集について

平成 18 年 5 月 30 日付け、福生市告示第 70 号（別紙参照）をもって、平成 18 年第 2 回福生市議会定例会を招集したので通知します。



写

福生市告示第 70 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年第 2 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 18 年 5 月 30 日

福生市長 野 澤 久 人 印

1 期 日 平成 18 年 6 月 6 日

2 場 所 福生市議会議場



写

福総文発第 24 号

平成 18 年 5 月 30 日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市長 野澤久人 閣

議案の送付について

平成 18 年第 2 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 39 号 福生市行政手続条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 40 号 福生市児童館条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 41 号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 42 号 福生市の一般職の職員の平成 18 年 6 月期期末手当の支給割合を定める条例
- 5 議案第 43 号 平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）
- 6 議案第 44 号 平成 18 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 議案第 45 号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 8 議案第 46 号 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について
- 9 議案第 47 号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 10 議案第 48 号 市道路線の廃止について

- 11 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 12 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 13 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 14 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

議案第 39 号

福生市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

行政手続法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 73 号）による行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正に伴い、規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市行政手続条例の一部を改正する条例

福生市行政手続条例（平成8年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

福生市児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

児童館に指定管理者制度を導入するため、本条例を改正する必要がある。

## 福生市児童館条例の一部を改正する条例

福生市児童館条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第8条 市長は、児童館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に児童館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に児童館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（1） 施設及び設備の維持管理に関すること。

（2） 第3条各号に掲げる事業に関すること。

（3） 前2号の業務に付随する業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第9条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い児童館の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

議案第 41 号

福生市地域会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

地域会館に指定管理者制度を導入することができることとするため、本条例を改正する必要がある。

## 福生市地域会館条例の一部を改正する条例

福生市地域会館条例(昭和 51 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「当該施設の管理者（以下「管理者」という。）」を「市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）」に改める。

第 5 条から第 11 条までの規定及び第 13 条中「管理者」を「市長等」に改める。

第 15 条中「及び」を「又は」に、「管理者」を「市長等」に改める。

第 16 条を第 19 条とし、第 15 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 16 条 市長等は、会館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に会館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。ただし、別に定めのある施設の管理については、その定めるところによる。

- (1) 使用許可等に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 使用料の徴収に関すること。
- (4) 前 3 号の業務に付随する業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第 17 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長等の定めるところに従い会館の管理を行わなければならない。

（指定管理者に関する読替え）

第 18 条 第 16 条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 6 条から第 9 条までの規定の適用については、これらの規定中「市長等」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。



議案第 42 号

福生市の一般職の職員の平成 18 年 6 月期期末手当の支給割合を  
定める条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

福生市の一般職の職員に対し支給する期末手当の支給割合を定めたいので、  
本条例を制定する必要がある。

福生市の一般職の職員の平成18年6月期期末手当の支給割合を  
定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、福生市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第4号)第11条の2第2項の規定に基づき、平成18年6月期期末手当の支給割合について定めるものとする。

(支給割合)

第2条 前条に規定する期末手当の支給割合は、100分の150とする。ただし、一般職の職員のうち再任用職員については、100分の75とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人



平成18年度 福生市一般会計補正予算 (第1号)

平成18年度福生市の一般会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,174千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,804,174千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年 6月 6日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款       | 項         | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|---------|-----------|------------|-------|------------|
| 15 都支出金 |           | 2,140,851  | 3,657 | 2,144,508  |
|         | 3 委託金     | 127,891    | 3,657 | 131,548    |
| 18 繰入金  |           | 1,289,736  | 4,517 | 1,294,253  |
|         | 1 特別会計繰入金 | 3          | 4,517 | 4,520      |
| 歳入合計    |           | 21,796,000 | 8,174 | 21,804,174 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|---------|---------|------------|-------|------------|
| 10 教育費  |         | 2,771,059  | 3,657 | 2,774,716  |
|         | 1 教育総務費 | 313,251    | 3,657 | 316,908    |
| 13 予備費  |         | 52,293     | 4,517 | 56,810     |
|         | 1 予備費   | 52,293     | 4,517 | 56,810     |
| 歳 出 合 計 |         | 21,796,000 | 8,174 | 21,804,174 |



議案第 44 号

平成 18 年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人



平成18年度 福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福生市の老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,093千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ3,235,762千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年 6月 6日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 1 支払基金交付金 |           | 1,818,431 | 260    | 1,818,691 |
|           | 1 支払基金交付金 | 1,818,431 | 260    | 1,818,691 |
| 2 国庫支出金   |           | 919,958   | △1     | 919,957   |
|           | 1 国庫負担金   | 919,958   | △1     | 919,957   |
| 3 都支出金    |           | 229,989   | △1     | 229,988   |
|           | 1 都負担金    | 229,989   | △1     | 229,988   |
| 5 繰越金     |           | 1         | 36,835 | 36,836    |
|           | 1 繰越金     | 1         | 36,835 | 36,836    |
| 歳入合計      |           | 3,198,669 | 37,093 | 3,235,762 |

## 2 歳 出

(単位 : 千円)

| 款       | 項          | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|------------|-----------|--------|-----------|
| 2 諸支出金  |            | 204       | 37,098 | 37,302    |
|         | 1 償還金及び還付金 | 203       | 32,581 | 32,784    |
|         | 2 他会計繰出金   | 1         | 4,517  | 4,518     |
| 3 予備費   |            | 100       | △5     | 95        |
|         | 1 予備費      | 100       | △5     | 95        |
| 歳 出 合 計 |            | 3,198,669 | 37,093 | 3,235,762 |



議案第 45 号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について  
上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

次の者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第 9 号）第 3 条第 1 項第 3 号による自治功労表彰に該当するので、同条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 住 所 福生市武蔵野台二丁目 2 番地 7
- 2 氏 名 山 田 豊
- 3 理 由 多年にわたり福生市教育委員会委員として福生市の発展に貢献したので、その功績に対して、表彰しようとするもの  
教育委員会委員歴

平成 5 年 10 月 21 日就任

平成 17 年 10 月 20 日退任



議案第 46 号

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人

福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について

次の者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第 9 号）第 3 条第 1 項第 3 号による自治功労表彰に該当するので、同条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 住 所 福生市大字福生 199 番地
- 2 氏 名 原 島 洋 二
- 3 理 由 多年にわたり福生市農業委員会委員として福生市の発展に貢献したので、その功績に対して、表彰しようとするもの  
農業委員会委員歴

平成 5 年 7 月 20 日就任

平成 17 年 7 月 19 日退任



議案第 47 号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

次の表に掲げる者は、福生市表彰条例（昭和 58 年条例第 9 号）に規定する一般表彰に該当するので、同条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

第 4 条第 1 号該当

| 番号 | 住 所・氏 名                                          | 理由（功労・功績）                      | 功 勞 期 間                                                                                   |
|----|--------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 福生市大字福生 1153 番地<br>古 谷 潔                         | 多年にわたり農業委員会委員として市行政に貢献した功績     | 農業委員会委員歴<br>平成 11 年 7 月 20 日就任<br>平成 17 年 7 月 19 日退任                                      |
| 2  | 福生市大字熊川 736 番地<br>森 田 龍 幸                        | 多年にわたり都市計画審議会委員として市行政に貢献した功績   | 都市計画審議会委員歴<br>平成元年 9 月 1 日就任<br>平成 18 年 3 月 31 日退任                                        |
| 3  | 福生市大字福生 2356 番地<br>長 岡 初 代                       | 多年にわたり学校薬剤師として市行政に貢献した功績       | 学校薬剤師歴<br>昭和 52 年 4 月 1 日就任<br>平成 18 年 3 月 31 日退任                                         |
| 4  | 福生市北田園二丁目 12 番地 4<br>シルバーピア北田園 105 号室<br>熊 谷 文 子 | 多年にわたり学校薬剤師として市行政に貢献した功績       | 学校薬剤師歴<br>昭和 52 年 4 月 1 日就任<br>昭和 61 年 3 月 31 日退任<br>平成元年 4 月 1 日就任<br>平成 18 年 3 月 31 日退任 |
| 5  | 福生市志茂 18 番地<br>加 藤 繁 男                           | 多年にわたり交通安全推進委員会委員として市行政に貢献した功績 | 交通安全推進委員会委員歴<br>昭和 63 年 4 月 1 日就任<br>平成 18 年 5 月 31 日退任                                   |

| 番号 | 住 所・氏 名                                        | 理由（功 勞・功 績）                     | 功 勞 期 間                                                                                                                                   |
|----|------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | 福生市大字熊川 283 番地<br>石 川 博                        | 多年にわたり交通安全推進委員会委員として市行政に貢献した功績  | 交通安全推進委員会委員歴<br>昭和 63 年 4 月 1 日就任<br>平成 18 年 5 月 31 日退任                                                                                   |
| 7  | 福生市大字熊川 684 番地<br>齋 藤 清                        | 多年にわたり交通安全推進委員会委員として市行政に貢献した功績  | 交通安全推進委員会委員歴<br>昭和 63 年 4 月 1 日就任<br>平成 18 年 5 月 31 日退任                                                                                   |
| 8  | 福生市大字熊川 1024 番地 1<br>中 村 生子                    | 多年にわたり交通安全推進委員会委員として市行政に貢献した功績  | 交通安全推進委員会委員歴<br>昭和 63 年 4 月 1 日就任<br>平成 18 年 5 月 31 日退任                                                                                   |
| 9  | 福生市大字熊川 553 番地 8<br>小 林 と志子                    | 多年にわたり交通安全推進委員会委員として市行政に貢献した功績  | 交通安全推進委員会委員歴<br>昭和 63 年 4 月 1 日就任<br>平成 18 年 5 月 31 日退任                                                                                   |
| 10 | 福生市大字熊川 1389 番地<br>高 森 豊 允                     | 多年にわたり交通安全推進委員会委員として市行政に貢献した功績  | 交通安全推進委員会委員歴<br>昭和 63 年 4 月 1 日就任<br>平成 18 年 2 月 8 日退任                                                                                    |
| 11 | 福生市加美平三丁目 20 番地 1<br>八 巻 稔                     | 多年にわたり保護司として市行政に貢献した功績          | 保護司歴<br>平成元年 9 月 17 日就任<br>平成 17 年 9 月 16 日退任                                                                                             |
| 12 | 福生市大字熊川 1066 番地 1<br>アネックスヒル 303 号室<br>佐 藤 淳 二 | 多年にわたり体育指導委員及び消防団員として市行政に貢献した功績 | 体育指導委員歴<br>平成 8 年 4 月 1 日就任<br>平成 18 年 3 月 31 日退任<br>消防団員歴<br>昭和 57 年 4 月 1 日消防団入団<br>平成 6 年 3 月 31 日退団                                   |
| 13 | 福生市北田園一丁目 7 番地 5<br>サンビュー北田園 309 号室<br>町 田 高 司 | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績        | 消防団員歴<br>平成 2 年 4 月 1 日消防団入団<br>平成 5 年 3 月 31 日退団<br>平成 9 年 4 月 1 日消防団入団<br>平成 9 年 4 月 1 日部長<br>平成 16 年 4 月 1 日副分団長<br>平成 18 年 3 月 31 日退団 |
| 14 | 福生市大字福生 2321 番地 2<br>ポニーコーポラス 504 号室<br>細 谷 誠  | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績        | 消防団員歴<br>平成 6 年 4 月 1 日消防団入団<br>平成 10 年 4 月 1 日班長<br>平成 14 年 4 月 1 日部長<br>平成 16 年 4 月 1 日副分団長<br>平成 18 年 3 月 31 日退団                       |
| 15 | 福生市大字熊川 867 番地 28<br>コーポ谷合 101 号室<br>坂 本 稔     | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績        | 消防団員歴<br>平成 6 年 4 月 1 日消防団入団<br>平成 12 年 4 月 1 日班長<br>平成 16 年 4 月 1 日部長<br>平成 18 年 3 月 31 日退団                                              |

| 番号 | 住 所・氏 名                                     | 理由 (功 勞・功 績)             | 功 勞 期 間                                                                        |
|----|---------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | 羽村市川崎一丁目1番5号<br>MAC羽村コートII701<br>山 本 博 司    | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成12年4月1日班長<br>平成18年3月31日退団                          |
| 17 | 福生市大字熊川43番地2<br>小 川 晃 周                     | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成14年4月1日班長<br>平成18年3月31日退団                          |
| 18 | 福生市大字熊川454番地4<br>ヴェルドミール23-108号室<br>福 岡 伸 之 | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成12年4月1日班長<br>平成16年4月1日部長<br>平成18年4月1日副分団長<br>現在に至る |
| 19 | 福生市大字福生1031番地<br>坂 本 勝                      | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成12年4月1日班長<br>平成18年4月1日部長<br>現在に至る                  |
| 20 | 福生市大字熊川252番地<br>櫻 井 健 司                     | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成12年4月1日班長<br>平成18年4月1日部長<br>現在に至る                  |
| 21 | 福生市牛浜62番地2<br>田 代 真 治                       | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成14年4月1日班長<br>平成18年4月1日部長<br>現在に至る                  |
| 22 | 福生市大字福生655番地1<br>田 村 利 光                    | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成14年4月1日班長<br>現在に至る                                 |
| 23 | 福生市大字福生670番地1<br>ガーデンハイツ305号室<br>松 村 直 人    | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成16年4月1日班長<br>現在に至る                                 |
| 24 | 福生市大字熊川95番地<br>熊川住宅734<br>相 羽 則 男           | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成12年4月1日班長<br>現在に至る                                 |
| 25 | 福生市大字熊川607番地<br>森 田 忠 嗣                     | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成16年4月1日班長<br>現在に至る                                 |
| 26 | 福生市大字福生421番地<br>村 野 達 也                     | 多年にわたり消防団員として消防行政に貢献した功績 | 消防団員歴<br>平成6年4月1日消防団入団<br>平成14年4月1日班長<br>現在に至る                                 |

第4条第3号該当

| 番号 | 住所・氏名                     | 理由（功労・功績）                   | 内 容                                     |
|----|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------|
| 27 | 福生市牛浜 142 番地 6<br>石 山 三 郎 | 福祉行政の重要性を深く認識し、多額の現金を寄附した行為 | 寄附物品 現金 130 万円<br>寄附の日 平成 17 年 9 月 29 日 |

第4条第4号該当

| 番号 | 住所・氏名                     | 理由（功労・功績）                                          | 功 勞 期 間                                                                                            |
|----|---------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28 | 福生市大字熊川 655 番地<br>野 島 春 子 | 多くの市民の健全な余暇利用と緑地保全の重要性を深く認識し、家庭菜園として土地を無償で提供している行為 | 土地の所在 福生市大字熊川 1412 番地 1<br>面 積 1,474 平方メートル<br>使用目的 熊川武蔵野家庭菜園用地<br>提供期間 平成 13 年 4 月 1 日から<br>現在に至る |

議案第 48 号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 6 日

福生市長 野 澤 久 人

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の市道路線を廃止するものとする。

全部廃止

| 路線名(号線) | 起 点 (番地先)                   | 終 点 (番地先)                   | 重要な経過地 |
|---------|-----------------------------|-----------------------------|--------|
| 17      | 福生市大字熊川<br>字武蔵野 1 1 3 5 - 2 | 福生市大字熊川<br>字武蔵野 1 3 3 8 - 5 |        |

(提案理由)

市道として管理する必要がなくなったため

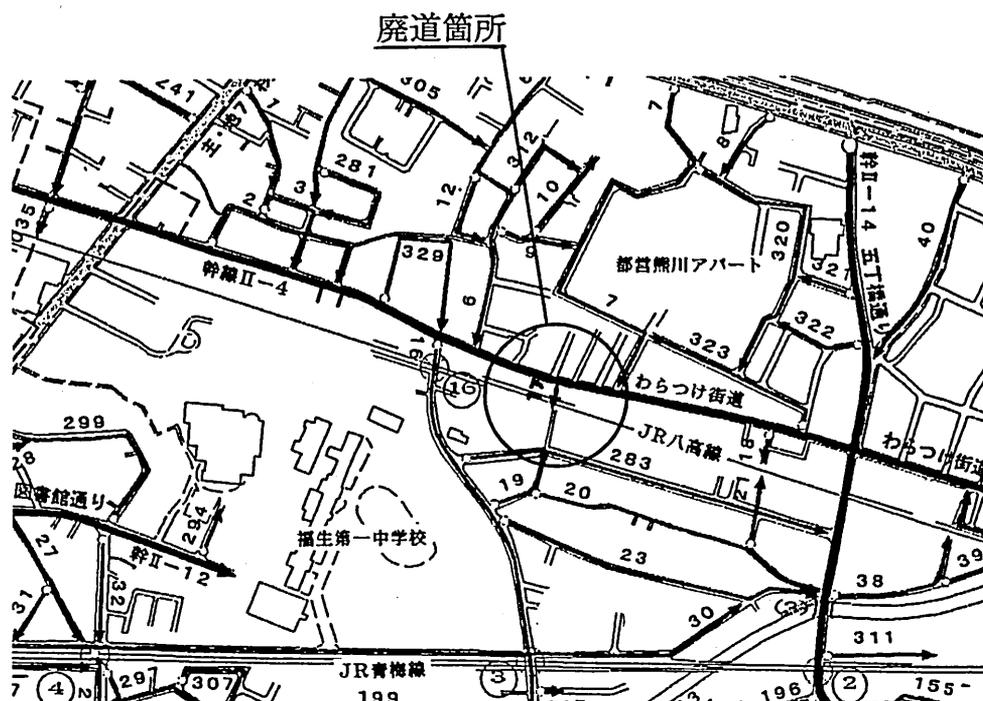


# 市道第17号線廃止路線図

所在 福生市大字熊川字武蔵野

## 案内図

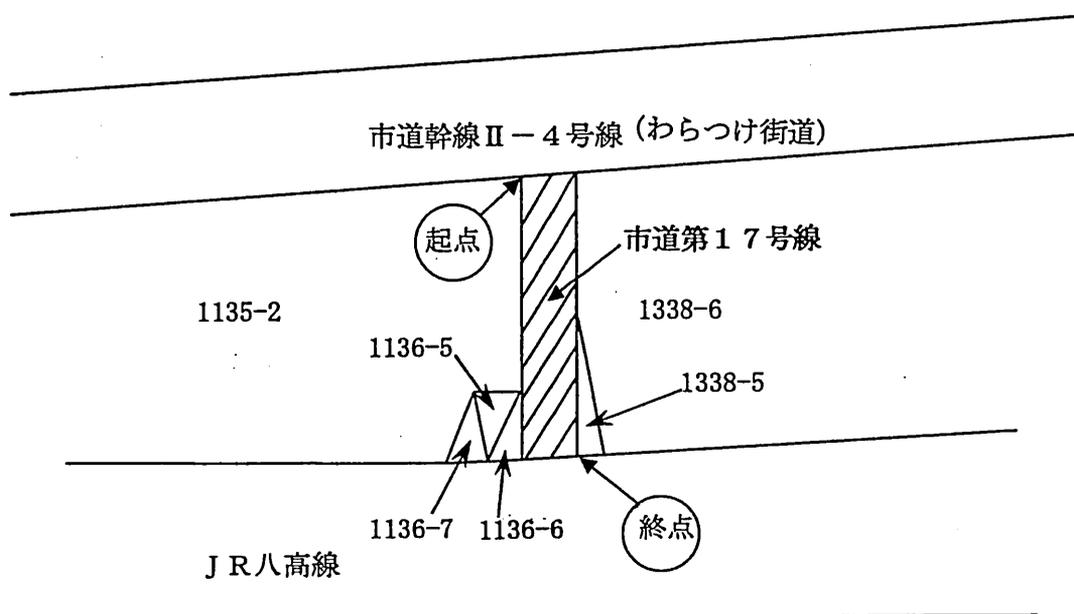
数字は路線番号（号線）



## 拡大図

 廃道箇所

|    |        |
|----|--------|
| 幅員 | 2.12m  |
| 延長 | 11.23m |
| 面積 | 23.76㎡ |





報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成18年6月6日

福生市長 野澤久人

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、福生市  
税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙写しのとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定により、報告し、その承認を求める。



写

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の招集する暇がないと認め、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

福生市長 野澤久人 印



福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 福生市税賦課徴収条例（昭和 30 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「22 万円」を「21 万円」に改める。

第 31 条第 2 項中「本節」を「この節」に改め、同項の表第 1 号中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 17 号に規定する資本積立金額又は同条第 17 号の 3 に規定する連結個別資本積立金額との合計額）」を「資本金等の額（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額）」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第 2 号から第 8 号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第 33 条の 2 中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第 33 条の 3 第 1 項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100 分の 6 を乗じて得た金額とする。

第 33 条の 4 を次のように改める。

（法人税割の税率）

第 33 条の 4 法人税割の税率は、100 分の 14.7 とする。

第 33 条の 6 を次のように改める。

（調整控除）

第 33 条の 6 所得割の納税義務者については、その者の第 33 条の 3 の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

（1） 当該納税義務者の第 33 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、

課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 ア に掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

第33条の7中「第33条の4」を「前条」に改める。

第33条の8第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改め、「（法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額）」を削り、「、第33条の4及び前条」を「及び前2条」に改め、同条第2項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかった」に、「前項の納税義務者」を「同項の納税義務者」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第 37 条の 3 の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第 1 項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

第 35 条の 2 第 1 項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第 5 項中「又は第 3 項」を「若しくは第 3 項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に改め、「交付されるもの」の次に「又は同条第 4 項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」を加える。

第 46 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 47 条の 4 を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第 47 条の 4 分離課税に係る所得割の税率は、100 分の 6 とする。

第 49 条中「第 10 号の 8」を「第 10 号の 7」に、「本条」を「この条」に改める。

第 50 条の 2 中「第 10 号の 8」を「第 10 号の 7」に改める。

第 51 条の 2 第 9 項中「本条」を「この条」に改め、「第 1 項から第 6 項まで」の次に「及び法第 349 条の 3 第 11 項」を加え、同条第 10 項中「本項」を「この項」に改め、「前項」の次に「並びに法第 349 条の 3 第 11 項」を加える。

第 83 条中「2,743 円」を「3,064 円」に改める。

附則第 7 条の 2 第 1 項中「35 万円を」を「32 万円を」に改め、同条第 2 項中「第 33 条の 4」を「第 33 条の 6」に改め、同条第 3 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「附則第 4 条第 4 項第 1 号」を「附則第 4 条第 1 項第

1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に改め、同項ただし書中「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「附則第4条第4項第2号」を「附則第4条第1項第2号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第8条の2第1項中「附則第4条の2第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に改め、同項ただし書中「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「附則第4条の2第4項第2号」を「附則第4条の2第1項第2号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第34条第4項に

において準用する同条第 1 項後段」を「附則第 34 条第 4 項後段」に改め、同条第 5 項第 1 号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第 8 条の 3 第 1 項中「附則第 4 条の 3 第 3 項により準用される同条第 1 項」を「附則第 4 条の 3 第 4 項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第 2 項中「第 48 条の 7 第 1 項において準用する令第 7 条の 13 第 1 項」を「第 48 条の 6 第 1 項」に、「本条例」を「この条例」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「(利息の配当を除く。)」を削り、「第 33 条の 4」を「第 33 条の 6」に改め、同条第 2 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

附則第 9 条の 2 を次のように改める。

#### 第 9 条の 2 削除

附則第 9 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 9 条の 3 平成 20 年度から平成 28 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 11 年から平成 18 年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第 5 条の 4 第 6 項に規定するところにより控除すべき額(第 3 項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第 33 条の 3 及び第 33 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 33 条の 8 第 1 項の規定の適用については、同項中「前 2 条」とあるのは、「前 2 条並びに附則第 9 条の 3 第 1 項」とする。

3 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の 3 月 15 日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定

の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

附則第10条第2項中「第33条の4まで、第33条の7及び附則第9条の規定にかかわらず」を「第33条の3まで、第33条の6、第33条の7、附則第9条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の1」を「100分の0.9」に改め、同項第2号中「第33条の4まで」を「第33条の3まで、第33条の6」に、「及び附則第9条」を「、附則第9条第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第11条を次のように改める。

（市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等）

第11条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第47条の3及び第47条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の8及び第47条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第47条の4」とあるのは、「第47条の4並びに附則第11条第1項」とする。

附則第12条の2第4項を削り、同条第5項中「附則第16条第7項」を「附則第16条第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第16条第8項」を「附則第16条第7項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第23項」に改め、同項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定を受けよ

うとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

附則第12条の3第1項中「(法附則第16条第6項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第4項に規定する書類を含む。)」を削り、同項第3号中「、第5項又は第6項」を「又は第5項」に改める。

附則第13条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「附則第18条第2項」を「附則第18条第7項」に、「附則第19条の4第2項」を「附則第19条の4第5項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「附則第17条第6号イ」を「附則第17条第8号イ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 住宅用地 法附則第17条第3号
- (4) 商業地等 法附則第17条第4号

附則第13条の2の見出しを「(平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成16年度分」を「平成19年度

分」に、「平成 17 年度分」を「平成 20 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 16 年度適用土地」を「平成 19 年度適用土地」に、「平成 16 年度類似適用土地」を「平成 19 年度類似適用土地」に、「平成 17 年度分」を「平成 20 年度分」に改める。

附則第 14 条の前の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

宅地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

附則第 14 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては 10 分の 8、商業地等にあつては 10 分の 6 を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条か

ら第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第 14 条に次の 3 項を加える。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が 0.8 以上のものに係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「住宅用地据置固定資産税額」という。) を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下

のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

附則第14条の2を次のように改める。

#### 第14条の2 削除

附則第14条の3中「平成12年法律第4号」を「平成18年法律第7号」に、「附則第10条」を「附則第15条」に、「平成12年度から平成14年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改める。

附則第15条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「固定資産税の課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349

条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を加える。

附則第15条の3第1項を次のように改める。

市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度まで各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

附則第15条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の8を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項

の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第 15 条の 3 に次の 2 項を加える。

- 3 第 1 項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が 0.8 以上のものに係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地据置固定資産税額とする。

附則第 15 条の 4 を次のように改める。

附則第 15 条の 4 削除

附則第 18 条中「附則第 14 条、附則第 14 条の 2、附則第 15 条、附則 15

条の2又は附則第15条の3」を「附則第14条、第15条、第15条の2又は第15条の3」に、「附則第14条、附則第14条の2、附則第15条又は附則第15条の3」を「附則第14条、第15条又は第15条の3」に改める。

附則第18条の2の3第1項中「附則第14条第1項」を「附則第14条第1項から第6項まで」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第1号中「法附則第20条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第31条の3第4項」を「附則第31条の3第3項」に、「第1項又は第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第18条の4第1項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項第1号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の9」を「100分の7.2」に改め、同条第2項中「附則第33条の3第2項」を「附則第33条の3第6項」に改め、同条第3項第2号中「第33条の7、第33条の8第1項及び附則第9条第1項」を「第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第18条の4第1項」を「並びに附則第18条の4第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同条第4項中「附則第33条の3第4項」を「附則第33条の3第8項」に改める。

附則第19条第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第35条第5項において準用する同条第1項後段」を「附則第35条第5項後段」に改め、同条

第3項第2号中「第33条の7、第33条の8第1項及び附則第9条第1項」を「第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第19条第1項」を「並びに附則第19条第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第19条の2第1項中「本条」を「この条」に、「附則第34条の2第1項」を「附則第34条の2第4項」に改め、同項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 48万円

附則第19条の2第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第34条の2第2項」を「附則第34条の2第5項」に、「本項」を「この項」に、「附則第34条の2第7項」を「附則第34条の2第9項」に改め、同条第3項中「、第37条の9の2又は37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第19条の3第1項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 144万円

附則第19条の3第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改める。

附則第20条第1項中「第5項において準用する附則第19条第3項第1号」を「第5項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の6」を「100分の5.4」に改め、同条第2項中「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第3項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に、「100分の6」を「100分の5.4」に、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第4項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に改め、同条第5項を次

のように改める。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第1項中「附則第18条第1項」を「附則第18条第6項」に、「以下この項及び次項並びに」を「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第4項第1号」を「第2項第1号」に改

め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項の規定の適用がある場合」を「前項の規定の適用がある場合」に改め、同項第2号中「第33条の7、第33条の8第1項及び附則第9条第1項」を「第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第20条の2第1項」を「並びに附則第20条の2第1項」に改め、「と、第33条の8第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第20条の2第3項」」を削り、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同項を同条第2項とする。

附則第20条の2の2第1項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条において同じ。)」を加え、「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の2第5項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第2項中「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の2第6項」に、「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項」を「附則第18条の2第7項」に改める。

附則第20条の2の3中「附則第18条の3第1項から第4項」を「附則第18条の3第5項から第7項」に、「同条第4項第1号」を「同条第2項第1号」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改める。

附則第20条の2の4中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に、「附則第35条の2の4第1項及び第2項」を「附則第35条の2の4第4項及び第5項」に改める。

附則第20条の2の5第1項中「附則第35条の2の6第2項」を「附則第35条の2の6第8項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「から第3項まで」を削り、「附則第20条の2第1項及

び附則第 20 条の 2 の 3 中」を「附則第 20 条の 2 第 1 項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第 20 条の 2 の 3 中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第 20 条の 2 の 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」）に改める。

附則第 20 条の 3 第 1 項中「本条」を「この条」に、「附則第 35 条の 3 第 1 項」を「附則第 35 条の 3 第 11 項」に、「附則第 18 条の 6 第 1 項」を「附則第 18 条の 6 第 22 項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第 3 項中「附則第 35 条の 3 第 4 項」を「附則第 35 条の 3 第 14 項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第 4 項中「から第 3 項まで」を削り、「附則第 20 条の 2 第 1 項及び附則第 20 条の 2 の 3 中」を「附則第 20 条の 2 第 1 項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第 20 条の 2 の 3 中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第 20 条の 3 第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」）に改め、同条第 7 項中「附則第 18 条の 6 第 13 項」を「附則第 18 条の 6 第 35 項」に、「附則第 18 条の 6 第 14 項」を「附則第 18 条の 6 第 36 項」に改める。

附則第 20 条の 4 第 1 項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100 分の 3.4」を「100 分の 3」に改め、同条第 2 項第 2 号中「第 33 条の 7、第 33 条の 8 第 1 項及び附則第 9 条第 1 項」を「第 33 条の 6、第 33 条の 7、第 33 条の 8 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第 20 条の 4 第 1 項」を「並びに附則第 20 条の 4 第 1 項」に改め、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、同項第 5 号を削る。

附則第 20 条の 5 第 1 項中「附則第 35 条の 4 の 2 第 2 項」を「附則第 35 条の 4 の 2 第 8 項」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第 20 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 6 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については、第 32 条及び第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5 の税率から同法第 3 条の 2 の 2 第 1 項に規定する限度税率（第 3 項において「限度税率」という。）を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 33 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 20 条の 6 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第 33 条の 7、第 33 条の 8 第 1 項及び附則第 9 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第 20 条の 6 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第 34 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 6 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第 3 条の 2 第 16 項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等に係る一時

所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 7 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 6 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 6 第 1 項に規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第 21 条の 2 第 4 項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第 20 条の 6 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第 32 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第 32 条及び第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5（平成 20 年 3 月 31 日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 3）の税率から限度税率を控除して得た率に 100 分の 68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3 分の 2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第 3 条の 2 の 2 第 2 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3.4（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月

1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達され時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
  - (2) 第33条の7、第33条の8第1項及び附則第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の8第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の6第4項」とする。
  - (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
  - (4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
  - (5) 附則第21条の2第4項の規定の適用については、同項中「除く。）」

の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第 20 条の 6 第 3 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合（第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第 33 条の 8 第 1 項の規定の適用については、同項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 6 第 3 項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 35 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 35 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 32 条第 6 項」と、「法第 37 条の 3」とあるのは「租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 3」とする。

附則第 21 条第 1 項中「平成 15 年 5 月 1 日」を「平成 18 年 7 月 1 日」に、「2,977 円」を「3,298 円」に改め、同条第 2 項中「平成 15 年 7 月 1 日」を「平成 18 年 7 月 1 日」に、「1,412 円」を「1,564 円」に改める。

附則第 21 条の 2 を削る。

別表を削る。

第 2 条 福生市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第 20 条の 6 第 2 項第 2 号中「第 33 条の 7、第 33 条の 8 第 1 項及び附則第 9 条第 1 項」を「第 33 条の 6、第 33 条の 7、第 33 条の 8 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、同項第 5 号を削り、同条第 3 項中「100 分の 68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3 分の 2）」を「5 分の 3」に、「100 分の 3.4」を「100 分の 3」に、「100 分の 2」を「100 分の 1.8」に改め、同条第 5 項第 2 号中「第 33 条の 7、第 33 条の 8 第 1 項及び附則第 9 条第 1 項」を「第 33 条の 6、第 33 条の 7、第 33 条の 8 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、同項第 5 号を削り、同条第 6 項中「第 33 条の 8 第 1 項」を「第 33 条の 8」に、「同項」を「同条第 1 項」に改め、「第 32 条第 6 項」と、の次に「同条第 3 項中」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第 1 条中福生市税賦課徴収条例第 83 条の改正規定及び同条例附則第 21 条の改正規定並びに附則第 5 条の規定 平成 18 年 7 月 1 日
- （2） 第 1 条中福生市税賦課徴収条例第 49 条及び第 50 条の 2 の改正規定 平成 18 年 10 月 1 日
- （3） 第 1 条中福生市税賦課徴収条例第 35 条の 2 第 5 項及び第 47 条の 4 の改正規定、同条例附則第 11 条の改正規定及び同条例別表を削る改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 19 年 1 月 1 日
- （4） 第 1 条中福生市税賦課徴収条例第 33 条の 3 第 1 項、第 33 条の 4、第 33 条の 6 及び第 33 条の 7 の改正規定、同条例第 33 条の 8 の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 100 分の 68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3」に

改める部分を除く。)、同条例附則第7条の2第2項及び第3項並びに附則第8条から第9条までの改正規定、同条例附則第9条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第10条及び第18条の4から第20条の5までの改正規定、同条例附則第21条の2を削る改正規定並びに第2条中福生市税賦課徴収条例附則第20条の6第2項、第5項及び第6項の改正規定並びに次条第2項並びに附則第3条及び第6条の規定 平成19年4月1日

(5) 第1条中福生市税賦課徴収条例第33条の2及び第35条の2第1項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成20年1月1日

(6) 第1条中福生市税賦課徴収条例第33条の8の改正規定(「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。)、同条例附則第9条の2の改正規定並びに第2条中福生市税賦課徴収条例附則第20条の6第3項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成20年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の福生市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第24条第2項及び附則第7条の2第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の3第1項及び第33条の6並びに附則第10条第2項、第19条第1項、第19条の2第1項、第19条の3第1項、第20条第1項及び第3項、第20条の2第1項、第20条の2の3並びに第20条の4第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第47条の2の規定によって

課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等(新条例第47条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、福生市税賦課徴収条例附則第21条の2第3項の規定は、適用しない。

- 4 新条例第33条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第33条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。
- 6 新条例第33条の8及び第2条の規定による改正後の福生市税賦課徴収条例附則第20条の6第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 平成18年度分の個人の市民税に限り、施行日の前日において第1条の規定による改正前の福生市税賦課徴収条例(以下この項及び次条第1項において「旧条例」という。)第24条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第35条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第35条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定

の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。

- 8 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第33条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第19条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第20条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第33条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条

例第 33 条の 8 の規定を除く。) を適用した場合における当該納税義務者の所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) の額から減額する。

(1) 当該納税義務者の平成 19 年度分の新条例第 33 条の 3 の規定による所得割の額から新条例第 33 条の 6 の規定による控除額を控除した金額

(2) 当該納税義務者の平成 19 年度分の個人の市民税に係る新条例第 33 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧条例附則第 21 条の 2 第 3 項の規定により読み替えられた旧条例第 33 条の 3 第 1 項の規定を適用して計算した所得割の額

2 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (平成 17 年 3 月 31 日条例第 18 号) 附則第 2 条第 6 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。)」とあるのは「零とする。) の 3 分の 2 に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分 (新条例第 33 条の 8 の規定を除く。) を適用した場合における当該納税義務者の所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) の額」とあるのは福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (平成 17 年 3 月 31 日条例第 18 号) 附則第 2 条第 6 項の規定による所得割の額」とする。

3 第 1 項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成 20 年 7 月 1 日から同月 31 日 (同月 1 日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から 1 月を経過した日の前日) までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。

4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第 1 項の規定を適用することができる。

5 市長は、第 1 項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第 33 条の 8 第 1 項の規定により控除された金

額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。

6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。

7 市長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあっては、その旨（第5項又は第6項の規定による還付又は充当をした場合にあっては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあっては、その旨を遅滞なく通知する。

8 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の14第1項の規定は、第6項の規定による充当について準用する。

#### （固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めのある場合を除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第49条及び第50条の2の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

#### （市たばこ税に関する経過措置）

第5条 平成18年7月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2

号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第 80 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第 6 項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 18 年法律第 10 号)附則第 156 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市町村たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000 本につき 321 円

(2) 新条例附則第 21 条第 2 項に規定する紙巻たばこ 1,000 本につき 152 円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成 18 年総務省令第 60 号)別記第 2 号様式による申告書を指定日から起算して 1 月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 19 年 1 月 4 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。第 6 項において「施行規則」という。)第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第82条第2項、第86条第4項及び第5項並びに第89条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第86条第1項若しくは第2項、」とあるのは「福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成18年条例第21号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。）附則第5条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第86条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則5条第3項」と、新条例第82条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第2項」と、新条例第86条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と、新条例第89条第2項中「第86条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第87条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第86条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

第6条 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年3月31日条

例第 18 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 6 項中「、第 33 条の 4 及び前条」を「及び前 2 条」に改める。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成18年6月6日

福生市長 野澤久人

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、福生市  
都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙写しのとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定により、報告し、その承認を求める。



②

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

福生市長 野澤久人 印



福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

福生市都市計画税条例(昭和 31 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同項を次のように改める。

- 2 宅地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 20 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

附則第 3 項から附則第 5 項までを次のように改める。

- 3 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては 10 分の 8、商業地等にあつては 10 分の 6 を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 20 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等である

ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 5 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。

附則第8項及び附則第9項を削る。

附則第7項を附則第9項とする。

附則第6項の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「都市計画税の課税標準額」の次に「(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)」を加え、同項を附則第8項とする。

附則第5項の次に次の2項を加える。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

附則第 10 項の見出しを削り、同項を次のように改める。

10 市街化区域農地に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第 15 条の 2 の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 20 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

附則第 32 項を附則第 35 項とし、附則第 15 項から附則第 31 項までを 3 項ずつ繰り下げ、附則第 14 項中「平成 12 年法律第 4 号」を「平成 18 年法律第 7 号」に、「附則第 10 条」を「附則第 15 条」に、「平成 12 年度から平成 14 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に、「附則第 25 条の 2」を「附則第 25 条の 3」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 13 項中「附則第 15 条第 3 項、第 17 項、第 18 項、第 39 項、第 41 項、第 45 項、第 48 項、第 49 項、第 51 項、第 52 項若しくは第 54 項から第 59 項まで」を「附則第 15 条第 2 項、第 15 項、第 16 項、第 35 項、第 37 項、第 41 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項、第 48 項、第 50 項、第 51 項、第 52 項、第 53 項、第 54 項、第 55 項又は第 58 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 12 項中「附則第 2 項及び第 3 項」を「附則第 2 項及び第 4 項」に、

「附則第 25 条第 2 項」を「附則第 25 条第 7 項」に、「附則第 18 条第 2 項に、」を「附則第 18 条第 7 項に、附則第 3 項及び第 5 項の「住宅用地」とは法附則第 17 条第 3 号に、附則第 3 項、第 6 項及び第 7 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、」に、「附則第 2 項から第 6 項まで及び第 8 項から第 10 項まで」を「附則第 5 項から第 7 項まで及び第 13 項」に、「附則第 17 条第 6 号口」を「附則第 17 条第 8 号口」に、「附則第 6 項」を「附則第 8 項」に、「附則第 7 項から第 9 項まで」を「附則第 9 項から第 13 項まで」に、「附則第 8 項」を「附則第 10 項」に、「附則第 27 条の 2 第 2 項」を「附則第 27 条の 2 第 5 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 11 項を附則第 14 項とする。

附則第 10 項の次に次の 3 項を加える。

11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 8 を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 20 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12 附則第 10 項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条

の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 13 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この項において「市街化区域農地据置都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市都市計画税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成18年6月6日

福生市長 野澤久人

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙写しのとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、その承認を求める。



写

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

福生市長 野澤久人 印



福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険税条例（昭和 54 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを「(公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額賦課の特例)」に改め、同項中「公的年金等に係る所得について同条第 4 項」を「公的年金等に係る所得（次項から附則第 6 項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項」に改め、「に限る」の次に「。次項から附則第 6 項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。」を加え、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、附則第 10 項中「附則第 33 条の 3 第 1 項」を「附則第 33 条の 3 第 5 項」に改め、同項を附則第 14 項とし、附則第 9 項中「附則第 35 条の 4 の 2 第 1 項」を「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項」に改め、同項を附則第 13 項とし、附則第 8 項中「附則第 35 条の 4 第 1 項」を「附則第 35 条の 4 第 4 項」に改め、同項を附則第 12 項とし、附則第 7 項中「附則第 35 条の 3 第 3 項」を「附則第 35 条の 3 第 13 項」に、「第 5 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とし、附則第 6 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 1 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とし、附則第 5 項中「附則第 35 条の 2 第 1 項」を「附則第 35 条の 2 第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 4 項中「附則第 35 条第 1 項」を「附則第 35 条第 5 項」に、「附則第 34 条第 1 項」を「附則第 34 条第 4 項」に改め、同項を附則第 8 項とし、附則第 3 項中「附則第 34 条第 1 項」を「附則第 34 条第 4 項」に、「本項」を「この項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 2 項の次に次の 4 項を加える。

(平成 18 年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例)

3 平成 18 年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成 17 年中に公的年金等所得について特定公的年

金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 14 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 35 条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第 6 項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第 14 条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 28 万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成 19 年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）

- 4 平成 19 年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成 18 年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第 14 条の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、同条中「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 22 万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成 18 年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）

- 5 平成 18 年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成 17 年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるの

は「規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に  
係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 13  
万円を控除した金額によるものとする。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法  
第 314 条の 2 第 2 項」とする。

（平成 19 年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）

- 6 平成 19 年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民  
健康保険の被保険者が、平成 18 年中に公的年金等所得について特定公的年  
金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得に  
ついて旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第 3  
条の規定の適用については、同条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるの  
は「規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に  
係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 7  
万円を控除した金額によるものとする。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法  
第 314 条の 2 第 2 項」とする。

附則に次の 2 項を加える。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約の実施に  
伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法  
律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項  
に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得  
及び雑所得を有する場合における第 3 条及び第 14 条の規定の適用について  
は、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるの  
は「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び  
地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約実  
施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額  
の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（」

とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が「租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から附則第10項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成 18 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 17 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成18年6月6日

福生市長 野澤久人

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙写しのとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、その承認を求める。



⑤

専決第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の招集する暇がないと認め、平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成18年5月25日

福生市長 野澤久人 印



平成18年度 福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209,770千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,092,574千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年 5月25日 専決

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 |           | 1,620,484 | 209,770 | 1,830,254 |
|           | 1 国民健康保険税 | 1,620,484 | 209,770 | 1,830,254 |
| 歳入合計      |           | 4,882,804 | 209,770 | 5,092,574 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款           | 項          | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|-------------|------------|-----------|---------|-----------|
| 10 前年度繰上充用金 |            | 0         | 209,770 | 209,770   |
|             | 1 前年度繰上充用金 | 0         | 209,770 | 209,770   |
| 歳 出 合 計     |            | 4,882,804 | 209,770 | 5,092,574 |



陳情第 18-6 号

児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書

(陳情の要旨)

児童扶養手当制度の見直しが行われ、受給5年後または受給要件該当後7年を経過したときは、政令の定めるところにより、手当額の2分の1を超えない額を支給しないことになりましたが、減額率を緩和するよう国に意見書を提出していただきたい。

(陳情の理由)

私たち母子家庭は、子どもの健やかな成長を願いながら、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、住居、仕事、収入、養育など生活全般にわたって多くの困難を抱えています。

昭和36年に私たち母子寡婦福祉団体の働きかけにより、「児童扶養手当」が実現しました。母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることとされたところであります。

しかし、平成15年4月に「児童扶養手当」の一部改正による制度の見直しが行われました。児童扶養手当を受給して5年を経過したとき、または受給要件該当後7年を経過したときは、政令の定めるところにより、手当の額の2分の1を超えない額を支給しないこととする措置の導入であります。そして、その減額の割合を定める政令は、子育て支援策、就労支援策等の状況等を勘案して定めるとしています。

一方、「母子及び寡婦福祉法」の改正並びに時限立法である「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の制定等により、母子家庭の母の自立に向けた就業支援策が種々展開されて既に2年が経過しました。

しかしながら、母子家庭の母の就業は、厳しい社会情勢の中で極めて困難な状況にあります。平成15年の全国母子世帯調査では、一般世帯の平均年間収入は589万円ですが、母子世帯の年間就労収入は162万円にとどまっており、生活への不安は大きなものがあります。

よって、児童扶養手当の見直しによる受給5年後または受給要件該当後7年を経過したときの減額率を緩和するとともに、母子家庭の自立に向けた就業支援策のより一層の充実が図られるよう陳情します。

以上、地方自治法第99条の規定により政府への意見書の提出をお願いいたします。

平成18年5月8日

陳情者

福生市志茂25番地

福生市母子寡婦福祉会

会長 設 楽 富貴子 ㊟

ほか 890 人

福生市議会議長

石 川 和 夫 様



陳情第 18-7 号

学童保育に関する陳情書

(陳情の要旨)

田園クラブでは、現在定員 50 名のところ 68 名もの児童を受け入れ育成を行っております。

現在、待機児童については、希望により、学校から児童館へ直接向かうことができるようになりました。しかし、おやつもなく、時間のけじめのないまま過ごしている今の状況は、対策として十分とは言えません。

特に、夏休みの期間は、子どもが一人で過ごす時間が長くなるので、昼間、一度も様子を見ることのできない状況におかれる待機児童においては、市がその支援の手を差し伸べるべきだと思います。

子どもたちと保護者が安心して、夏休みを過ごせるよう対策を講じてください。

(陳情の事項)

- 1 夏休みの待機児童対策として、田園児童館の中に学童スペースを増やし、職員を配置して、学童保育に準ずる策を講じてください。

平成 18 年 5 月 27 日

陳情者

福生市北田園 1-21-11

平 加奈子 ㊞

ほか 131 人

福生市議会議長

石川和夫様

写

福総文発第1号

平成18年4月1日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市長 野澤久人 閣

市議会議事説明員の委任について

平成18年4月1日付けの人事異動に伴い、平成18年1月4日付け、福総文発第157号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

| 職名            | 氏名    |
|---------------|-------|
| 総務部長          | 田辺恒久  |
| 生活環境部長        | 吉沢英治  |
| 福祉部長          | 星野恭一郎 |
| 企画財政部情報システム課長 | 田村博敏  |
| 市民部保険年金課長     | 田中実   |
| 都市建設部地域整備課長   | 山崎勇   |
| 都市建設部水道事務所長   | 荒井公雄  |



写

福総文発第 32 号  
平成 18 年 5 月 30 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

市議会議事説明員の委任について

平成 18 年 1 月 4 日付け、福総文発第 157 号及び平成 18 年 4 月 1 日付け、福総文発第 1 号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

| 職 名            | 氏 名     |
|----------------|---------|
| 市民部課税課庶務係長     | 藤 井 昭 二 |
| 市民部収納課収納係長     | 小 林 正 明 |
| 市民部保険年金課主査     | 谷 部 澄 代 |
| 市民部保険年金課老人医療係長 | 千 羽 和 男 |



写

福教庶発第1号

平成18年4月1日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市教育委員会委員長 清水希益 閣

市議会議事説明員の委任について

平成18年4月1日付け人事異動に伴い、平成18年1月4日付け、福教庶発第121号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

| 職名     | 氏名   |
|--------|------|
| 社会教育課長 | 戸室幸治 |
| 図書館長   | 森田秀敏 |



写

福農委発第1号

平成18年4月1日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市農業委員会会長 野崎博 回

市議会議事説明員の委任について

平成18年4月1日付けの人事異動に伴い、平成18年1月4日付け、福農委発第34号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

| 職名     | 氏名   |
|--------|------|
| 生活環境部長 | 吉沢英治 |



写

福 監 発 第 1 号

平成 18 年 4 月 1 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市代表監査委員 沖 倉 強 圃

市議会議事説明員の委任について

平成 18 年 4 月 1 日付けの人事異動に伴い、平成 18 年 1 月 4 日付け、福監発第 55 号で通知した市議会議事説明員に委任についてを次のとおり変更したので通知します。

| 職 名     | 氏 名     |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 伊 藤 章 一 |



写

福固審発第1号

平成18年4月1日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市固定資産評価審査委員会

委員長 森田展州 函

市議会議事説明員の委任について

平成18年4月1日付けの人事異動に伴い、平成18年1月4日付け、福固審発第8号で通知した市議会議事説明員の委任についての一部を次のとおり変更したので通知します。

| 職名   | 氏名   |
|------|------|
| 総務部長 | 田辺恒久 |



福 議 発 第 3 6 号  
平成18年5月30日

様

福生市議会議長  
石川和夫

議案説明員の出席要求について

平成18年第2回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日           平成18年6月6日(火)
- 2 場 所           福生市議会議場



写

福 監 発 第 3 号  
平成 1 8 年 4 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長  
石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 今 林 昌 茂

平成 1 8 年 2 月 分 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 3月24日(金)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成18年2月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 2月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、2月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 18 年 2 月分

平成 17 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名    | 予算現額             | 本 月 中 歳 入 額   | 本 月 末 歳 入 累 計 額 | 収 入 率 | 本 月 末 現 在 高     |
|----------|------------------|---------------|-----------------|-------|-----------------|
|          |                  | 本 月 中 歳 出 額   | 本 月 末 歳 出 累 計 額 | 執 行 率 |                 |
| 一 般 会 計  | 千円<br>20,844,434 | 796,181,955   | 15,720,790,691  | 75.4  | 運 730,000,000   |
|          |                  | 1,297,665,632 | 16,522,870,135  | 79.3  | △802,079,444    |
| 国 保 会 計  | 4,858,711        | 392,758,410   | 3,928,431,501   | 80.9  | 運 420,000,000   |
|          |                  | 428,076,482   | 4,237,289,791   | 87.2  | △308,858,290    |
| 老人保健医療会計 | 3,293,926        | 256,841,854   | 2,785,318,318   | 84.6  | 8,784,118       |
|          |                  | 285,590,594   | 2,776,534,200   | 84.3  |                 |
| 下水道事業会計  | 2,128,533        | 141,623,918   | 1,394,734,405   | 65.5  | 224,556,847     |
|          |                  | 5,278,394     | 1,170,177,558   | 55.0  |                 |
| 介護保険会計   | 2,321,065        | 150,478,100   | 2,019,058,960   | 87.0  | 運 48,000,000    |
|          |                  | 200,282,643   | 2,024,031,331   | 87.2  | △4,972,371      |
| 受託水道事業会計 | 396,769          | 38,480,000    | 330,597,995     | 83.3  | 36,629,421      |
|          |                  | 34,469,987    | 293,968,574     | 74.1  |                 |
| 合 計      | 33,843,438       | 1,776,364,237 | 26,178,931,870  | 77.4  | 運 1,198,000,000 |
|          |                  | 2,251,363,732 | 27,024,871,589  | 79.9  | △845,939,719    |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 54,944,378  | 355,436,086 | 258,489,690 | 151,890,774 |
| 都 税     | 81,322,648  | 121,595,626 | 81,322,648  | 121,595,626 |
| 合 計     | 136,267,026 | 477,031,712 | 339,812,338 | 273,486,400 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                 | 前月末現在高                         | 本月中収入額                  | 本月中支出額                     | 本月末現在高                           |
|---------------------|--------------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 職員退職準備基金            | 143,631,267                    | 0                       | 0                          | 143,631,267                      |
| 庁舎建設基金              | 2,401,168,727                  | 0                       | 0                          | 2,401,168,727                    |
| 都市施設整備基金            | 1,446,562,747                  | 0                       | 0                          | 1,446,562,747                    |
| 育 英 基 金             | 15,350,000                     | 0                       | 0                          | 15,350,000                       |
| 市営住宅等管理基金           | 352,053,519                    | 0                       | 0                          | 352,053,519                      |
| 財政調整基金              | 運△880,000,000<br>1,662,629,707 | 戻 80,000,000<br>0       | 運 398,000,000<br>0         | 運△1,198,000,000<br>1,662,629,707 |
| 学校施設等整備基金           | 2,068,501,451                  | 0                       | 0                          | 2,068,501,451                    |
| ふるさと人づくり<br>まちづくり基金 | 413,782,023                    | 0                       | 0                          | 413,782,023                      |
| 介護給付費準備基金           | 1,547,908                      | 0                       | 0                          | 1,547,908                        |
| 中小企業振興資<br>金一時補填基金  | 2,000,000                      | 0                       | 0                          | 2,000,000                        |
| 国保高額療養費<br>資金貸付基金   | 5,560,000                      | 返 785,409               | 貸 1,025,409                | 5,320,000                        |
| 合 計                 | 運△880,000,000<br>8,512,787,349 | 戻 80,000,000<br>785,409 | 運 398,000,000<br>1,025,409 | 運△1,198,000,000<br>8,512,547,349 |

・ 運は運用金    ・ 返は返済金    ・ 貸は貸付金    ・ 戻は戻入金



写

福 監 発 第 8 号  
平成 18 年 5 月 15 日

福生市長 野 澤 久 人 様  
福生市議会議長  
石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強  
同 今 林 昌 茂

平成 18 年 3 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 4 月 28 日 (金)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 18 年 3 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 3 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、3 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。



平成 18 年 3 月分

平成 17 年度

## 1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

| 会 計 名    | 予算現額             | 本月中歳入額        | 本月末歳入累計額       | 収入率  | 本月末現在高        |
|----------|------------------|---------------|----------------|------|---------------|
|          |                  | 本月中歳出額        | 本月末歳出累計額       | 執行率  |               |
| 一 般 会 計  | 千円<br>20,897,604 | 3,264,485,279 | 18,985,275,970 | 90.8 | 運 459,000,000 |
|          |                  | 2,903,850,595 | 19,426,720,730 | 93.0 | △441,444,760  |
| 国 保 会 計  | 5,085,880        | 618,067,805   | 4,546,499,306  | 89.4 | 運 130,000,000 |
|          |                  | 429,290,618   | 4,666,580,409  | 91.8 | △120,081,103  |
| 老人保健医療会計 | 3,326,307        | 274,126,550   | 3,059,444,868  | 92.0 | 44,628,679    |
|          |                  | 238,281,989   | 3,014,816,189  | 90.6 |               |
| 下水道事業会計  | 2,103,458        | 463,956,313   | 1,858,690,718  | 88.4 | 57,181,683    |
|          |                  | 631,331,477   | 1,801,509,035  | 85.6 |               |
| 介護保険会計   | 2,459,301        | 353,795,414   | 2,372,854,374  | 96.5 | 142,117,259   |
|          |                  | 206,705,784   | 2,230,737,115  | 90.7 |               |
| 受託水道事業会計 | 394,346          | 35,950,783    | 366,548,778    | 93.0 | 36,517,563    |
|          |                  | 36,062,641    | 330,031,215    | 83.7 |               |
| 合 計      | 34,266,896       | 5,010,382,144 | 31,189,314,014 | 91.0 | 運 589,000,000 |
|          |                  | 4,445,523,104 | 31,470,394,693 | 91.8 | △281,080,679  |

## 2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

| 区 分     | 前月末現在高      | 本月中収入額      | 本月中支出額      | 本月末現在高      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入歳出外現金 | 151,890,774 | 357,273,948 | 420,420,548 | 88,744,174  |
| 都 税     | 121,595,626 | 95,677,899  | 121,595,626 | 95,677,899  |
| 合 計     | 273,486,400 | 452,951,847 | 542,016,174 | 184,422,073 |

## 3 基金の状況

(単位：円)

| 区 分                   | 前月末現在高                           | 本月中収入額                       | 本月中支出額                       | 本月末現在高                         |
|-----------------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 退職手当特別負担金準備基金         | 143,631,267                      | 利 53,319                     | 取 27,230,000                 | 116,454,586                    |
| 庁舎建設基金                | 2,401,168,727                    | 利 1,334,110                  | 取 66,174,415                 | 2,336,328,422                  |
| 都市施設整備基金              | 1,446,562,747                    | 利 443,623                    | 取貸 60,143,356                | 1,386,863,014                  |
| 育 英 基 金               | 15,350,000                       | 0                            | 0                            | 15,350,000                     |
| 市営住宅等管理基金             | 352,053,519                      | 利 104,560                    | 0                            | 352,158,079                    |
| 財政調整基金                | 運△1,198,000,000<br>1,662,629,707 | 戻 1,511,500,000<br>利 292,395 | 運 902,500,000<br>0           | 運△589,000,000<br>1,662,922,102 |
| 学校施設等整備基金             | 2,068,501,451                    | 利 727,747                    | 取貸 120,016,285               | 1,949,212,913                  |
| ふるさと人づくりまちづくり基金       | 413,782,023                      | 0                            | 0                            | 413,782,023                    |
| 介護給付費準備基金             | 1,547,908                        | 利 115                        | 取 1,547,000                  | 1,023                          |
| 中小企業振興資金<br>融資一時補てん基金 | 2,000,000                        | 0                            | 0                            | 2,000,000                      |
| 国保高額療養費<br>等資金貸付基金    | 5,320,000                        | 返 2,048,462                  | 貸 1,848,462                  | 5,520,000                      |
| 合 計                   | 運△1,198,000,000<br>8,512,547,349 | 戻 1,511,500,000<br>5,004,331 | 運 902,500,000<br>276,959,518 | 運△589,000,000<br>8,240,592,162 |

・運は運用金 ・返は返済金 ・貸は貸付金 ・戻は戻入金 ・取は取崩し  
・利は利子





福都地発第17号  
平成18年5月31日

福生市議会議長  
石川和夫様

福生市長  
野澤久人 (印)

福生市土地開発公社の経営状況について

このことについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、福生市土地開発公社の平成17年度決算書及び平成18年度事業計画書等を別紙のとおり提出します。



平成 17 年 度

福生市土地開発公社決算書

福 生 市 土 地 開 発 公 社



## 目 次

|                                         |      |
|-----------------------------------------|------|
| 1 事業報告書                                 | 1    |
| (1) 概 況                                 | 2    |
| (2) 平成17年度福生市土地開発公社<br>理事会開催状況及びその他事務報告 | 3    |
| (3) 役員に関する事項                            | 4    |
| (4) 役員に関する事項 (参考)                       | 5    |
| (5) 平成17年度福生市土地開発公社土地取得明細表              | 6    |
| (6) 平成17年度福生市土地開発公社土地売却明細表              | 7    |
| 2 決算報告書                                 | 8    |
| (1) 平成17年度福生市土地開発公社収入支出決算書              | 9・10 |
| 3 財務諸表                                  | 11   |
| (1) 平成17年度福生市土地開発公社損益計算書                | 12   |
| (2) 平成17年度福生市土地開発公社貸借対照表                | 13   |
| (3) 平成17年度福生市土地開発公社準備金(剰余金)計算書          | 14   |
| (4) 負債明細表                               | 15   |
| (5) 財産目録                                | 16   |
| (福生市土地開発公社 取得及び売却用地位置図)                 | 17   |
| (福生市土地開発公社 保有土地位置図)                     | 18   |
| 4 監査報告書                                 | 19   |
| (1) 平成17年度福生市土地開発公社<br>決算等の審査意見について     | 20   |



# 1 事業報告書



## (1) 概 況

福生市土地開発公社は、昭和48年11月に設立以来、福生市の基本計画を踏まえて策定された実施計画に基づき、市の依頼を受けて公共事業用地等の先行取得を積極的に実施してきたところであるが、用地取得に伴う借入金、借入金利息については、福生市都市施設整備基金等貸付要綱に基づき低金利（年利率0.03%）で借入れをしている。

また、平成16年度に比べて日本経済は、大企業を中心に景気回復の兆しが見られるものの依然厳しい企業も見受けられ、特に地方財政等を取り巻く状況は、引き続き厳しい状態が続いている。

このような情勢の中で、平成17年度においては、都市計画道路3・4・7号線（富士見通り）用地106.83平方メートル、市道第30号線拡幅改良整備事業用地92.98平方メートル、合計199.81平方メートルの用地を市の依頼に基づき取得した。

一方、土地の処分については、市道第1028号線道路新設整備事業用地154.38平方メートルを福生市へ売却した。



(2) 平成17年度 福生市土地開発公社理事會開催状況及びその他事務報告

| 開催年月日      | 件名                          | 内容                                                                        | 備考     |
|------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------|
| 平成17年4月13日 | 平成17年度東京都町村土地開発公社連絡協議会総会    | 平成16年度事業報告及び収支決算・役員改選について・平成17年度事業計画及び収支予算について                            | 東京自治会館 |
| 5月11日      | 決算監査                        | 平成16年度福生市土地開発公社決算及び事業内容についての監査                                            |        |
| 5月24日      | 平成17年度第1回理事会                | 平成16年度福生市土地開発公社決算について                                                     | 可決     |
| 8月11日      | 平成17年度第2回理事会                | 平成17年度福生市土地開発公社補正予算(第1号)及び資金計画の変更について                                     | 可決     |
| 8月19日      | 平成17年度第1回事務研修会              | 「新しい土地開発公社の財務諸表について」<br>講師 あずさ監査法人 公認会計士 伊藤邦光氏                            | 東京自治会館 |
| 10月21日     | 平成17年度講演会                   | 「日本経済、公会計基準の現状と土地開発公社」<br>講師 あずさ監査法人 公認会計士 伊藤邦光氏                          | 東京自治会館 |
| 11月9日      | 平成17年度第2回事務研修会              | 「公共用地取得の税務について」<br>講師 立川税務署資産税課税 審理専門官 小原清志氏                              | 東京自治会館 |
| 12月27日     | 平成17年度第3回理事会                | 平成17年度福生市土地開発公社補正予算(第2号)及び資金計画の変更について                                     | 可決     |
| 平成18年2月16日 | 平成17年度第一ブロック会議              | 情報交換                                                                      | 羽村市役所  |
| 2月20日      | 平成17年度東京都町村土地開発公社連絡協議会事務局長会 | 平成18年度総会について                                                              | 東京自治会館 |
| 3月30日      | 平成17年度第4回理事会                | 平成17年度福生市土地開発公社補正予算(第3号)及び資金計画の変更について<br>平成18年度福生市土地開発公社事業計画・予算及び資金計画について | 可決     |



(3) 役員に関する事項

平成18年3月31日現在

理事9名 監事2名

| 役 職     | 氏 名       | 市 の 役 職     | 備 考 |
|---------|-----------|-------------|-----|
| 理 事 長   | 高 橋 保 雄   | 助 役         |     |
| 副 理 事 長 | 並 木 茂     | 収 入 役       |     |
| 理 事     | 野 崎 隆 晴   | 企 画 財 政 部 長 |     |
| 〃       | 吉 沢 英 治   | 総 務 部 長     |     |
| 〃       | 田 辺 恒 久   | 生 活 環 境 部 長 |     |
| 〃       | 清 水 喜 久 夫 | 都 市 建 設 部 長 |     |
| 〃       | 吉 野 栄 喜   | 教 育 次 長     |     |
| 〃       | 大 越 英 世   | 財 政 課 長     |     |
| 〃       | 中 根 三 規 夫 |             |     |
| 監 事     | 宮 城 眞 一   | 教 育 長       |     |
| 〃       | 小 林 作 二   | 議 会 事 務 局 長 |     |



(4) 役員に関する事項(参考)

平成18年4月1日現在

理事9名 監事2名

| 役 職     | 氏 名       | 市 の 役 職     | 備 考 |
|---------|-----------|-------------|-----|
| 理 事 長   | 高 橋 保 雄   | 助 役         |     |
| 副 理 事 長 | 並 木 茂     | 収 入 役       |     |
| 理 事     | 野 崎 隆 晴   | 企 画 財 政 部 長 |     |
| 〃       | 田 辺 恒 久   | 総 務 部 長     |     |
| 〃       | 吉 沢 英 治   | 生 活 環 境 部 長 |     |
| 〃       | 清 水 喜 久 夫 | 都 市 建 設 部 長 |     |
| 〃       | 吉 野 栄 喜   | 教 育 次 長     |     |
| 〃       | 大 越 英 世   | 財 政 課 長     |     |
| 〃       | 中 根 三 規 夫 |             |     |
| 監 事     | 宮 城 眞 一   | 教 育 長       |     |
| 〃       | 小 林 作 二   | 議 会 事 務 局 長 |     |



(5) 平成17年度 福生市土地開発公社土地取得明細表

| 事業名                                | 所在地番                       | 面積 (㎡) | 土地取得額 (円)  | 補償・事務費等 (円) | 計 (円)      | 備考 |
|------------------------------------|----------------------------|--------|------------|-------------|------------|----|
| 都市計画道路3・4・7号線(富士見通り)整備事業<br>先行取得事業 | 福生市大字福生字<br>武蔵野2165番<br>9外 | 106.83 | 16,985,970 | 477,750     | 17,463,720 |    |
| 市道第30号線<br>拡幅改良整備事業<br>先行取得事業      | 福生市大字熊川字<br>北860番23外       | 92.98  | 16,736,400 | 190,050     | 16,926,450 |    |
| 計                                  |                            | 199.81 | 33,722,370 | 667,800     | 34,390,170 |    |



(6) 平成17年度 福生市土地開発公社土地売却明細表

| 事業名                         | 所在地番                       | 面積 (㎡) | 金額 (円)     | 備考                      |
|-----------------------------|----------------------------|--------|------------|-------------------------|
| 市道第1028号線道路新設<br>整備事業用地売却事業 | 福生市大字福生<br>字武蔵野1983番<br>43 | 154.38 | 22,291,803 | 平成17年10月28日<br>(福生市に売却) |
| 計                           |                            | 154.38 | 22,291,803 |                         |



## 2 決算報告書



(1) 平成17年度 福生市土地開発公社決算書

(収入)

(単位：円)

| 款 項      | 予 算 現 額     |               |            | 調 定 額      | 収 入 済 額    | 予算現額と収入<br>済額との比較 |
|----------|-------------|---------------|------------|------------|------------|-------------------|
|          | 当初予算額       | 補正予算額         | 計          |            |            |                   |
| 1 事業収入   | 22,289,000  | 2,000         | 22,291,000 | 22,291,803 | 22,291,803 | 803               |
| 1 土地売却収入 | 22,289,000  | 2,000         | 22,291,000 | 22,291,803 | 22,291,803 | 803               |
| 2 未収入金収入 | 0           | 0             | 0          | 0          | 0          | 0                 |
| 2 借入金    | 101,074,000 | △ 100,914,000 | 160,000    | 159,641    | 159,641    | △ 359             |
| 1 借入金    | 101,074,000 | △ 100,914,000 | 160,000    | 159,641    | 159,641    | △ 359             |
| 3 事業外収入  | 5,601,000   | △ 56,000      | 5,545,000  | 5,545,857  | 5,545,857  | 857               |
| 1 利息収入   | 42,000      | 25,000        | 67,000     | 67,357     | 67,357     | 357               |
| 2 補助金    | 2,714,000   | 0             | 2,714,000  | 2,714,000  | 2,714,000  | 0                 |
| 3 雑収入    | 2,845,000   | △ 81,000      | 2,764,000  | 2,764,500  | 2,764,500  | 500               |
| 4 繰越金    | 51,857,000  | 3,000         | 51,860,000 | 51,860,100 | 51,860,100 | 100               |
| 1 前年度繰越金 | 51,857,000  | 3,000         | 51,860,000 | 51,860,100 | 51,860,100 | 100               |
| 合 計      | 180,821,000 | △ 100,965,000 | 79,856,000 | 79,857,401 | 79,857,401 | 1,401             |



(支出)

(単位：円)

| 款 項      | 予 算 現 額     |               |            | 支 出 済 額    | 不 用 額      | 備 考 |
|----------|-------------|---------------|------------|------------|------------|-----|
|          | 当 初 予 算 額   | 補 正 予 算 額     | 計          |            |            |     |
| 1 事業費    | 100,914,000 | △ 66,523,000  | 34,391,000 | 34,390,170 | 830        |     |
| 1 土地取得費  | 100,914,000 | △ 66,523,000  | 34,391,000 | 34,390,170 | 830        |     |
| 2 宅地造成費  | 0           | 0             | 0          | 0          | 0          |     |
| 3 前年度未払金 | 0           | 0             | 0          | 0          | 0          |     |
| 2 管理費    | 7,898,000   | △ 2,973,000   | 4,925,000  | 4,915,893  | 9,107      |     |
| 1 一般管理費  | 7,898,000   | △ 2,973,000   | 4,925,000  | 4,915,893  | 9,107      |     |
| 3 借入金償還金 | 22,079,000  | 0             | 22,079,000 | 22,078,517 | 483        |     |
| 1 借入金償還金 | 22,079,000  | 0             | 22,079,000 | 22,078,517 | 483        |     |
| 4 事業外支出  | 297,000     | △ 15,000      | 282,000    | 281,149    | 851        |     |
| 1 支払利息   | 297,000     | △ 15,000      | 282,000    | 281,149    | 851        |     |
| 5 予備費    | 49,633,000  | △ 31,454,000  | 18,179,000 | 0          | 18,179,000 |     |
| 1 予備費    | 49,633,000  | △ 31,454,000  | 18,179,000 | 0          | 18,179,000 |     |
| 合 計      | 180,821,000 | △ 100,965,000 | 79,856,000 | 61,665,729 | 18,190,271 |     |

収入支出差引残額 18,191,672 円

平成18年3月31日 現在

福生市土地開発公社

理事長 高橋保雄



### 3 財 務 諸 表



(1) 平成17年度 福生市土地開発公社損益計算書

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

単位:円

|             |                   |                         |
|-------------|-------------------|-------------------------|
| 1 事業収益      |                   |                         |
| (1) 公有地売却収益 | <u>22,291,803</u> | <u>22,291,803</u>       |
| 2 事業原価      |                   |                         |
| (1) 公有地売却原価 | <u>22,291,803</u> | <u>22,291,803</u>       |
|             | 事業総利益             | <u><u>0</u></u>         |
| 3 一般管理費     |                   |                         |
| (1) 一般管理費   | <u>4,915,893</u>  | <u>4,915,893</u>        |
|             | 事業損失              | <u><u>4,915,893</u></u> |
| 4 事業外収益     |                   |                         |
| (1) 受取利息    | <u>67,357</u>     |                         |
| (2) 補助金     | <u>2,714,000</u>  |                         |
| (3) 雑収入     | <u>2,764,500</u>  | <u>5,545,857</u>        |
| 5 事業外費用     |                   |                         |
| (1) 支払利息    | <u>117,172</u>    | <u>117,172</u>          |
|             | 経常利益              | <u><u>512,792</u></u>   |
|             | 当期利益              | <u><u>512,792</u></u>   |

(2) 平成17年度 福生市土地開発公社貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

単位:円

(資産の部)

|            |                    |                      |
|------------|--------------------|----------------------|
| 1 流動資産     |                    |                      |
| (1) 現金及び預金 | <u>228,191,672</u> |                      |
| (2) 土地     | <u>964,664,234</u> |                      |
| 流動資産合計     |                    | <u>1,192,855,906</u> |
| 資産合計       |                    | <u>1,192,855,906</u> |

(負債の部)

|           |                    |                    |
|-----------|--------------------|--------------------|
| 1 流動負債    |                    |                    |
| (1) 未払金   | <u>0</u>           |                    |
| 2 固定負債    |                    |                    |
| (1) 長期借入金 | <u>922,712,019</u> |                    |
| 負債合計      |                    | <u>922,712,019</u> |

(資本の部)

|                     |                    |                      |
|---------------------|--------------------|----------------------|
| 1 基本金               |                    |                      |
| (1) 基本財産<br>(福生市出資) | <u>5,000,000</u>   |                      |
| 基本金合計               |                    | <u>5,000,000</u>     |
| 2 準備金               |                    |                      |
| (1) 前期繰越準備金         | <u>264,631,095</u> |                      |
| (2) 当期利益            | <u>512,792</u>     |                      |
| 準備金合計               |                    | <u>265,143,887</u>   |
| 資本合計                |                    | <u>270,143,887</u>   |
| 負債資本合計              |                    | <u>1,192,855,906</u> |



(3) 平成17年度 福生市土地開発公社準備金(剰余金)計算書

(平成18年3月31日現在)

単位:円

|           |             |
|-----------|-------------|
| 1 前期繰越準備金 | 264,631,095 |
| 2 当期利益    | 512,792     |
| 3 次期繰越準備金 | 265,143,887 |



(4) 負債明細表

未 払 金

| 種 別   | 金 額 ( 円 ) | 備 考 |
|-------|-----------|-----|
| 未 払 金 | 0         |     |
|       |           |     |
| 計     | 0         |     |

長 期 借 入 金

| 借 入 先         | 金 額 ( 円 )   | 備 考 |
|---------------|-------------|-----|
| 福生市都市施設整備基金   | 478,012,377 |     |
| 福生市立学校施設等整備基金 | 54,304,254  |     |
| 福生市庁舎建設基金     | 390,395,388 |     |
| 計             | 922,712,019 |     |



## (5) 財産目録

資産の部

(平成18年3月31日現在)

| 種類 | 番号    | 事業名                | 種別   | 面積(㎡)  | 金額(円)       | 備考              |  |
|----|-------|--------------------|------|--------|-------------|-----------------|--|
| 預金 |       |                    | 定期預金 |        | 210,000,000 | 西武信用金庫          |  |
|    |       |                    | 普通預金 |        | 18,191,672  | 西武信用金庫          |  |
|    |       |                    | 計    |        | 228,191,672 |                 |  |
|    |       |                    |      |        |             | (東京都福生市)        |  |
| 土地 | 2     | 代替用地               | 宅地   | 111.79 | 1,117,900   | 北田園2-20-16      |  |
|    | 4     | 公園用地               | 畑    | 38.04  | 5,002,285   | 大字福生字武蔵野2148-2外 |  |
|    | 5-1   | 公共事業用地             | 山林   | 255.14 | 28,964,437  | 大字福生字加美1763-1   |  |
|    | 5-2   | 公共事業用地             | 山林   | 24.56  | 2,899,364   | 大字福生字加美1763-1   |  |
|    | 6     | 公共事業用地             | 山林   | 175.21 | 22,440,453  | 大字福生字加美1773-9   |  |
|    | 8     | 代替用地               | 宅地   | 776.25 | 360,775,605 | 大字熊川字北689-35    |  |
|    | 9     | 代替用地               | 宅地   | 162.07 | 25,630,747  | 大字福生字加美1219-5   |  |
|    | 10    | 福生駅東口自転車駐車場(仮称)等用地 | 宅地   | 296.39 | 390,395,388 | 東町1-6           |  |
|    | 23-1  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00   | 596,610     | 大字福生字武蔵野2120-9  |  |
|    | 23-2  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00   | 451,500     | 大字福生字武蔵野2120-9  |  |
|    | 23-3  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 宅地   | 245.54 | 61,623,855  | 大字福生字武蔵野2120-9  |  |
|    | 23-4  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00   | 19,992,910  | 大字福生字武蔵野2120-9  |  |
|    | 23-5  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00   | 241,500     | 大字福生字奈賀872-17外  |  |
|    | 23-6  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00   | 152,250     | 大字福生字奈賀872-17外  |  |
|    | 23-7  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 宅地   | 36.98  | 9,989,260   | 大字福生字奈賀872-17外  |  |
|    | 23-8  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00   | 287,700     | 大字福生字武蔵野2165-9外 |  |
|    | 23-9  | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 事務費  | 0.00   | 190,050     | 大字福生字武蔵野2165-9外 |  |
|    | 23-10 | 都市計画道路(富士見通り)用地    | 宅地   | 106.83 | 16,985,970  | 大字福生字武蔵野2165-9外 |  |
|    | 26-1  | 市道第30号線拡幅改良整備事業用地  | 事務費  | 0.00   | 190,050     | 大字熊川字北860-23外   |  |
|    | 26-2  | 市道第30号線拡幅改良整備事業用地  | 宅地   | 92.98  | 16,736,400  | 大字熊川字北860-23外   |  |
|    |       |                    |      | 計      | 2321.78     | 964,664,234     |  |
|    |       |                    |      | 合計     |             | 1,192,855,906   |  |



# 平成17年度 福生市土地開発公社取得及び売却用地位置図

取得

①都市計画道路(富士見通り)整備事業用地

②市道第30号線拡幅整備事業用地

売却

市道第1028号線道路新設整備事業用地

| 凡     | 例    |
|-------|------|
| ----- | 市町村界 |
| ----- | 大字   |
| ----- |      |
| ----- |      |
| ----- |      |
| ----- |      |
| ----- |      |
| ----- |      |
| ----- |      |



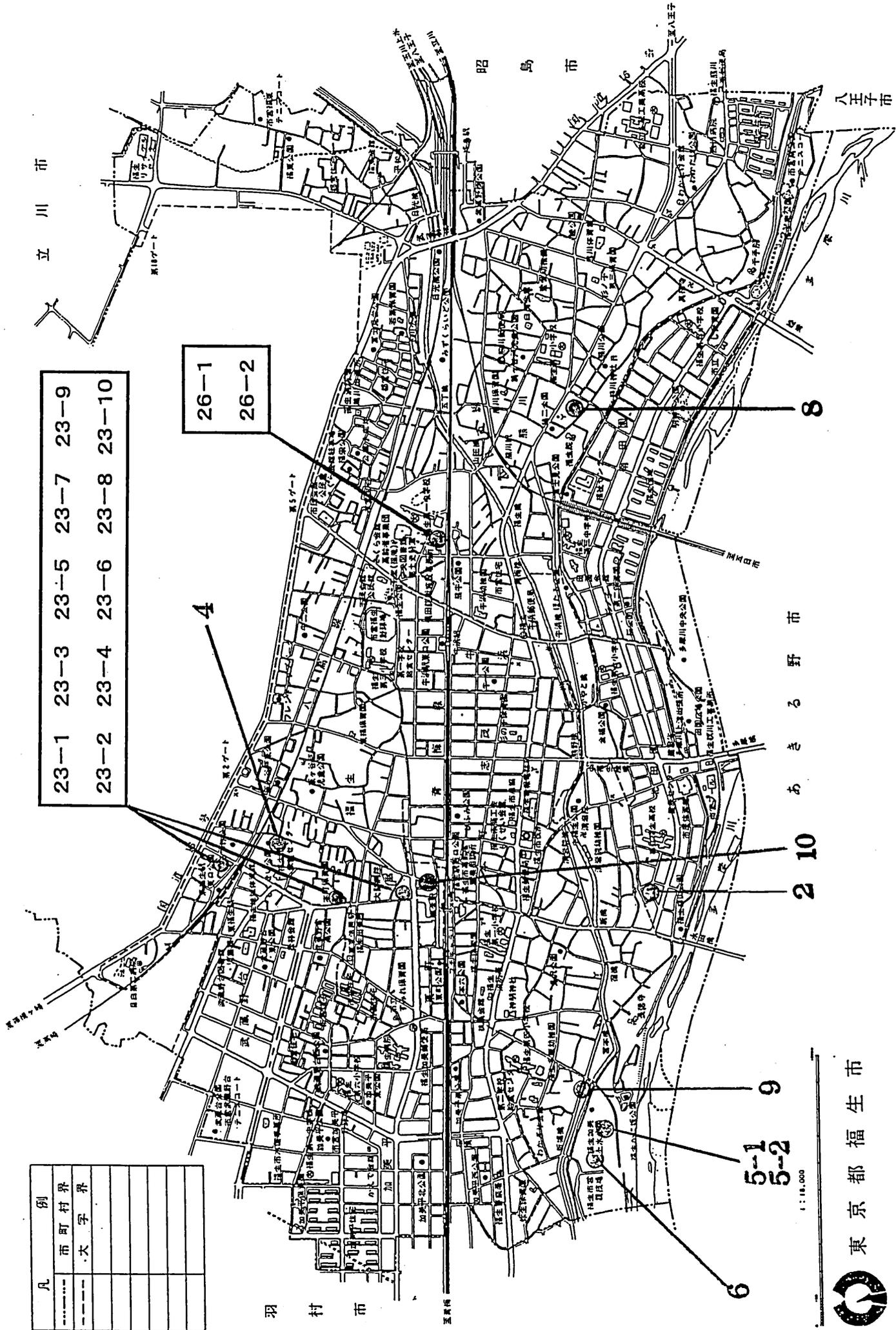
1 : 18,000

東京都 福生市





平成17年度末 福生市土地開発公社 保有土地位置図



| 凡 例   |       |
|-------|-------|
| ----- | 市町村境界 |
| ----- | 大字界   |
| ----- |       |
| ----- |       |
| ----- |       |
| ----- |       |
| ----- |       |
| ----- |       |
| ----- |       |
| ----- |       |



#### 4 監 查 報 告 書



平成18年5月12日

福生市土地開発公社

理事長 高橋保雄 様

福生市土地開発公社

監事 宮城 眞

監事 小林 作



平成17年度福生市土地開発公社決算等の審査意見について

福生市土地開発公社定款第7条第4項の規定により、平成17年度福生市土地開発公社の決算等について審査した結果、次のとおり意見を付します。

- 1 審査の期日 平成18年5月12日 (金)
- 2 審査の場所 本庁舎市議会委員会室
- 3 審査の対象 平成17年度福生市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び財務諸表について
- 4 審査の結果

審査に付された、平成17年度福生市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び財務諸表は、証拠書類と照合した結果、その内容は適法かつ正確であることを認める。

また、福生市土地開発公社の業務内容、経営状態についても、事業の目的に沿って健全に運営されている。

なお、福生市土地開発公社の運営については、地価の下落等、発足時とは異なる状況もあるが、用地の先行取得は公共事業を円滑に推進していくためには欠かせないところでもあり、今後とも用地の新規取得に当たっては福生市の施策に沿って計画的かつ効率的に取り組まれるよう努力されたい。

また、前年度と引き続き現在公社が保有している用地の内、特に福生駅東口自転車駐車場（仮称）等用地については早急に市からの買戻しを、また都市計画道路3・4・7号線（富士見通り）整備事業の事業化による早期の買戻しを求めるとともに、他の土地についても、管理に遺漏のないよう鋭意努められたい。

更に、準備金等についても十分研究の上有効活用を図るよう対処されたい。



平成 1 8 年 度

福生市土地開発公社事業計画、予算及び資金計画

福 生 市 土 地 開 発 公 社



平成18年度福生市土地開発公社事業計画

福生市土地開発公社



平成18年度福生市土地開発公社事業計画

| 区 分   | 事業費 (千円) | 事 業 名                                                                                |
|-------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地取得費 | 108,916  | 都市計画道路（柳通り）整備事業用地先行取得事業<br>（ 福生市本町39の1外                      371.23 m <sup>2</sup> ） |
|       |          |                                                                                      |
| 計     | 108,916  | （                      371.23 m <sup>2</sup> ）                                       |



平成 1 8 年 度 福 生 市 土 地 開 発 公 社 予 算

福 生 市 土 地 開 発 公 社



## 平成18年度福生市土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成18年度福生市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ149,888千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収入支出予算」による。

(長期借入金及び債券発行の限度額)

第3条 長期借入金及び債券発行の限度額は、109,076千円と定める。

2 前項の限度額のうち本年度において借入又は発行を行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借入れ又は発行することができる。

平成18年3月30日

福生市土地開発公社

理事長 高橋保雄



第 1 表

## 收 入 支 出 予 算

( 收 入 )

【単位：千円】

| 款 項      | 本年度予算額  | 前年度予算額  | 比 較 増 減  | 説 明                                                                                      |
|----------|---------|---------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 事業収入   | 16,926  | 22,289  | △ 5,363  |                                                                                          |
| 1 土地売却収入 | 16,926  | 22,289  | △ 5,363  | ① 市道第30号線拡幅改良整備事業用地売却 ( 92.98 m <sup>2</sup> (計 92.98 m <sup>2</sup> 16,926千円) 16,926千円) |
| 2 未収入金収入 | 0       | 0       | 0        |                                                                                          |
| 2 借入金    | 109,076 | 101,074 | 8,002    |                                                                                          |
| 1 借入金    | 109,076 | 101,074 | 8,002    | ① 用地先行取得借入分 108,916千円 ② 期末支払利息借入分 160千円                                                  |
| 3 事業外収入  | 5,694   | 5,601   | 93       |                                                                                          |
| 1 利息収入   | 127     | 42      | 85       | ① 定期預金(基本金および剰余金)利息 126千円 ② 普通預金利息 1千円                                                   |
| 2 補助金    | 2,722   | 2,714   | 8        | 福生市土地開発公社運営費補助金                                                                          |
| 3 雑収入    | 2,845   | 2,845   | 0        | 福生駅東口駐車場賃貸料等                                                                             |
| 4 繰越金    | 18,192  | 51,857  | △ 33,665 |                                                                                          |
| 1 前年度繰越金 | 18,192  | 51,857  | △ 33,665 |                                                                                          |
| 合 計      | 149,888 | 180,821 | △ 30,933 |                                                                                          |



## ( 支 出 )

【単位：千円】

| 款 項      | 本年度予算額  | 前年度予算額  | 比較増減     | 説 明                                                                                 |
|----------|---------|---------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 事業費    | 108,916 | 100,914 | 8,002    |                                                                                     |
| 1 土地取得費  | 108,916 | 100,914 | 8,002    | ① 都市計画道路（柳通り）整備事業用地先行取得（ 371.23 m <sup>2</sup> 108,916 千円）                          |
| 2 宅地造成費  | 0       | 0       | 0        |                                                                                     |
| 3 前年度未払金 | 0       | 0       | 0        |                                                                                     |
| 2 管理費    | 6,764   | 7,898   | △ 1,134  |                                                                                     |
| 1 一般管理費  | 6,764   | 7,898   | △ 1,134  | 土地測量・鑑定委託料、公課費、職員給料等                                                                |
| 3 借入金償還金 | 0       | 22,079  | △ 22,079 |                                                                                     |
| 1 借入金償還金 | 0       | 22,079  | △ 22,079 | ① 市道第30号線拡幅整備事業用地売却（ 92.98 m <sup>2</sup> 0 千円）                                     |
| 4 事業外支出  | 297     | 297     | 0        |                                                                                     |
| 1 支払利息   | 297     | 297     | 0        | ① 継続借入分に伴う期末支払利息 277 千円<br>② 年度中借入金償還に伴う期末支払利息 0 千円<br>③ 新規用地先行取得借入金に伴う期末支払利息 20 千円 |
| 5 予備費    | 33,911  | 49,633  | △ 15,722 |                                                                                     |
| 1 予備費    | 33,911  | 49,633  | △ 15,722 |                                                                                     |
| 合 計      | 149,888 | 180,821 | △ 30,933 |                                                                                     |



平成 1 8 年 度 福 生 市 土 地 開 発 公 社 資 金 計 画

福 生 市 土 地 開 発 公 社



平成18年度福生市土地開発公社資金計画

(単位：千円)

| 区 分      | 当年度予定額  |
|----------|---------|
| 受入資金     | 149,888 |
| 1 事業収入   | 16,926  |
| 2 借入金    | 109,076 |
| 3 事業外収入  | 5,694   |
| 4 繰越金    | 18,192  |
| 支払資金     | 149,888 |
| 1 事業費    | 108,916 |
| 2 管理費    | 6,764   |
| 3 借入金償還金 | 0       |
| 4 事業外支出  | 297     |
| 5 予備費    | 33,911  |
| 差 引      | 0       |



写

福企財発第33号

平成18年5月31日

福生市議会議長 石川和夫様

福生市長 野澤久人 ㊟

平成17年度福生市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

このことについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告します。

平成17年度福生市一般会計事故繰越し繰越計算書

| 款        | 項          | 事業名                 | 支出負担<br>行為額     | 左 の 内 訳         |                 | 支 出 負<br>担 行 為<br>予 定 額 | 翌 年 度<br>繰 越 額  | 左 の 財 源 内 訳 |             |                 | 説 明                            |
|----------|------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------------|-----------------|-------------|-------------|-----------------|--------------------------------|
|          |            |                     |                 | 支出済額            | 支出未済額           |                         |                 | 既収入特<br>定財源 | 未収入特<br>定財源 | 一般財源            |                                |
| 8<br>土木費 | 3<br>都市計画費 | 都市計画道<br>路整備事業<br>費 | 円<br>86,706,900 | 円<br>56,631,000 | 円<br>30,075,900 | 円<br>0                  | 円<br>30,075,900 | 円<br>0      | 円<br>0      | 円<br>30,075,900 | 工期<br>H17.5.31から<br>H18.5.12まで |



本会議資料  
平成18年6月6日

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び福生市都市計画税条例  
の一部を改正する条例の専決処分の主な改正事項

市民部課税課



## 1 所得税から個人住民税への税源移譲

### 本格的な税源移譲を実施するに当たっての基本的考え方

- 三位一体改革の一環としての国庫補助負担金改革の結果を受け、所得税から個人住民税への恒久措置として、概ね3兆円の本格的な税源移譲を行う。
- その際、個々の納税者の税負担が極力変わらないよう配慮しつつ、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図る。具体的には、
  - 個人住民税は、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、所得割の税率を10%にフラット化する。
  - 所得税は、所得再分配機能が適切に発揮されるよう、より累進的な税率構造(最低税率5%・最高税率40%の設定)を構築することとし、他の税率やフラケットについては、個々の納税者における税負担の変動の極小化の観点を踏まえ、検討を行う。
  - 所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づき全所得者層において生ずる負担増については、所得税の税率の刻みや個人住民税の減額措置により、調整を行う。

## 税源移譲後の所得税・個人住民税の税率

【現 行】

| 所得税     |           |     |
|---------|-----------|-----|
| 課税所得    |           | 税率  |
| ～       | 330万円     | 10% |
| 330万円   | ～ 900万円   | 20% |
| 900万円   | ～ 1,800万円 | 30% |
| 1,800万円 | ～         | 37% |

| 個人住民税   |         |      |
|---------|---------|------|
| 課税所得    |         | 標準税率 |
| ～       | 200万円   | 5%   |
| 200万円   | ～ 700万円 | 10%  |
| 700万円   | ～       | 13%  |
| (道府県民税) |         |      |
| ～       | 700万円   | 2%   |
| 700万円   | ～       | 3%   |
| (市町村民税) |         |      |
| ～       | 200万円   | 3%   |
| 200万円   | ～ 700万円 | 8%   |
| 700万円   | ～       | 10%  |

【改正案】

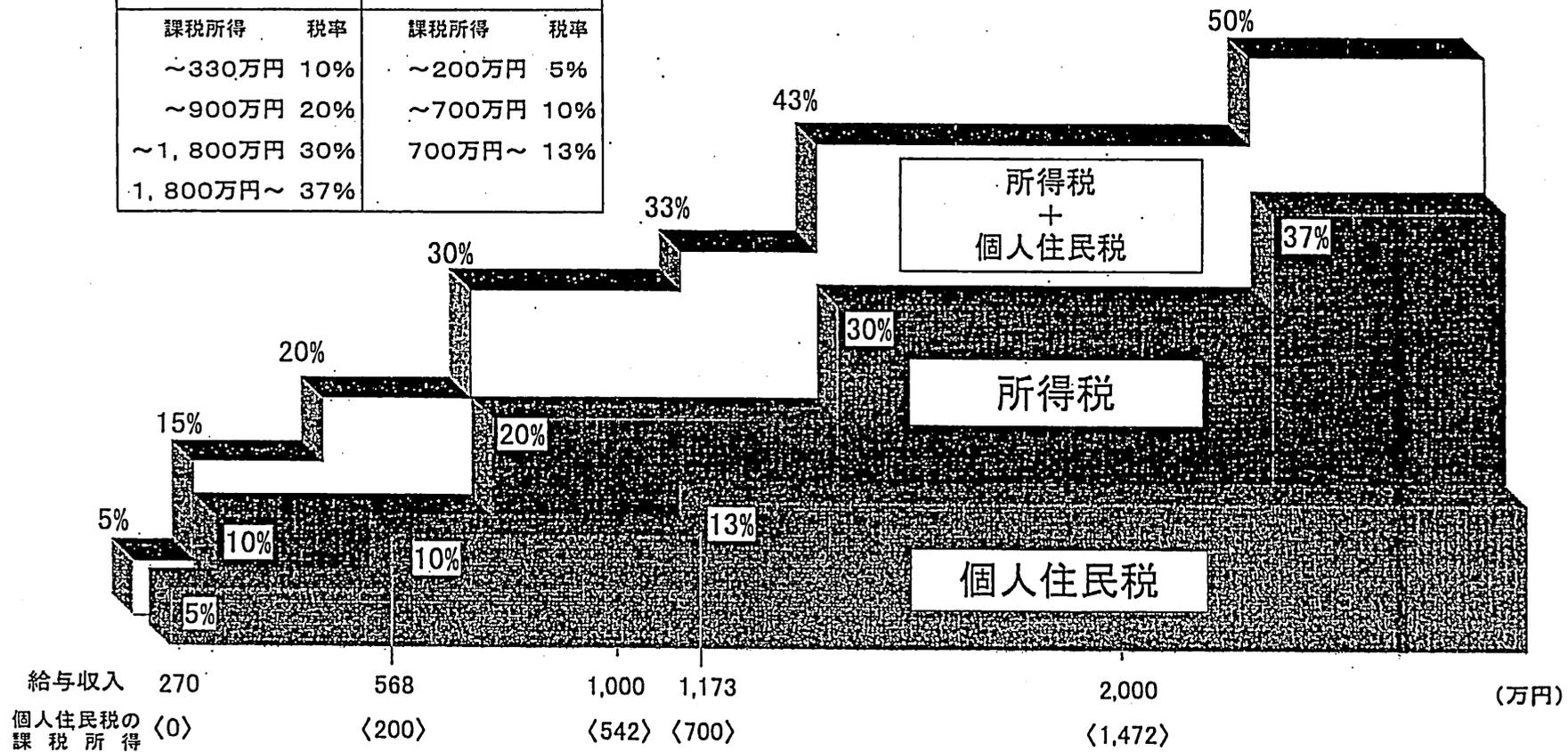
| 所得税     |           |     |
|---------|-----------|-----|
| 課税所得    |           | 税率  |
| ～       | 195万円     | 5%  |
| 195万円   | ～ 330万円   | 10% |
| 330万円   | ～ 695万円   | 20% |
| 695万円   | ～ 900万円   | 23% |
| 900万円   | ～ 1,800万円 | 33% |
| 1,800万円 | ～         | 40% |

| 個人住民税   |  |      |
|---------|--|------|
| 課税所得    |  | 標準税率 |
| 一律      |  | 10%  |
| (道府県民税) |  |      |
| 一律      |  | 4%   |
| (市町村民税) |  |      |
| 一律      |  | 6%   |

(注) 上記の改正は、平成19年分所得税及び平成19年度分個人住民税から適用する。

# 所得税・個人住民税の税率構造(現行)

| 所得税      |     | 個人住民税  |     |
|----------|-----|--------|-----|
| 課税所得     | 税率  | 課税所得   | 税率  |
| ～330万円   | 10% | ～200万円 | 5%  |
| ～900万円   | 20% | ～700万円 | 10% |
| ～1,800万円 | 30% | 700万円～ | 13% |
| 1,800万円～ | 37% |        |     |



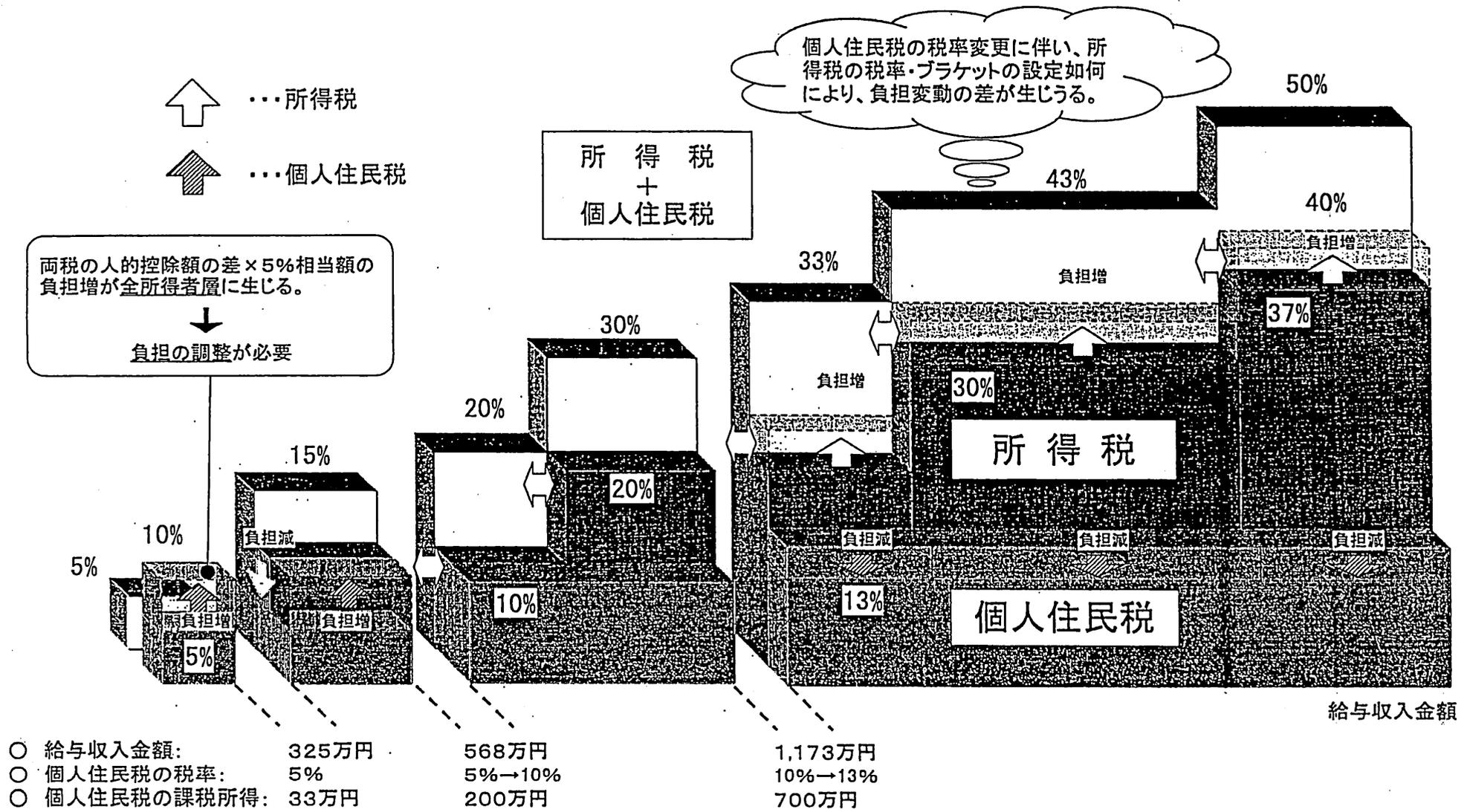
【参考: 税額の計算方法】

- 給与収入金額が1,000万円の場合の個人住民税額
 

|          |                                       |          |
|----------|---------------------------------------|----------|
| (給与収入金額) | (人的控除等の金額)                            | (課税所得金額) |
| 1,000万円  | — 458万円                               | = 542万円  |
| 個人住民税額   | …… 200万円 × 5% + (542万円 — 200万円) × 10% | = 44.2万円 |

(注) 給与収入金額は、夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族)の場合である。

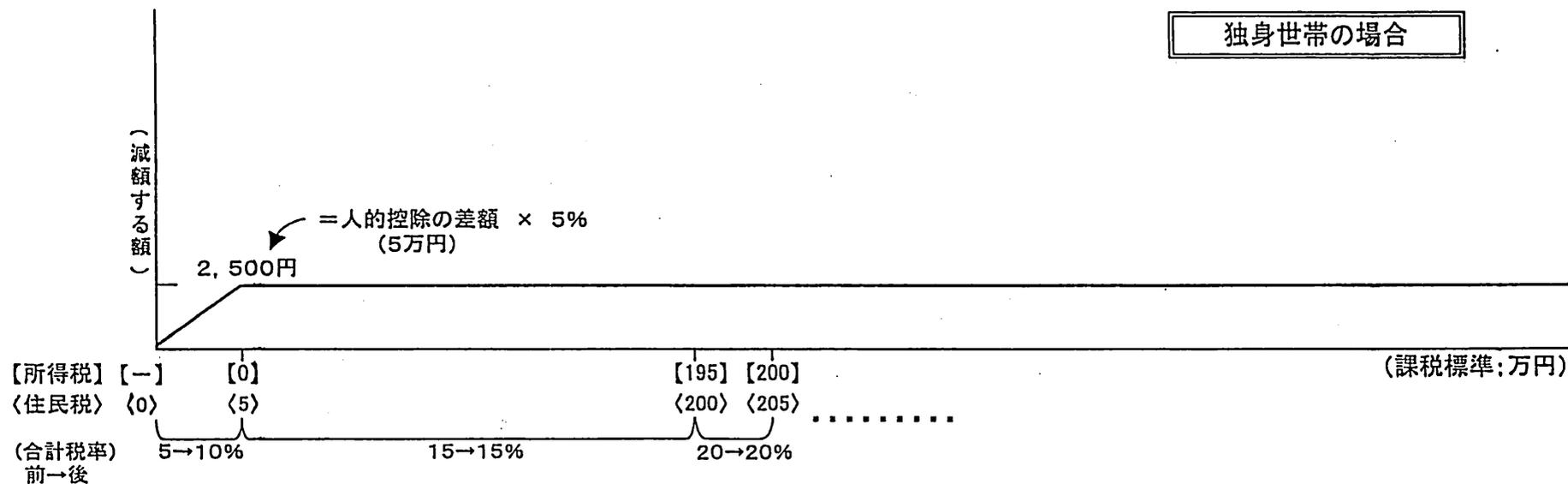
# 税源移譲に伴う負担変動のイメージ



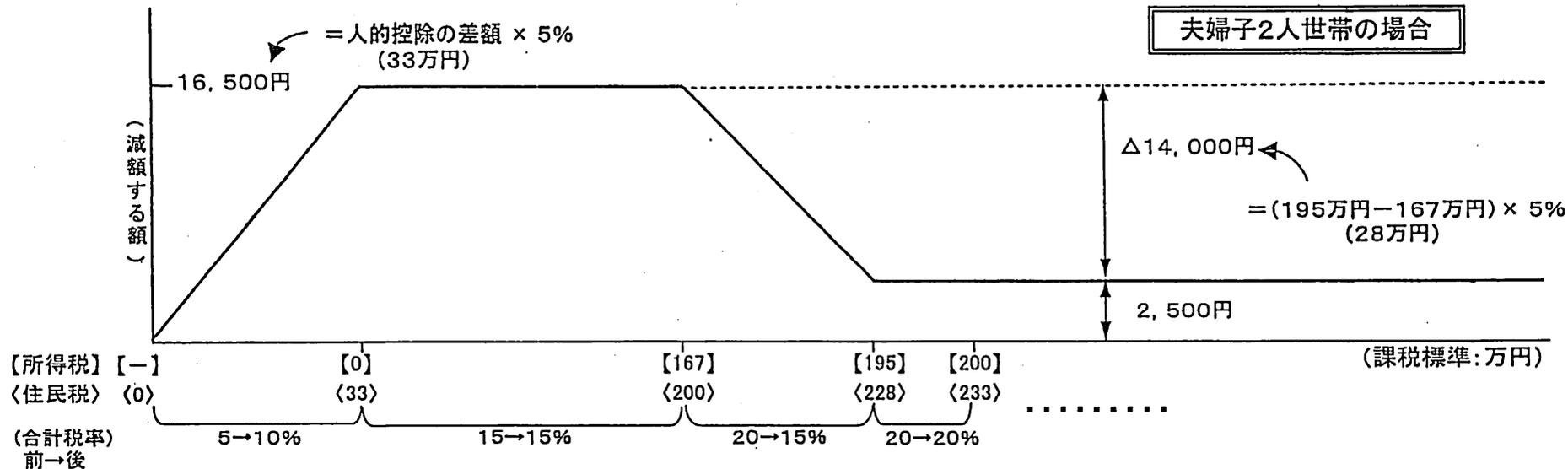
(注) 給与収入金額は、夫婦2人(子のうち1人は特定扶養親族)の場合である。

# 人的控除の差による負担増の調整(個人住民税の減額措置)

独身世帯の場合



夫婦子2人世帯の場合



分離課税等に係る個人住民税の税率割合(県分・市町村分)等について

分離課税等に係る税率割合等を、道府県民税(4%)と市町村民税(6%)の税率改正にあわせ、改正する。

|                  |                                                                   | 現 行                                                                                                               |        | 改 正 案                                                                                                                 |       |
|------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|                  |                                                                   | 道府県民税                                                                                                             | 市町村民税  | 道府県民税                                                                                                                 | 市町村民税 |
| 分<br>離<br>課<br>税 | 土地建物等の長期譲渡所得、土地建物等の短期譲渡所得(国・地方公共団体等への譲渡)、株式等の譲渡所得等(非上場)、先物取引の雑所得等 | 1.6%                                                                                                              | 3.4%   | 2%                                                                                                                    | 3%    |
|                  | 上場株式に係る譲渡所得<br>優遇税率                                               | 1%                                                                                                                | 2%     | 1.2%                                                                                                                  | 1.8%  |
|                  | 土地、建物等の短期譲渡所得                                                     | 3%                                                                                                                | 6%     | 3.6%                                                                                                                  | 5.4%  |
|                  | 土地等の事業所得等<br>※平成21年(度)まで課税停止中                                     | 次の方法により算出された金額のうちいずれか多い方の金額。<br>①課税事業所得等の金額×道府県3%・市町村9%<br>②[(課税事業所得等の金額+課税総所得金額)×総合課税の税率-(課税総所得金額×総合課税の税率)]×110% |        | 次の方法により算出された金額のうちいずれか多い方の金額。<br>①課税事業所得等の金額×道府県4.8%・市町村7.2%<br>②[(課税事業所得等の金額+課税総所得金額)×総合課税の税率-(課税総所得金額×総合課税の税率)]×110% |       |
|                  | 肉用牛の売却による事業所得                                                     | 0.5%                                                                                                              | 1.0%   | 0.6%                                                                                                                  | 0.9%  |
| 交<br>付<br>金      | 道府県民税配当割、株式等譲渡所得                                                  | —                                                                                                                 | 68/100 | —                                                                                                                     | 3/5   |
|                  | 割の市町村交付金交付割合<br>優遇税率の場合                                           | —                                                                                                                 | 2/3    | —                                                                                                                     | 3/5   |
| 控<br>除           | 配当控除                                                              | 0.8%                                                                                                              | 2%     | 1.2%                                                                                                                  | 1.6%  |
|                  | 外国税額控除                                                            | 10%                                                                                                               | 20%    | 12%                                                                                                                   | 18%   |
|                  | 配当割額及び株式等譲渡所得                                                     | 32/100                                                                                                            | 68/100 | 2/5                                                                                                                   | 3/5   |
|                  | 割額の控除<br>優遇税率の場合                                                  | 1/3                                                                                                               | 2/3    | 2/5                                                                                                                   | 3/5*  |

- ※1. 上場株式に係る譲渡所得及び道府県民税株式等譲渡所得割は、平成19年12月31日までの間は3%の優遇税率が適用される。  
 2. 道府県民税配当割は、平成20年3月31日までの間は3%の優遇税率が適用される。  
 3. 市町村交付金は徴収取扱費を差し引いた後の税収に交付割合を乗じるので、実際の交付金割合とは異なるものとなっている。  
 4. 配当控除は、一般的な配当に係る控除率を記載している(この他の控除率は、道府県民税:市町村民税、0.6%:0.8%、0.3%:0.4%、0.15%:0.2%とする)。  
 5. 条33の8、附10、附18の4①(1)、附19①、附19の2①、附19の3①、附20①③、附20の2①、附20の2の3、附20の4①

税源移譲案による所得税・個人住民税の負担増減額(独身)

| 給与収入       | 所 得 税      |            |           | 個 人 住 民 税 |           |             | 所 得 税 + 個 人 住 民 税 |            |       |
|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------------|------------|-------|
|            | 税源移譲前      | 税源移譲後      | 負担増減額     | 税源移譲前     | 税源移譲後     | 負担増減額       | 税源移譲前             | 税源移譲後      | 負担増減額 |
| 円          | 円          | 円          | 円         | 円         | 円         | 円           | 円                 | 円          | 円     |
| 1,000,000  | 0          | 0          | 0         | 0         | 0         | 0           | 0                 | 0          | 0     |
| 2,000,000  | 64,000     | 32,000     | △ 32,000  | 34,500    | 66,500    | 32,000      | 98,500            | 98,500     | 0     |
| 3,000,000  | 124,000    | 62,000     | △ 62,000  | 64,500    | 126,500   | 62,000      | 188,500           | 188,500    | 0     |
| 4,000,000  | 188,000    | 94,000     | △ 94,000  | 96,500    | 190,500   | 94,000      | 284,500           | 284,500    | 0     |
| 5,000,000  | 258,000    | 160,500    | △ 97,500  | 163,000   | 260,500   | 97,500      | 421,000           | 421,000    | 0     |
| 6,000,000  | 328,000    | 230,500    | △ 97,500  | 233,000   | 330,500   | 97,500      | 561,000           | 561,000    | 0     |
| 7,000,000  | 474,000    | 376,500    | △ 97,500  | 307,000   | 404,500   | 97,500      | 781,000           | 781,000    | 0     |
| 8,000,000  | 634,000    | 536,500    | △ 97,500  | 387,000   | 484,500   | 97,500      | 1,021,000         | 1,021,000  | 0     |
| 9,000,000  | 794,000    | 696,500    | △ 97,500  | 467,000   | 564,500   | 97,500      | 1,261,000         | 1,261,000  | 0     |
| 10,000,000 | 966,000    | 868,500    | △ 97,500  | 553,000   | 650,500   | 97,500      | 1,519,000         | 1,519,000  | 0     |
| 11,000,000 | 1,148,000  | 1,063,700  | △ 84,300  | 657,200   | 741,500   | 84,300      | 1,805,200         | 1,805,200  | 0     |
| 12,000,000 | 1,330,000  | 1,273,000  | △ 57,000  | 775,500   | 832,500   | 57,000      | 2,105,500         | 2,105,500  | 0     |
| 13,000,000 | 1,533,000  | 1,503,300  | △ 29,700  | 893,800   | 923,500   | 29,700      | 2,426,800         | 2,426,800  | 0     |
| 14,000,000 | 1,806,000  | 1,803,600  | △ 2,400   | 1,012,100 | 1,014,500 | 2,400       | 2,818,100         | 2,818,100  | 0     |
| 15,000,000 | 2,079,000  | 2,103,900  | 24,900    | 1,130,400 | 1,105,500 | △ 24,900    | 3,209,400         | 3,209,400  | 0     |
| 16,000,000 | 2,364,000  | 2,417,400  | 53,400    | 1,253,900 | 1,200,500 | △ 53,400    | 3,617,900         | 3,617,900  | 0     |
| 17,000,000 | 2,649,000  | 2,730,900  | 81,900    | 1,377,400 | 1,295,500 | △ 81,900    | 4,026,400         | 4,026,400  | 0     |
| 18,000,000 | 2,934,000  | 3,044,400  | 110,400   | 1,500,900 | 1,390,500 | △ 110,400   | 4,434,900         | 4,434,900  | 0     |
| 19,000,000 | 3,219,000  | 3,357,900  | 138,900   | 1,624,400 | 1,485,500 | △ 138,900   | 4,843,400         | 4,843,400  | 0     |
| 20,000,000 | 3,504,000  | 3,671,400  | 167,400   | 1,747,900 | 1,580,500 | △ 167,400   | 5,251,900         | 5,251,900  | 0     |
| 25,000,000 | 5,106,100  | 5,416,000  | 309,900   | 2,365,400 | 2,055,500 | △ 309,900   | 7,471,500         | 7,471,500  | 0     |
| 30,000,000 | 6,863,600  | 7,316,000  | 452,400   | 2,982,900 | 2,530,500 | △ 452,400   | 9,846,500         | 9,846,500  | 0     |
| 40,000,000 | 10,378,600 | 11,116,000 | 737,400   | 4,217,900 | 3,480,500 | △ 737,400   | 14,596,500        | 14,596,500 | 0     |
| 50,000,000 | 13,893,600 | 14,916,000 | 1,022,400 | 5,452,900 | 4,430,500 | △ 1,022,400 | 19,346,500        | 19,346,500 | 0     |

(注) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

税源移譲案による所得税・個人住民税の負担増減額(夫婦子2人)

| 給与収入       | 所 得 税      |            |          | 個 人 住 民 税 |           |           | 所 得 税 + 個 人 住 民 税 |            |         |
|------------|------------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|------------|---------|
|            | 税源移譲前      | 税源移譲後      | 負担増減額    | 税源移譲前     | 税源移譲後     | 負担増減額     | 税源移譲前             | 税源移譲後      | 負担増減額   |
| 円          | 円          | 円          | 円        | 円         | 円         | 円         | 円                 | 円          | 円       |
| 1,000,000  | 0          | 0          | 0        | 0         | 0         | 0         | 0                 | 0          | 0       |
| 2,000,000  | 0          | 0          | 0        | 0         | 0         | 0         | 0                 | 0          | 0       |
| 3,000,000  | 0          | 0          | 0        | 9,000     | 9,000     | 0         | 9,000             | 9,000      | 0       |
| 4,000,000  | 49,000     | 24,500     | △ 24,500 | 41,000    | 65,500    | 24,500    | 90,000            | 90,000     | 0       |
| 5,000,000  | 119,000    | 59,500     | △ 59,500 | 76,000    | 135,500   | 59,500    | 195,000           | 195,000    | 0       |
| 6,000,000  | 189,000    | 94,500     | △ 94,500 | 122,000   | 216,500   | 94,500    | 311,000           | 311,000    | 0       |
| 7,000,000  | 263,000    | 165,500    | △ 97,500 | 196,000   | 293,500   | 97,500    | 459,000           | 459,000    | 0       |
| 8,000,000  | 356,000    | 258,500    | △ 97,500 | 276,000   | 373,500   | 97,500    | 632,000           | 632,000    | 0       |
| 9,000,000  | 516,000    | 418,500    | △ 97,500 | 356,000   | 453,500   | 97,500    | 872,000           | 872,000    | 0       |
| 10,000,000 | 688,000    | 590,500    | △ 97,500 | 442,000   | 539,500   | 97,500    | 1,130,000         | 1,130,000  | 0       |
| 11,000,000 | 870,000    | 772,500    | △ 97,500 | 533,000   | 630,500   | 97,500    | 1,403,000         | 1,403,000  | 0       |
| 12,000,000 | 1,052,000  | 954,500    | △ 97,500 | 631,200   | 721,500   | 90,300    | 1,683,200         | 1,676,000  | △ 7,200 |
| 13,000,000 | 1,234,000  | 1,162,600  | △ 71,400 | 749,500   | 812,500   | 63,000    | 1,983,500         | 1,975,100  | △ 8,400 |
| 14,000,000 | 1,416,000  | 1,371,900  | △ 44,100 | 867,800   | 903,500   | 35,700    | 2,283,800         | 2,275,400  | △ 8,400 |
| 15,000,000 | 1,662,000  | 1,645,200  | △ 16,800 | 986,100   | 994,500   | 8,400     | 2,648,100         | 2,639,700  | △ 8,400 |
| 16,000,000 | 1,947,000  | 1,958,700  | 11,700   | 1,109,600 | 1,089,500 | △ 20,100  | 3,056,600         | 3,048,200  | △ 8,400 |
| 17,000,000 | 2,232,000  | 2,272,200  | 40,200   | 1,233,100 | 1,184,500 | △ 48,600  | 3,465,100         | 3,456,700  | △ 8,400 |
| 18,000,000 | 2,517,000  | 2,585,700  | 68,700   | 1,356,600 | 1,279,500 | △ 77,100  | 3,873,600         | 3,865,200  | △ 8,400 |
| 19,000,000 | 2,802,000  | 2,899,200  | 97,200   | 1,480,100 | 1,374,500 | △ 105,600 | 4,282,100         | 4,273,700  | △ 8,400 |
| 20,000,000 | 3,087,000  | 3,212,700  | 125,700  | 1,603,600 | 1,469,500 | △ 134,100 | 4,690,600         | 4,682,200  | △ 8,400 |
| 25,000,000 | 4,591,800  | 4,860,000  | 268,200  | 2,221,100 | 1,944,500 | △ 276,600 | 6,812,900         | 6,804,500  | △ 8,400 |
| 30,000,000 | 6,349,300  | 6,760,000  | 410,700  | 2,838,600 | 2,419,500 | △ 419,100 | 9,187,900         | 9,179,500  | △ 8,400 |
| 40,000,000 | 9,864,300  | 10,560,000 | 695,700  | 4,073,600 | 3,369,500 | △ 704,100 | 13,937,900        | 13,929,500 | △ 8,400 |
| 50,000,000 | 13,379,300 | 14,360,000 | 980,700  | 5,308,600 | 4,319,500 | △ 989,100 | 18,687,900        | 18,679,500 | △ 8,400 |

(注) 1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。  
 2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

## 制度の概要

## 現行 [損害保険料控除]

支払った損害保険料の額に応じた  
一定の金額を所得控除

## [控除限度額]

長期損害保険: 1万円 (所得税: 1.5万円)

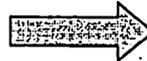
短期損害保険: 2千円 (所得税: 3千円)

ただし最大: 1万円 (所得税: 1.5万円)

改正案 [地震保険料控除]  
(平成20年度分から適用)

支払った地震保険料の1/2の額  
を所得控除

(改組)



## [控除限度額]

2.5万円 (所得税: 5万円)

経過措置として、平成18年末までに締結した  
長期損害保険に係る保険料については従前  
どおり、損害保険料控除を適用できる。

(注) 「長期損害保険」とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいい、「短期損害保険」とはそれ以外のものをいう。

## 減収見込額

45億円 (17年度)



99億円 (平年度)

- 個人住民税均等割及び所得割は、特に低所得者の税負担に配慮し、所得金額が一定水準以下である者については非課税とされている（非課税限度額制度）。
- 非課税限度額は、均等割については生活扶助基準額を、所得割については生活保護基準額を勘案して設定されており、これらの基準額の改正を踏まえ、これらの基準額程度の所得しか得ていない者が課税されないような水準に見直してきたところ。
- これらの基準額が変更されたことに伴い、均等割及び所得割の非課税限度額を見直すこととする。

## 1 均等割の非課税限度額

$$\text{所得金額} \leq 35 \text{万円} \times \left( \begin{array}{l} \text{本人、控除対象配偶者} \\ \text{及び扶養親族の合計数} \end{array} \right) + \overset{\ast}{\text{加算額}} \underline{21 \text{万円}} \text{ (現行 } 22 \text{万円)}$$

## 2 所得割の非課税限度額

$$\text{所得金額} \leq 35 \text{万円} \times \left( \begin{array}{l} \text{本人、控除対象配偶者} \\ \text{及び扶養親族の合計数} \end{array} \right) + \overset{\ast}{\text{加算額}} \underline{32 \text{万円}} \text{ (現行 } 35 \text{万円)}$$

※加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(参考) 夫婦子2人の給与所得者の場合(収入金額ベース)

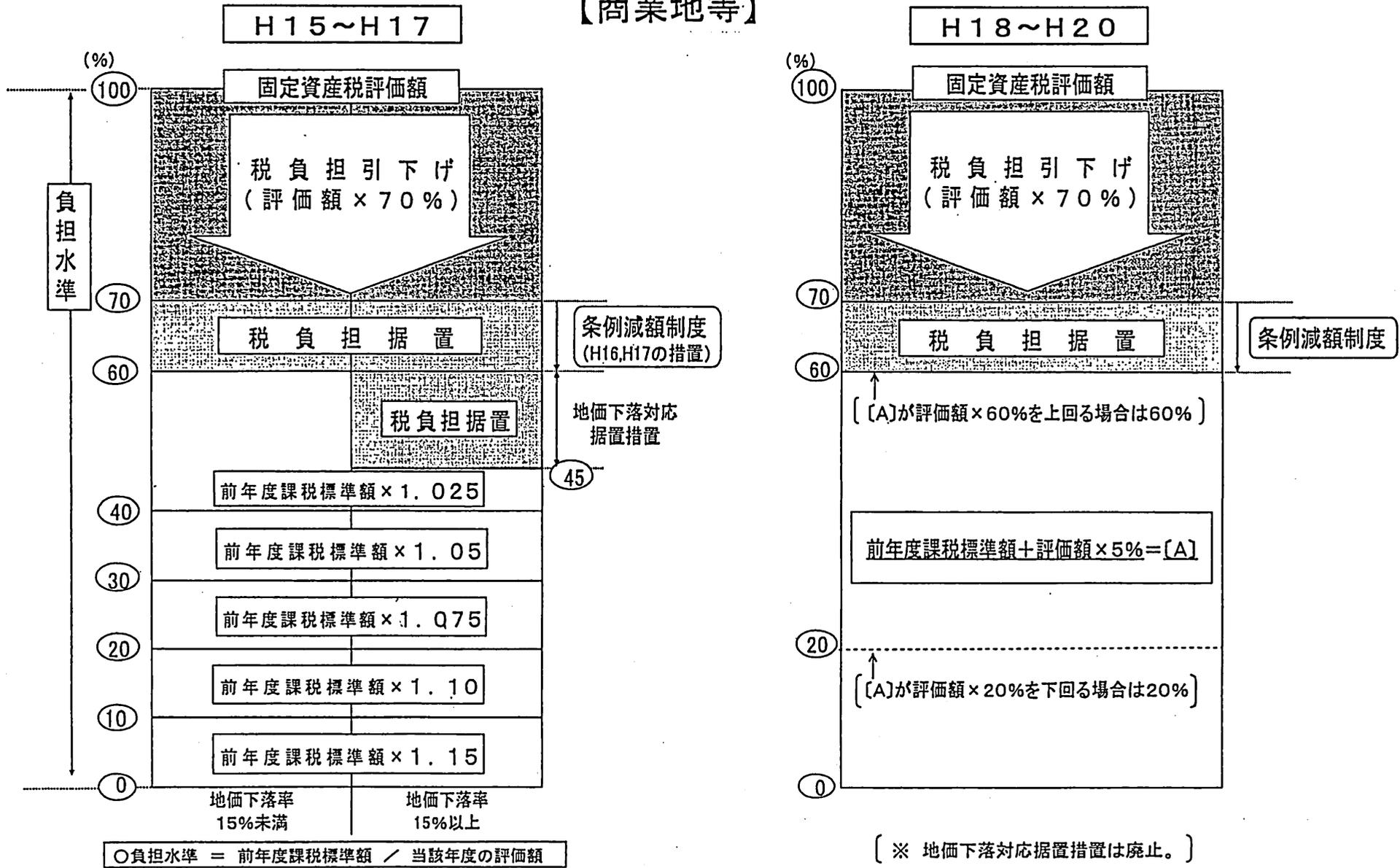
(単位:千円)

| 区 分        | 平成17年度 | 平成18年度(改正案) |
|------------|--------|-------------|
| 均等割の非課税限度額 | 2,571  | 2,557       |
| 生活扶助基準額    | 2,560  | 2,487       |
| 所得割の非課税限度額 | 2,757  | 2,714       |
| 生活保護基準額    | 2,742  | 2,669       |

(注) 各年度の生活扶助基準額及び生活保護基準額は、生活保護法の規定による一級地における前年の生活扶助基準額及び生活保護基準額である。

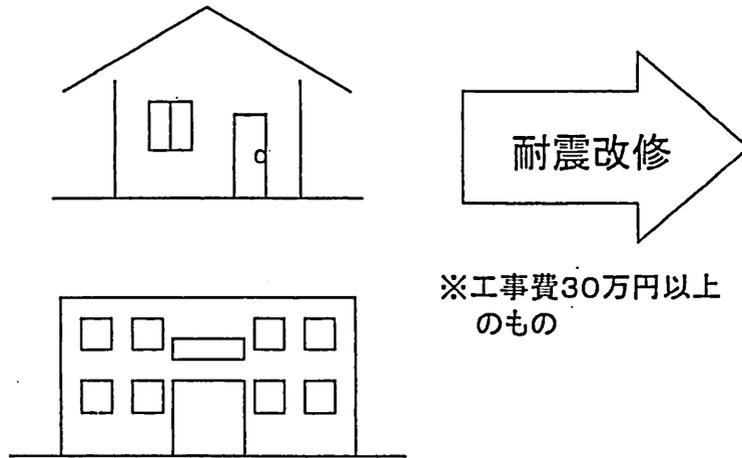
# 4 固定資産税及び都市計画税の土地に係る負担調整措置(平成18年度～20年度)

## 【商業地等】



## 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設

〔昭和57年1月1日に存していた住宅〕



【減額を受けるための手続】

- 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書<sup>(※)</sup>を添付し、市町村へ改修後3月以内に申告

(※) 証明書の発行主体：地方公共団体・建築士・指定住宅性能評価機関・指定確認検査機関

改修家屋全体に係る  
固定資産税額の1/2を減額

## ◎ 減額期間

平成18年～21年までの改修 → 3年間

平成22年～24年までの改修 → 2年間

平成25年～27年までの改修 → 1年間

※早く改修するほど減額措置を長く  
受けられる仕組み

## ◎ 減額対象床面積

1戸当たり120m<sup>2</sup>相当分まで

現下の極めて厳しい財政事情に鑑み、公債発行を極力圧縮するとの観点から、たばこ税の税率を引き上げる。(平成18年度与党税制改正大綱)

### 1 改正案 平成18年7月1日実施

旧3級品以外の製造たばこ

(単位:円/1,000本)

|         | 現行    | 改正案   | 差引   |
|---------|-------|-------|------|
| 道府県たばこ税 | 969   | 1,074 | +105 |
| 市町村たばこ税 | 2,977 | 3,298 | +321 |
| 地方計     | 3,946 | 4,372 | +426 |

(参考)

|        |       |       |      |
|--------|-------|-------|------|
| 国のたばこ税 | 3,126 | 3,552 | +426 |
| たばこ特別税 | 820   | 820   | —    |
| 国計     | 3,946 | 4,372 | +426 |

旧3級品の製造たばこ(単位:円/1,000本)

| 現行    | 改正案   | 差引   |
|-------|-------|------|
| 461   | 511   | + 50 |
| 1,412 | 1,564 | +152 |
| 1,873 | 2,075 | +202 |

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 1,484 | 1,686 | +202 |
| 389   | 389   | —    |
| 1,873 | 2,075 | +202 |

旧3級品以外の製造たばこは、  
0.852円/本の引上げ。  
国と地方の税率配分は、従来より  
1:1とされ、地方のたばこ税は、  
0.426円/本の引上げ。  
道府県と市町村の税率配分は、  
現行の税率割合とおりとされ、  
0.426円を24:6:75:4であん分

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていたエコー等6銘柄の紙巻たばこをいう。

### 2 増収見込額(地方合計)

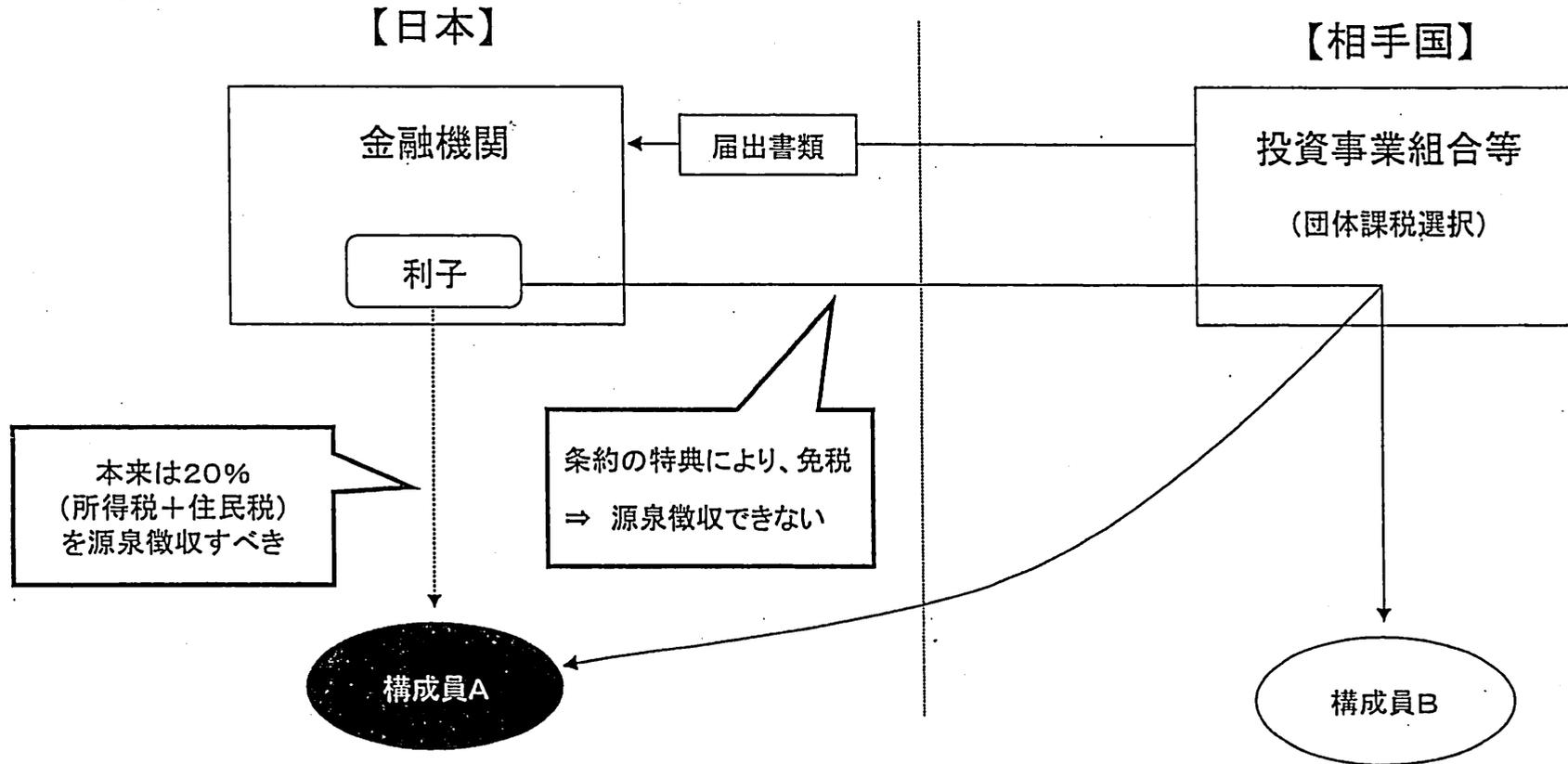
初年度 610億円 (注) 税収の帰属は売渡月の翌月末となり、新税率による増収見込月は8ヶ月(8月~3月)

平年度 882億円

### 3 手持品課税

平成18年7月1日現在、小売販売業者等が販売のために所持するたばこについて、今回の税率引上げ分の地方のたばこ税を小売販売業者等に申告納付させる予定としている。

- 投資事業組合等については、日本においては、構成員に対し直接課税。
- 相手国の投資事業組合等が、相手国において団体課税(団体に対し課税)を選択している場合には、日本に居住する構成員Aについても、免税等の条約の特典が適用される。
- 構成員Aに対しては、本来課税すべき税額について、別途課税を行うなどの規定の整備をする。



※ 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正関係

|       | 【現行(17年度改正後)】                                 |   | 【18年度改正案】 |
|-------|-----------------------------------------------|---|-----------|
| 個人住民税 | 税額の <u>7.5%</u> 相当額を控除<br>( <u>2万円</u> を限度)   | ➡ | 廃止        |
| 所得税   | 税額の <u>10%</u> 相当額を控除<br>( <u>12.5万円</u> を限度) | ➡ | 廃止        |

(注) 18年度改正案は、個人住民税については平成19年6月徴収分から、所得税については平成19年分から適用される。



新旧対照表

○福生市税賦課徴収条例の一部改正新旧対照表

部署名：課税課

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 現行                | 備考 |                                                                        |                   |                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----|------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>第1条</b><br/>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。<br/>(均等割の税率)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)</td> <td>年 300<br/>額 万<br/>円</td> </tr> <tr> <td>(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 法人等の区分            | 税率 | 1 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額) | 年 300<br>額 万<br>円 | (保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260 |  | <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に22万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。<br/>(均等割の税率)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下本節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260</td> <td>年 300<br/>額 万<br/>円</td> </tr> </tbody> </table> | 法人等の区分 | 税率 | 1 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260 | 年 300<br>額 万<br>円 | <p>例規集805頁<br/>◎個人住民税非課税限度額の改正(均等割)施行日<br/>平成18年4月1日</p> <p>806~807頁</p> <p>条文整備</p> |
| 法人等の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 税率                |    |                                                                        |                   |                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |                                                                                      |
| 1 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 年 300<br>額 万<br>円 |    |                                                                        |                   |                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |                                                                                      |
| (保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |    |                                                                        |                   |                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |                                                                                      |
| 法人等の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 税率                |    |                                                                        |                   |                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |                                                                                      |
| 1 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 年 300<br>額 万<br>円 |    |                                                                        |                   |                                                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |                                                                                      |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                |                                                 |          | 現行                                                                                                                                                                                                                 |                                                 |          | 備考 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------|----|
| 条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの |                                                 |          | 条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの |                                                 |          |    |
| 2                                                                                                                                                                                                                  | 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの    | 年額 175万円 | 2                                                                                                                                                                                                                  | 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの    | 年額 175万円 |    |
| 3                                                                                                                                                                                                                  | 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの           | 年額 41万円  | 3                                                                                                                                                                                                                  | 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの           | 年額 41万円  |    |
| 4                                                                                                                                                                                                                  | 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの     | 年額 40万円  | 4                                                                                                                                                                                                                  | 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの     | 年額 40万円  |    |
| 5                                                                                                                                                                                                                  | 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの    | 年額 16万円  | 5                                                                                                                                                                                                                  | 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの    | 年額 16万円  |    |
| 6                                                                                                                                                                                                                  | 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの  | 年額 15万円  | 6                                                                                                                                                                                                                  | 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの  | 年額 15万円  |    |
| 7                                                                                                                                                                                                                  | 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの | 年額 13万円  | 7                                                                                                                                                                                                                  | 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの | 年額 13万円  |    |
| 8                                                                                                                                                                                                                  | 資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの        | 年額 12万円  | 8                                                                                                                                                                                                                  | 資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの        | 年額 12万円  |    |
| 9                                                                                                                                                                                                                  | 前各号に掲げる法人以外の法人等                                 | 年額 5万円   | 9                                                                                                                                                                                                                  | 前各号に掲げる法人以外の法人等                                 | 年額 5万円   |    |
| 3                                                                                                                                                                                                                  | 省略                                              |          | 3                                                                                                                                                                                                                  | 省略                                              |          |    |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 備考                                                    |        |             |        |             |         |                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------|-------------|--------|-------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(所得控除)<br/>第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、<u>地震保険料控除額</u>、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> | <p>(所得控除)<br/>第33条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、<u>損害保険料控除額</u>、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>                                                                                                            | <p>807～808頁<br/>◎地震保険料控除の創設<br/>施行日<br/>平成20年1月1日</p> |        |             |        |             |         |                                                                               |
| <p>(所得割の税率)<br/>第33条の3 <u>所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                 | <p>(所得割の税率)<br/>第33条の3 <u>所得割は次の表の左欄に掲げる金額の区分により課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額と同表の左欄に掲げる金額の区分により課税山林所得金額の5分の1の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額との合計額によって課する。</u></p> <table border="1" data-bbox="760 1176 1238 1400"> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>100分の12</td> </tr> </table> | 200万円以下の金額                                            | 100分の3 | 200万円を超える金額 | 100分の8 | 700万円を超える金額 | 100分の12 | <p>808頁<br/>◎所得税から個人住民税への税源移譲(以下「税源移譲」と言う。)に伴う比例税率化<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> |
| 200万円以下の金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 100分の3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                       |        |             |        |             |         |                                                                               |
| 200万円を超える金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 100分の8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                       |        |             |        |             |         |                                                                               |
| 700万円を超える金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 100分の12                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                       |        |             |        |             |         |                                                                               |
| <p>2 省略<br/><br/>(法人税割の税率)<br/>第33条の4 <u>法人税割の税率は、100分の14.7とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                     | <p>2 省略<br/>(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)<br/>第33条の4 <u>前年において法第314条の4に規定する変動所得(以下本条において「変動所得」という。)の金額(前年前2年以内に生じた変動所得の金額があるときは、前年の変動所得の金額が前年前2年以内に生じた変動所得の金額の合計額の2分の1を超える場合の変動所得の金額に限る。)</u>及び同条に規定する臨時所得の金額の合計額が総所得金額の100分の20以上である場合において、第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに出されたものを含む。)に法第317条の2第1項第6号に掲げる事項の記載があるとき(当該申告書の提出がなかった場合又は当該申告書に当該事項の記載がなかった場合において、その提出がなかったこと</p>                               | <p>808頁<br/>税源移譲に伴う条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p>     |        |             |        |             |         |                                                                               |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 現行                                                                                                                                                                         | 備考                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| <p>(調整控除)</p> <p>第33条の6 所得割の納税義務者については、その者の第33条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>一 当該納税義務者の第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p> | <p>又はその記載がなかったことについてやむを得ない事情があると市長が認めるときを含む。)は、当該総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によって計算した金額によらず、所得税法第90条の規定の例によって計算した金額による。</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第33条の6 法人税割の税率は、100分の14.7とする。</p> | <p>808頁</p> <p>◎税源移譲に伴う調整控除の創設</p> <p>施行日</p> <p>平成19年4月1日</p> |
| <p>(外国税額控除)</p> <p>第33条の7 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の7及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>(外国税額控除)</p> <p>第33条の7 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の7及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第33条の3及び第33条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>       | <p>809頁</p> <p>条文整備</p> <p>施行日</p> <p>平成19年4月1日</p>            |
| <p>第33条の8 所得割の納税義務者が、第32条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額に計算の基礎となった</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>第33条の8 所得割の納税義務者が、第32条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額に計算の基礎となった</p>                                                                                                           | <p>施行日</p> <p>平成19年4月1日</p> <p>部分を除</p>                        |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 備考                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額</p> <p>_____を、第33条の3及び前2条_____の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>                                                                   | <p>特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額(法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額)を、第33条の3、第33条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> | <p>く</p> <p>_____部分は<br/>施行日<br/>平成20年4月1日<br/>◎税源移譲に伴う都民税と市民税の税率割合(以下「税率割合」と言う。)の改正</p> |
| <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>                                                                                    | <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除しきれなかつた_____金額があるときは、当該控除しきれなかつた_____金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、前項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた_____金額を還付し、又は当該者_____の未納に係る徴収金に充当する。</p>                                                                                                                                                           | <p>条文整備</p>                                                                              |
| <p>3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(市民税の申告)</p>                                                                                                                                        | <p>(市民税の申告)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>810頁</p>                                                                              |
| <p>第35条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、</p> | <p>第35条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、</p>                                 | <p>◎地震保険料控除の創設</p>                                                                       |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 備考                                          |        |             |        |             |         |                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------|-------------|--------|-------------|---------|-----------------------------------------------------|
| <p>寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下、この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）についてはこの限りでない。</p>                                                                                  | <p>寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下、この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）についてはこの限りでない。</p>                                                                                                                     |                                             |        |             |        |             |         |                                                     |
| <p>2～4 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>2～4 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                             |        |             |        |             |         |                                                     |
| <p>5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち、所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>                                                                                                     | <p>5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち、所得税法第226条第1項又は第3項の規定により前年の給与所得又は公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの_____に、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>                                                                                                                                                                                   | <p>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年1月1日</p>           |        |             |        |             |         |                                                     |
| <p>6及び7 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>6及び7 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                             |        |             |        |             |         |                                                     |
| <p>(分離課税に係る所得割の税率)<br/>第47条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                          | <p>(分離課税に係る所得割の税率)<br/>第47条の4 分離課税に係る所得割の額は、前条第1項の退職所得の金額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="788 1267 1266 1491"> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>100分の12</td> </tr> </table> | 200万円以下の金額                                  | 100分の3 | 200万円を超える金額 | 100分の8 | 700万円を超える金額 | 100分の12 | <p>817頁<br/>◎税源移譲に伴い比例税率化<br/>施行日<br/>平成19年1月1日</p> |
| 200万円以下の金額                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 100分の3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                             |        |             |        |             |         |                                                     |
| 200万円を超える金額                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 100分の8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                             |        |             |        |             |         |                                                     |
| 700万円を超える金額                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 100分の12                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                             |        |             |        |             |         |                                                     |
| <p>第49条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> | <p>第49条 法第348条第2項第10号から第10号の8までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の8までに規定する事業又は施設（以下本条において「社会福祉事業等」という。）を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p>                                     | <p>821頁<br/>条文整備<br/>施行日<br/>平成18年10月1日</p> |        |             |        |             |         |                                                     |
| <p>(1)～(6) 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>(1)～(6) 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                             |        |             |        |             |         |                                                     |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                            | 現行                                                                                                                                                                                                                             | 備考                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)                                                                                                                                                                                        | (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)                                                                                                                                                                                        |                                                       |
| 第50条の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。<br>(固定資産税の課税標準)                                        | 第50条の2 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の8まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。<br>(固定資産税の課税標準)                                        | 821頁<br>条文整備<br>施行日<br>平成18年<br>10月1日                 |
| 第51条の2 省略<br>2～8 省略                                                                                                                                                                                                            | 第51条の2 省略<br>2～8 省略                                                                                                                                                                                                            |                                                       |
| 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第63条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。                                                                                 | 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下本条及び第63条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで____の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。                                                                                            | 823頁<br>登録有形文化財に対する課税標準の特例の追加<br>施行日<br>平成18年4月1日     |
| 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。<br>(たばこ税の税率)                                                           | 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項____の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。<br>(たばこ税の税率)                                                                       |                                                       |
| 第83条 たばこ税の税率は、1,000本につき3,064円とする。<br>附則<br>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)                                                                                                                                                                | 第83条 たばこ税の税率は、1,000本につき2,743円とする。<br>附則<br>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)                                                                                                                                                                | 834頁<br>◎税率改正<br>施行日<br>平成18年7月1日                     |
| 第7条の2 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 | 第7条の2 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。 | 841頁<br>◎個人住民税の非課税限度額の改正<br>(所得割)<br>施行日<br>平成18年4月1日 |
| 2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。                                                                                                                                                     | 2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の3及び第33条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。                                                                                                                                                     | 条文整備<br>施行日<br>平成19年4月1日                              |



| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 備考                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| <p>の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第20条の第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</p>                                                                                            | <p>1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第20条の第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</p>                                                                                                    |                                   |
| <p>4 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>4 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                   |
| <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |                                   |
| <p>(1) 第35条の2第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第8条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。</p>                                                                                                     | <p>(1) 第35条の2第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」又は附則第8条第3項に規定する通算後譲渡損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。</p>                                                                                                                                |                                   |
| <p>(2) 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>(2) 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                   |
| <p>(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>842～843頁</p>                   |
| <p>第8条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</p> | <p>第8条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第4項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</p> | <p>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> |
| <p>2 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>2</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                   |
| <p>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年において生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合</p>                                                                                                           | <p>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年において生じた法附則第4条の2第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合(市長においてやむを</p>                                                                                                    |                                   |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 備考                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <p>_____であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段_____の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第35条の2第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第8条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。</p> <p>(2) 省略<br/>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第8条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項_____に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7</p> | <p>得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第35条の2第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失_____」とあるのは「純損失若しくは雑損失_____又は附則第8条の2第3項に規定する通算後譲渡損失_____」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。</p> <p>(2) 省略<br/>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第8条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第3項により準用される同条第1項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、本条例_____の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度以後の年度分の市民税に係る本条例_____の規定の適用については、平成7</p> | <p>843～844頁<br/>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> |



| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 備考                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <p>月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p>                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                |
| <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 844～845頁                                       |
| <p>第10条 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>第10条 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                |
| <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第35条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の3まで、第33条の6、第33条の7、附則第9条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> | <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第35条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第32条から第33条の4まで、第33条の7及び附則第9条の規定にかかわらず</p> | <p>◎税率割合の改正<br/>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> |
| <p>(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>、次に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                |
| <p>(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第32条から第33条の3まで、第33条の6、第33条の7、附則第9条第1項及び前条第1項の規定により計算した所得割の額に相当する金額</p>                                                                                                                                                                                                                            | <p>(1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の1を乗じて計算した金額</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                |
| <p>3 前項の規定の適用がある場合における第33条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第10条第2項」とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第32条から第33条の4まで、第33条の7及び附則第9条の規定により計算した所得割の額に相当する金額</p>                                                                                                                                                                                                      |                                                |
| <p>(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>3 前項の規定の適用がある場合における第33条の8第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第10条第2項」とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                | 845頁                                           |
| <p>第11条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第47条の3及び第47条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とす</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例)</p> <p>第11条 第47条の4の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額」とする。</p>                                                                                                                                                                                                                | <p>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年1月1日</p>              |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                      | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 備考                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>る。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第47条の8及び第47条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第47条の4」とあるのは、「第47条の4並びに附則第11条第1項」とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第12条の2 1～3省略</p> <p>4 法附則第16条第6項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、</p> | <p>2 第47条の8第1項又は第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号又は第2項中「その支払う退職手当等の金額について第47条の3及び第47条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応じ、附則第11条第1項の規定を適用して算定される第47条の4の金額の範囲内で定める別表に掲げる税額」と、同条第1項第2号中「その支払済の他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第47条の3及び第47条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払済の他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表に掲げる税額を求め、その税額」とする。</p> <p>3 第47条の12第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「その年中における退職手当等の金額について第47条の3及び第47条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表に掲げる税額」とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第12条の2 1～3省略</p> <p>4 法附則第16条第6項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第3条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について同法第12条第1項の規定による地方公共団体の補助を受けている旨を証する書を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称<br/>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積<br/>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日<br/>(4) 家屋の敷地の面積</p> <p>5 法附則第16条第7項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、</p> | <p>退職所得の所得割の計算が比例税率となり容易となるため別表が削除となる。</p> <p>845～846頁<br/>条文整備<br/>施行日<br/>平成18年4月1日<br/>削除</p> <p>条文繰上<br/>条文整備</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 備考                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称<br/>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積<br/>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>5 法附則第16条第7項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称<br/>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第23項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積<br/>(3) 省略</p> <p>6 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称<br/>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積<br/>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日<br/>(4) 耐震改修が完了した年月日<br/>(5) 耐震改修に要した費用<br/>(6) 耐震改修が完了したした日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第12条の3 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条の2第13項第1号に掲げる書類_____を添付した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2)省略<br/>(3) 特例適用家屋を取得し、又は改築し</p> | <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称<br/>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積<br/>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>6 法附則第16条第8項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称<br/>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積<br/>(3) 省略</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>6 (要旨)<br/>◎住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設</p> </div> <p>(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第12条の3 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条の2第13項第1号に掲げる書類(法附則第16条第6項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第4項に規定する書類を含む。)を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2)省略<br/>(3) 特例適用家屋を取得し、又は改築し</p> | <p>備考</p> <p>条文繰上<br/>条文整備</p> <p>新設</p> <p>846～847頁</p> <p>条文整備<br/>施行日<br/>平成18年4月1日</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 備考                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>た年月日(法附則第16条第1項、第2項又は第5項)の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第1項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項)</p> <p>(4)～(6)省略</p> <p>2 省略</p> <p>(土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第13条 次条から附則第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2)省略</p> <p>(3) <u>住宅用地</u> 法附則第17条第3号</p> <p>(4) <u>商業地等</u> 法附則第17条第4号</p> <p>(5) <u>負担水準</u> 法附則第17条第8号イ</p> <p>(6) <u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u> 法附則第18条第7項(附則第15条の場合にあっては法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第7項、附則第15条の3の場合にあっては法附則第19条の4第5項において準用する法附則第18条第7項)</p> <p>(7) <u>市街化区域農地</u> 法附則第19条の2第1項</p> <p>(8) <u>平成5年度適用市街化区域農地</u> 法附則第19条の3第4項</p> <p>(平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例)</p> <p>第13条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の2の規定にかかわらず、平成19年度分又は平成20年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成19年度適用土地</u>又は<u>平成19年度類似適用土地</u>であって、平成20年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附</p> | <p>た年月日(法附則第16条第1項、第2項、第5項又は第6項)の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第1項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項)</p> <p>(4)～(6)省略</p> <p>2 省略</p> <p>(土地に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第13条 次条から附則第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2)省略</p> <p>(3) <u>負担水準</u> 法附則第17条第6号イ</p> <p>(4) <u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u> 法附則第18条第2項(附則第15条の場合にあっては法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第2項、附則第15条の3の場合にあっては法附則第19条の4第2項において準用する法附則第18条第2項)</p> <p>(5) <u>市街化区域農地</u> 法附則第19条の2第1項</p> <p>(6) <u>平成5年度適用市街化区域農地</u> 法附則第19条の3第4項</p> <p>(平成16年度又は平成17年度における土地の価格の特例)</p> <p>第13条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の2の規定にかかわらず、平成16年度分又は平成17年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成16年度適用土地</u>又は<u>平成16年度類似適用土地</u>であって、平成17年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附</p> | <p>備考</p> <p>847頁<br/>条文整備<br/>施行日<br/>平成18年4月1日</p> <p>847頁<br/>条文整備<br/>施行日<br/>平成18年4月1日</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 備考      |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|----------|-------|---------------|------|---------------|-------|---------------|-----|----------|------|--------------------------------------------------------------------|
| <p>則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。<br/>(宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第14条 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合</p> | <p>則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。<br/>(宅地等に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第14条 宅地等(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に当該宅地等の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <table border="1" data-bbox="791 1232 1262 1489"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。)である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が0.8以上のものに対する前項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。</p> | 負担水準の区分 | 負担調整率 | 0.4以上のもの | 1.025 | 0.3以上0.4未満のもの | 1.05 | 0.2以上0.3未満のもの | 1.075 | 0.1以上0.2未満のもの | 1.1 | 0.1未満のもの | 1.15 | <p>847～848頁</p> <p>◎固定資産税の土地に係る負担調整措置の改正<br/>施行日<br/>平成18年4月1日</p> |
| 負担水準の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 負担調整率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                                                    |
| 0.4以上のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1.025                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                                                    |
| 0.3以上0.4未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1.05                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                                                    |
| 0.2以上0.3未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1.075                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                                                    |
| 0.1以上0.2未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1.1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                                                    |
| 0.1未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1.15                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                                                    |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現行                                                                                                                       | 備考 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>3 商業地等(法附則第18条第4項に規定する商業地等をいう。以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上のものであるものに対する第1項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。</p> |    |
| <p>3 第1項の規定の適用を受ける住宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>          |                                                                                                                          |    |
| <p>4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「住宅用地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。</p> |                                                                                                                          |    |
| <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>       |                                                                                                                          |    |
| <p>6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                          |    |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 備考                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <p>成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p>                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第14条の2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p> | <p>848頁<br/>前条と同じ</p> |
| <p>第14条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条の規定に基づき、平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しないこととする。<br/>（農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>                                                                                                                                     | <p>第14条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成12年法律第4号）附則第10条の規定に基づき、平成12年度から平成14年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しないこととする。<br/>（農地に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>                                                                                                                                        | <p>848頁<br/>前条と同じ</p> |
| <p>第15条 農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお</p> | <p>第15条 農地に係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額</p> <hr/> <p>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合にお</p>                                                                                   | <p>前条と同じ</p>          |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 備考                                                          |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------|----------|-------|---------------|------|---------------|-------|---------------|-----|----------|------|--|
| <p>る固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>る固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |  |
| <p>第15条の3 市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> | <p>第15条の3 市街化区域農地に係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p>                                                                                                                                                               | <p>849頁<br/>◎固定資産税の土地に係る負担調整措置の改正<br/>施行日<br/>平成18年4月1日</p> |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |  |
| <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の8を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>                                                                                                        | <table border="1" data-bbox="776 1093 1251 1435"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに対する前項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。</p> | 負担水準の区分                                                     | 負担調整率 | 0.4以上のもの | 1.025 | 0.3以上0.4未満のもの | 1.05 | 0.2以上0.3未満のもの | 1.075 | 0.1以上0.2未満のもの | 1.1 | 0.1未満のもの | 1.15 |  |
| 負担水準の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 負担調整率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |  |
| 0.4以上のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1.025                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |  |
| 0.3以上0.4未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1.05                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |  |
| 0.2以上0.3未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1.075                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |  |
| 0.1以上0.2未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1.1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |  |
| 0.1未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1.15                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |  |
| <p>3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整固</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |  |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 備考                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <p>定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                      |
| <p>4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地据置固定資産税額とする。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>(価格が著しく下落した土地に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第15条の4 平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税に限り、宅地評価土地(法附則第20条に規定する宅地評価土地をいう。)のうち当該宅地評価土地の当該年度の価格下落率(法附則第20条各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める数値を1から減じて得た数値をいう。)が0.15以上であり、かつ、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準が0.5(当該宅地評価土地が小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。)である場合にあつては0.55とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあつては0.45とする。)以上であるもののうち附則第14条第2項若しく</p> | <p>850頁</p> <p>適用期限切れにより削除<br/>施行日<br/>平成18年4月1日</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 備考                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第18条 附則第14条、第15条、第15条、第15条の2又は第15条の3<br/> <u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第53条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第14条、第15条又は第15条の3</u><br/> <u>の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第15条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)</u>については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> | <p>は第3項、第14条の2又は前条第2項の規定の適用を受ける土地以外の土地に対する附則第14条、第15条又は前条の規定の適用については、附則第14条第1項の表中「1.025」とあるのは、「1」とし、附則第15条の表中「1.025」とあり、「1.05」とあり、「1.075」とあり、及び「1.1」とあるのは「1」とし、前条第1項の表中「1.025」とあるのは「1」とする。</p> <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第18条 附則第14条、附則第14条の2、附則第15条、附則第15条の2又は附則第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第53条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第14条、附則第14条の2、附則第15条又は附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第15条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p>                                                 | <p>851頁<br/>           条文整備<br/>           施行日<br/>           平成18年4月1日</p> |
| <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第18条の2の3 附則第14条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等(附則第13条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条第1号及び第125条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第14条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅</p>               | <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第18条の2の3 附則第14条第1項<br/> <u>の規定の適用がある宅地等(附則第13条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)</u>に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条第1号及び第125条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第14条第1項<br/>           に規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 附則第14条の2の規定の適用がある商業地等(附則第14条第3項に規定する商業地等をいうものとし、法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある商業地等を除く。)に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条第1号及び第125条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第14条の2に規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>3 法附則第11条の5第1項に規定する宅</p> | <p>852頁<br/>           条文整備<br/>           施行日<br/>           平成18年4月1日</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 備考                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <p>地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成21年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」と、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> | <p>地評価土地の取得のうち平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」と、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> |                                            |
| <p>3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第115条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。</p>                                                                                                                                             | <p>4 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第115条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。</p>                                                                                                                                              |                                            |
| <p>4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額)をいう。<br/>(1) 宅地評価土地(宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。)当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額<br/>(2) 省略</p>                                                                             | <p>5 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額)をいう。<br/>(1) 宅地評価土地(法附則第20条に規定する宅地評価土地をいう。以下同じ。)当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額<br/>(2) 省略</p>                                                                                     |                                            |
| <p>5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。<br/>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p>                                                                                                                                    | <p>6 法附則第31条の3第4項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条第1号(第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。<br/>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p>                                                                                                                                |                                            |
| <p>第18条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中の租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第32条、第33条の3及び第33条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対</p>                                                                                        | <p>第18条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中の租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第32条、第33条の3及び第33条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対</p>                                                                                         | <p>853頁<br/>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> |



| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 備考                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <p>項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の<u>100分の3</u>に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、<u>法附則第35条第5項後段</u>の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「<u>      </u>所得割の額」とあるのは「<u>      </u>所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土</p> | <p>項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により<u>      </u>適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の<u>100分の3.4</u>に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、<u>法附則第35条第5項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</u></p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第33条の7、第33条の8第1項及び附則第9条第1項</u>の規定の適用については、これらの規定中「<u>場合の</u>所得割の額」とあるのは「<u>場合の</u>所得割の額及び附則第19条第1項<u>      </u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第21条の2第4項の規定の適用については、同項中「除く。)の額」とあるのは「除く。)の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第19条の2 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土</p> | <p>◎税率割合の改正</p> <p>844～845頁</p> <p>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 備考              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <p>地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下本条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> | <p>地等をいう。以下本条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下本条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下本条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.7に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 54万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3.4に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下本項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第7項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の2又は第37条の9の3の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> | <p>◎税率割合の改正</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 備考                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| <p>(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)<br/>第19条の3 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第19条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の<u>100分の2.4</u>に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア <u>144万円</u></p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の<u>100分の3</u>に相当する金額</p>                                                                                                                                                                  | <p>(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)<br/>第19条の3 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第19条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の<u>100分の2.7</u>に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア <u>162万円</u></p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の<u>100分の3.4</u>に相当する金額</p>                                                                                                                                                                     | <p>855頁</p> <p>施行日<br/>平成19年4月1日</p> <p>◎税率割合の改正による。</p>     |
| <p>2 省略<br/>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)<br/>第20条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号<br/>____の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の<u>100分の5.4</u>に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第19条第1</p> | <p>2 省略<br/>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)<br/>第20条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項において準用する附則第19条第3項第1号の規定により____適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の<u>100分の6</u>に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第19条第1</p> | <p>855～856頁</p> <p>施行日<br/>平成19年4月1日</p> <p>◎税率割合の改正による。</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                            | 現行                                                                                                                                                                                                   | 備考                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| <p>項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、<u>法附則第34条第4項後段</u>の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p>                                                                       | <p>項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、<u>法附則第34条第4項</u>において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p>                                                                                |                                   |
| <p>3 第1項に規定する譲渡所得で、<u>法附則第35条第7項</u>に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の5.4</u>」とあるのは、「<u>100分の3</u>」とする。</p>                                                                 | <p>3 第1項に規定する譲渡所得で、<u>法附則第35条第3項</u>に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の6</u>」とあるのは、「<u>100分の3.4</u>」とする。</p>                                                                                       | ◎税率割合の改正による。                      |
| <p>4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。</p>                                                         | <p>4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち法附則第35条第3項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。</p>                                                                               |                                   |
| <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>                                                                                                                                         | <p>5 附則第19条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>附則第19条第1項</u>」とあるのは「<u>附則第20条第1項</u>」と、「<u>長期譲渡所得の金額</u>」とあるのは「<u>短期譲渡所得の金額</u>」と、「<u>第31条第1項</u>」とあるのは「<u>第32条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> | 条文整備                              |
| <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「<u>総所得金額</u>」とあるのは、「<u>総所得金額、附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額</u>」とする。</p>                                                                                 |                                                                                                                                                                                                      |                                   |
| <p>(2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p>                                     |                                                                                                                                                                                                      |                                   |
| <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「<u>又は山林所得金額</u>」とあるのは「<u>若しくは山林所得金額又は附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額</u>」と、「<u>若しくは山林所得金額</u>」とあるのは、「<u>山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額</u>」とする。</p> |                                                                                                                                                                                                      |                                   |
| <p>(4) 附則第7条の2の適用については、同条第1項中「<u>山林所得金額</u>」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する短期譲渡所得の金額</u>」と、同条第2項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</p>         |                                                                                                                                                                                                      |                                   |
| <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>                                                                                                                                            | <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>                                                                                                                                                                  | 856～857頁                          |
| <p>第20条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等について第32条及び第33条の3の</p>                                                                      | <p>第20条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等について第32条及び第33条の3の</p>                                                                                            | <p>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 備考                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <p>規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。))に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第32条第6項の規定により同条第5項の規定を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項及び附則第20条の2の3において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> | <p>規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第1項に定めるところにより計算した金額(以下この項及び次項並びに</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>____附則第20条の2の3において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第4項第1号の規定により____適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>                                                                                                          | <p>◎税率割合の改正による。</p> |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>2 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>3 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に、特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことにつきやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> | <p>条文整備</p>         |
| <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用について</p>                                                                                                                                                                                                               | <p>4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の7、第33条の8第1項及び附則第9条第1項<br/>____の規定の適用について</p>                                                                                                                                                                                                                         |                     |



| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 備考                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| <p>以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたもの及びそのときまでに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)</p>                                             | <p>以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令附則第18条の2第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたもの及びそのときまでに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)</p>                                                            | <p>857～858頁</p>                                                    |
| <p>第20条の2の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第20条の2第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、附則第20条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第2項第1号の規定により適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する額とする。</p> <p>(特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例)</p> | <p>第20条の2の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第20条の2第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第1項から第4項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、附則第20条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第4項第1号の規定により適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する額とする。</p> <p>(特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例)</p> | <p>◎税率割合の改正による条文整備</p> <p>都41：市59<br/>↓<br/>40：60</p> <p>858頁</p>  |
| <p>第20条の2の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)</p> <p>第20条の2の5 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第35条</p>                                                                                                                                                                                               | <p>第20条の2の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第1項及び第2項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)</p> <p>第20条の2の5 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第35条</p>                                                                                                                                                                                             | <p>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> <p>858～859頁<br/>条文整備<br/>施行日</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 備考                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| <p>の2の6第8項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における附則第20条の2第1項_____及び附則第20条の2の3の規定の適用については、附則第20条の2第1項中_____「計算した金額( )とあるのは、「計算した金額(附則第20条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と附則第20条の2の3中「計算した金額( )とあるのは「計算した金額(附則第20条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</p> <p>3及び4 省略<br/>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第20条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(法附則第35条の3第11項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第18条の6第22項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式</p> | <p>の2の6第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本条_____において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における附則第20条の2第1項から第3項まで及び附則第20条の2の3の規定の適用については、附則第20条の2第1項及び附則第20条の2の3中「計算した金額( )とあるのは、「計算した金額(附則第20条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」</p> <p>_____とする。</p> <p>3及び4 省略<br/>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第20条の3 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下本条_____において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下本条_____において同じ。)により取得(法附則第35条の3第1項に規定する取得をいう。以下本条_____において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第18条の6第1項に規定する者を除く。以下本条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式</p> | <p>平成19年4月1日</p> <p>859～861頁</p> <p>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> |



| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 備考                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| <p>当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18の6第35項に定める期間が3年を超える場合に限る。)をした場合における附則第20条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6第36項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の6、第33条の7、第33条の8第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「<u>          </u>所得割の額」とあるのは、「<u>          </u>所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の</p> | <p>当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18の6第13項に定める期間が3年を超える場合に限る。)をした場合における附則第20条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6第14項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下本項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により<u>          </u>適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第33条の7、第33条の8第1項及び附則第9条第1項<u>          </u>の規定の適用については、これらの規定中「<u>場合の</u>所得割の額」とあるのは、「<u>場合の</u>所得割の額及び附則第20条の4第1項<u>          </u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の</p> | <p>861頁</p> <p>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> <p>◎税率割合の<br/>改正</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 備考                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)</p> <p>第20条の5 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の6 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定のある場合には、その適用後の金額)に100分5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度</p> | <p>額及び 附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第21条の2第4項の規定の適用については、同項中「除く。)の額」とあるのは、「除く。)の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)</p> <p>第20条の5 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第2項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第35条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。</p> <p>2～4 省略</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>第20条の6 (要旨)</p> <p>租税条約の適用がある場合の相手国の投資事業組合等の構成員に対する条約適用利子配当等への課税の特例</p> </div> | <p>861～862頁</p> <p>条文整備<br/>施行日<br/>平成19年4月1日</p> <p>新設<br/>施行日<br/>平成18年4月1日</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現行 | 備考 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| <p>税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第33条の7、第33条の8第1項及び附則第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第21条の2第4項の規定の適用については、同項中「除く。)の額」とあるのは、「除く。)の額並びに附則第20条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、</p> |    |    |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 現行 | 備考 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| <p>その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5(平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2)を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の3の2第2項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2)の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規制の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第33条の7、第33条の8第1項及び附則第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の8第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の6第4項」とする。</p> <p>(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用につい</p> |    |    |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現行                                                                                                                                                                                                           | 備考                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>ては、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第3項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第21条の2第4項の規定の適用については、同項中「除く。」の額とあるのは、「除く。」の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第33条の8第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。</p> <p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第21条 平成18年7月1日以後に第80条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第83条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>3,298円</u>とする。</p> <p>2 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定に</p> | <p>(たばこ税の税率の特例)</p> <p>第21条 平成15年5月1日以後に第80条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第83条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>2,977円</u>とする。</p> <p>2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定に</p> | <p>862頁</p> <p>◎税率の改正<br/>施行日<br/>平成18年7月1日</p> |

| 改正案                                                                                                                                               | 現行                                                                                                                                                                                                                                                               | 備考                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| <p>よる廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第83条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>1,564円</u>とする。</p> | <p>よる廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第83条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>1,412円</u>とする。</p>                                                                                                                |                           |
| <p>3 省略</p>                                                                                                                                       | <p>3 省略</p>                                                                                                                                                                                                                                                      |                           |
|                                                                                                                                                   | <p><u>（個人の市民税の負担軽減に係る特例）</u></p>                                                                                                                                                                                                                                 | <p>862～863頁</p>           |
|                                                                                                                                                   | <p><u>第21条の2 法附則第40条第1項に規定する抜本的な見直しを行うまでの間、次項から第4項までに定めるところにより個人の市民税の特例措置を講ずる。</u></p>                                                                                                                                                                           | <p>削除</p>                 |
|                                                                                                                                                   | <p><u>第4項までに定めるところにより個人の市民税の特例措置を講ずる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                    | <p>施行日</p>                |
|                                                                                                                                                   | <p><u>第4項までに定めるところにより個人の市民税の特例措置を講ずる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                    | <p>平成19年4月1日</p>          |
|                                                                                                                                                   | <p>2 <u>第33条の2の規定の適用については、同条中「及び第3項から第12項まで」とあるのは、「第3項から第12項まで及び法附則第40条第2項から第4項まで」とする。</u></p>                                                                                                                                                                   |                           |
|                                                                                                                                                   | <p>3 <u>平成11年度以後の各年度分の個人の市民税に係る第33条の3第1項及び第47条の4並びに別表の規定の適用については、第33条の3第1項の表及び第47条の4の表中「100分の12」とあるのは「100分の10」と、別表中「5.4%を乗じて算出した金額から342,000円を控除した金額」とあるのは「4.5%を乗じて算出した金額から216,000円を控除した金額」とする。</u></p>                                                           |                           |
|                                                                                                                                                   | <p>4 <u>平成11年度以後の各年度分の個人の市民税について、法附則第40条第8項及び第9項に規定するところにより控除すべき市民税に係る定率による税額控除の額を、第33条の3及び第33条の4の規定を適用した場合の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から控除する。この場合における第33条の8第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第21条の2第4項」とする。</u></p>                                                 | <p>◎定率減税の廃止</p>           |
|                                                                                                                                                   | <p>別表 削除</p>                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>865～880頁</p>           |
|                                                                                                                                                   | <p>別表</p>                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>別表</p>                 |
|                                                                                                                                                   | <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>                                                                                                                                                                                                                         | <p>退職所得に係る市民税の特別徴収税額表</p> |
|                                                                                                                                                   | <p>第20条の6 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定のある場合には、そ</p> | <p>施行日</p>                |
|                                                                                                                                                   | <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p>                                                                                                                                                                                                                         | <p>施行日の違いによる条文整備</p>      |
|                                                                                                                                                   | <p>第20条の6 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定のある場合には、そ</p> | <p>施行日</p>                |
|                                                                                                                                                   | <p>（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定のある場合には、そ</p>                                                                                                                                                                              | <p>平成18年4月1日</p>          |
|                                                                                                                                                   | <p>（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定のある場合には、そ</p>                                                                                                                                                                              | <p>旧条例適用</p>              |
|                                                                                                                                                   | <p>（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定のある場合には、そ</p>                                                                                                                                                                              | <p>平成19年</p>              |
|                                                                                                                                                   | <p>（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定のある場合には、そ</p>                                                                                                                                                                              | <p>4月1日以降</p>             |
|                                                                                                                                                   | <p>（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定のある場合には、そ</p>                                                                                                                                                                              | <p>新条例適用</p>              |





| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 備考                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <p>租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第3項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第33条の8 _____ の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項と、同条第3項中「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。</p> <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。た</p> | <p>租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第3項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(5) 附則第21条の2第4項の規定の適用については、同項中「除く。)の額」とあるのは、「除く。)の額並びに附則第20条の6第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第33条の8第1項の規定の適用については、同項 _____ 中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項と、 _____ 「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。</p> | <p>施行日<br/>平成19年4月1日</p> <p>施行期日<br/>平成18年4月1日</p> |



| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現行 | 備考           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------|
| <p>従前の例による。</p> <p>2 新条例第33条の3第1項及び第33条の6並びに附則第10条第2項、第19条第1項、第19条の2第1項、第19条の3第1項、第20条第1項及び第3項、第20条の2第1項、第20条の2の3並びに第20条の4第1項の規定は、平成19年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第47条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（新条例第47条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、福生市税賦課徴収条例附則第21条の2第3項の規定は、適用しない。</p> <p>4 新条例第33条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>5 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第33条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。</p> <p>6 新条例第33条の8及び第2条規定による改正後の福生市税賦課徴収条例附則第20条の6第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>7 平成18年度分の個人の市民税に限り、施行日の前日において第1条の規定による改正前の福生市税賦課徴収条例（以下この項及び次条第1項において「旧条例」という。）第24条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第35条の2第1項本文の規定による申告書</p> |    | <p>例による。</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現行 | 備考                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------|
| <p>の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第35条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。</p> <p>8 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この項において「合計課税所得金額」という。)が、新条例第33条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第19条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第20条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第20条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第20条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第20条の6第1項に規定する条約適用利子等の額(同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び新条例附則第20条の6第3項に規定する条約適用配当等の額(同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額が、新条例第33条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)を、新条例中所得割に関する部分(新条例第33条の8の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から減額する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の平成19年度分の新</p> |    | <p>個人市民税の平成19年度の税源移譲の調整控除に係る経過措置</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 現行 | 備考 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| <p>条例第33条の3の規定による所得割の額から新条例第33条の6の規定による控除額を控除した金額</p> <p>(2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧条例附則第21条の2第3項の規定により読み替えられた旧条例第33条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額</p> <p>2 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年3月31日条例第18号）附則第2条第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第33条の8の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年3月31日条例第18号）附則第2条第6項の規定による所得割の額」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。</p> <p>4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。</p> <p>5 市長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第33条の8第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。</p> <p>6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する</p> <p>7 市長は、第1項の規定の適用を受けよう</p> |    |    |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行 | 備考                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>とする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額(以下この項において「特例減額」という。)をした場合にあつては、その旨(第5項又は第6項の規定による還付又は充当をした場合にあつては、その旨を含む。)を、特例減額をしない場合にあつては、その旨を遅滞なく通知する。</p> <p>8 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の14第1項のきていは、第6項の規定による充当について準用する。<br/>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第4条 別段の定めのある場合を除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第49条及び第50条の2の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。<br/>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 平成18年7月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第80条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第10号)附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合</p> |    | <p>固定資産税に関する経過措置<br/>適用日以前のものはお、従前の例による。</p> <p>市たばこ税に関する経過措置<br/>主に平成18年7月1日以前に仕入れたたばこに係る課税<br/>(手持品課税)</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 現行 | 備考 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| <p>における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市町村たばこ税を課する。</p> <p>(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき321円</p> <p>(2) 新条例附則第21条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円</p> <p>3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、その申告にかかる税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第82条第2項、第86条第4項及び第5項並びに第89条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第86条第1項若しくは第2項、」とあるのは「福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成18年条例第21号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。）附則第5条第4項」と、同条第2号及び第3号中「第86条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第3項」と、新条例第82条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第2項」と、新条例第86条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と、新条例第89条第2項中「第86条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡</p> |    |    |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 現行 | 備考 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| <p>した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第87条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第86条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5.様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>第6条 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年3月31日条例第18号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第2条第6項中、「、第33条の4及び前条」を「及び前2条」に改める。</p> |    |    |

新旧対照表

○福生市都市計画税条例の一部改正新旧対照表

部署名：課税課

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 備考      |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|----------|-------|---------------|------|---------------|-------|---------------|-----|----------|------|------------------------------------------|
| <p>附 則<br/>(宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等)であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用</p> | <p>附 則<br/>(宅地等に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2 宅地等(附則第5項の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <table border="1" data-bbox="738 1346 1208 1615"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。)である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が0.8以上のものに対する前項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。</p> | 負担水準の区分 | 負担調整率 | 0.4以上のもの | 1.025 | 0.3以上0.4未満のもの | 1.05 | 0.2以上0.3未満のもの | 1.075 | 0.1以上0.2未満のもの | 1.1 | 0.1未満のもの | 1.15 | <p>例規集966頁<br/>◎都市計画税の土地に係る負担調整措置の改正</p> |
| 負担水準の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 負担調整率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                          |
| 0.4以上のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1.025                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                          |
| 0.3以上0.4未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1.05                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                          |
| 0.2以上0.3未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1.075                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                          |
| 0.1以上0.2未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1.1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                          |
| 0.1未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1.15                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                                          |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 備考       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| <p>地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |
| <p>4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>                                                   | <p>4 商業地等（法附則第18条第4項に規定する商業地等をいう。以下同じ。）のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6のものに対する第2項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。</p>                                                                                                                                                                  | 966～967頁 |
| <p>5 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。</p> | <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> | 967頁     |
| <p>6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に</p>                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |          |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 現行                                                                                  | 備考          |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------|-------|---------------|------|---------------|-------|----------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|----------|-------|---------------|------|---------------|-------|----------|-----|--|
| <p>おける都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>（農地に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>                                    | <p>967頁</p> |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| <p>8 農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <table border="1" data-bbox="169 1680 646 1904"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降各年度分の都市計画税の特例）</p> | 負担水準の区分                                                                             | 負担調整率       | 0.9以上のもの | 1.025 | 0.8以上0.9未満のもの | 1.05 | 0.7以上0.8未満のもの | 1.075 | 0.7未満のもの | 1.1 | <p>6 農地に係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額</p> <p>に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <table border="1" data-bbox="749 1680 1219 1904"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降各年度分の都市計画税の特例）</p> | 負担水準の区分 | 負担調整率 | 0.9以上のもの | 1.025 | 0.8以上0.9未満のもの | 1.05 | 0.7以上0.8未満のもの | 1.075 | 0.7未満のもの | 1.1 |  |
| 負担水準の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 負担調整率                                                                               |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| 0.9以上のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1.025                                                                               |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| 0.8以上0.9未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1.05                                                                                |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| 0.7以上0.8未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1.075                                                                               |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| 0.7未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1.1                                                                                 |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| 負担水準の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 負担調整率                                                                               |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| 0.9以上のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1.025                                                                               |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| 0.8以上0.9未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1.05                                                                                |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| 0.7以上0.8未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1.075                                                                               |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| 0.7未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1.1                                                                                 |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |
| <p>9 前項の規定にかかわらず、市税条例附則第15条の2の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「固定資産税の課税標準</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>7 前項の規定にかかわらず、市税条例附則第15条の2の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「固定資産税の課税標準</p> |             |          |       |               |      |               |       |          |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |         |       |          |       |               |      |               |       |          |     |  |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 備考          |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------|----------|-------|---------------|------|---------------|-------|---------------|-----|----------|------|-----------------|
| <p>となるべき価格の3分の1の額」とあるのは「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」として、同条の規定の例により算定した税額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>となるべき価格の3分の1の額」とあるのは「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」として、同条の規定の例により算定した税額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>8 市街化区域農地に係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第15条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <table border="1" data-bbox="760 974 1235 1238"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.3以上0.4未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.2以上0.3未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.1以上0.2未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.1未満のもの</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに対する前項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。<br/>（価格が著しく下落した土地に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> | 負担水準の区分     | 負担調整率 | 0.4以上のもの | 1.025 | 0.3以上0.4未満のもの | 1.05 | 0.2以上0.3未満のもの | 1.075 | 0.1以上0.2未満のもの | 1.1 | 0.1未満のもの | 1.15 | <p>967～968頁</p> |
| 負担水準の区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 負担調整率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                 |
| 0.4以上のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1.025                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                 |
| 0.3以上0.4未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1.05                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                 |
| 0.2以上0.3未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1.075                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                 |
| 0.1以上0.2未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1.1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                 |
| 0.1未満のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1.15                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                 |
| <p>10 市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第15条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて</p> | <p>10 平成15年度から平成17年度までの各年度分の都市計画税に限り、宅地評価土地（法附則第20条に規定する宅地評価土地をいう。）のうち当該宅地評価土地の当該年度の価格下落率（法附則第20条各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める数値を1から減じて得た数値をいう。）が0.15以上であり、かつ、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準が0.5（当該宅地評価土地が小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。）である場合にあっては0.55とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあっては0.45とする。）以上であるもののうち附則第3項から第5項まで又は前項の規定の適用を受ける土地以外の土地に</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>968頁</p> |       |          |       |               |      |               |       |               |     |          |      |                 |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現行                                                                          | 備考 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>対する附則第 2 項又は第 8 項の規定の適用については、附則第 2 項の表及び第 8 項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。</p> |    |
| <p>11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>              |                                                                             |    |
| <p>12 附則第 10 項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> |                                                                             |    |
| <p>13 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が 0.8 以上のものに係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで</p>                                                                                                                                     |                                                                             |    |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 備考                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| <p><u>の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税額標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この項において「市街化区域農地据置都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                      |
| <p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                      |
| <p>14 市税条例附則第15条の5及び第15条の6の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、これらの規定中「固定資産税」とあるのは「都市計画税」とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>11 市税条例附則第15条の5及び第15条の6の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、これらの規定中「固定資産税」とあるのは「都市計画税」とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>条文繰下</p>          |
| <p>15 附則第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第2項、第5項及び第6の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第7項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第3項及び第5項の「住宅用地」</u>よは法附則第17条第3号に、<u>附則第3項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条の第4号に、附則第5項から第8項まで及び第13項</u>の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第9項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第5項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に規定するところによる。</u></u></p> | <p>12 附則第2項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第2項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第2項に、</u><br/><br/><u>附則第2項から第6項まで及び第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第6号口に、附則第6項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第2項に、附則第7項から第9項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第2項において読み替えて準用される法附則第18条第2項に規定するところによる。</u></u></p> | <p>条文繰下<br/>条文整備</p> |
| <p>16 <u>法附則第15条第2項、第15項、第16項、第35項、第37項、第41項、第44項、第45項、第47項、第48項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項又は第58項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第38項」とあるのは「若しくは第38項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>13 <u>法附則第15条第3項、第17項、第18項、第39項、第41項、第45項、第48項、第49項、第51項、第52項若しくは第54項から第59項まで</u><br/><u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第38項」とあるのは「若しくは第38項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>                                                                                                                                                                                         | <p>条文繰下<br/>条文整備</p> |
| <p>17 地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）<u>附則第15条の規定に基づき、平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>14 地方税法等の一部を改正する法律（平成12年法律第4号）<u>附則第10条の規定に基づき、平成12年度から平成14年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の2において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>条文繰下<br/>条文整備</p> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 備考                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <p>(昭和45年度分の都市計画税の納期の特例)</p> <p>18 昭和45年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から6月1日まで」とする。(市街化区域農地に対して課する都市計画税の減額)</p>                                                                                                                                                            | <p>(昭和45年度分の都市計画税の納期の特例)</p> <p>15 昭和45年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から6月1日まで」とする。(市街化区域農地に対して課する都市計画税の減額)</p>                                                                                                                                                            | <p>条文繰下</p>              |
| <p>19 昭和47年度分の都市計画税に限り、法附則第19条の3第1項の表の第1号に掲げる市街化区域農地で耕作の用に供されていると認められる農地(当該農地が市街地内に点在するものにあつては都市の緑化に寄与し、又は将来緑地として残すことが適当であると認められるものとする。以下「特例対象農地」という。)に対して課する都市計画税については、当該特例対象農地に係る都市計画税と当該特例対象農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして法附則第26条の規定によって算定した税額との差額に相当する額を当該特例対象農地に係る都市計画税から減額するものとする。</p> | <p>16 昭和47年度分の都市計画税に限り、法附則第19条の3第1項の表の第1号に掲げる市街化区域農地で耕作の用に供されていると認められる農地(当該農地が市街地内に点在するものにあつては都市の緑化に寄与し、又は将来緑地として残すことが適当であると認められるものとする。以下「特例対象農地」という。)に対して課する都市計画税については、当該特例対象農地に係る都市計画税と当該特例対象農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして法附則第26条の規定によって算定した税額との差額に相当する額を当該特例対象農地に係る都市計画税から減額するものとする。</p> | <p>968～969頁<br/>条文繰下</p> |
| <p>20 市長は、前項の規定により都市計画税額を減額する場合においては、農地課税審議会の議を経て、法附則第19条の3第1項の表の第1号に掲げる市街化区域農地が特例対象農地に該当するかどうかの認定をしなければならない。(昭和48年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                                                                                                                                                                  | <p>17 市長は、前項の規定により都市計画税額を減額する場合においては、農地課税審議会の議を経て、法附則第19条の3第1項の表の第1号に掲げる市街化区域農地が特例対象農地に該当するかどうかの認定をしなければならない。(昭和48年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                                                                                                                                                                  | <p>969頁<br/>条文繰下</p>     |
| <p>21 昭和48年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。(昭和49年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                                                                                                                                                                                           | <p>18 昭和48年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。(昭和49年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                                                                                                                                                                                           | <p>条文繰下</p>              |
| <p>22 昭和49年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。(昭和51年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                                                                                                                                                                                           | <p>19 昭和49年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。(昭和51年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                                                                                                                                                                                           | <p>条文繰下</p>              |
| <p>23 昭和51年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。(昭和53年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                                                                                                                                                                                           | <p>20 昭和51年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。(昭和53年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                                                                                                                                                                                           | <p>条文繰下</p>              |
| <p>24 昭和53年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるの</p>                                                                                                                                                                                                                                     | <p>21 昭和53年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるの</p>                                                                                                                                                                                                                                     | <p>条文繰下</p>              |



| 改正案                                                                                                                                                           | 現行                                                                                                                              | 備考   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p>条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。<br/>(平成9年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                                                                   | <p>条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。<br/>(平成9年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                                     |      |
| <p>34 平成9年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。<br/>(平成10年度から平成12年度までの各年度分の都市計画税の納期の特例)</p>                               | <p>31 平成9年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。<br/>(平成10年度から平成12年度までの各年度分の都市計画税の納期の特例)</p> | 条文繰下 |
| <p>35 平成10年度から平成12年度までの各年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。</p>                                                        | <p>32 平成10年度から平成12年度までの各年度分の都市計画税に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。</p>                          | 条文繰下 |
| <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。<br/>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の福生市都市計画税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> |                                                                                                                                 |      |

○ 福生市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

部署名：市民部保険年金課

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 備考                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>1 省略<br/><u>(公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額賦課の特例)</u></p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する<u>公的年金等に係る所得(次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)</u>について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第14条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額</u>」とあるのは、「<u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>」とする。<br/><u>(平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例)</u></p> <p>3 平成18年度分の国民健康保険税に限り、<u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。)</u>の控除を受けたときにおける第14条の規定の適用については、<u>前項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。)</u>」とする。</p> | <p>附 則<br/>(施行期日)</p> <p>1 省略<br/><u>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する<u>公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)</u></p> <p>の控除を受けた場合における第14条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>」とする。</p> | <p>例規集1708<br/>頁から1709<br/>頁</p> <p>◎要 旨</p> <p>公的年金等の所得控除が140万円から120万円に引下げられたことに伴う、国保税及び国保税の減額の特例として18,19年度において激変緩和措置を行なうものです。</p> <p>附則第2項の次に次の4項を加える。</p> <p>第3項<br/>激変緩和措置として、平成18年度は第2項で規定する特別控除15万円に13万円を加えた28万円を特別控除とする。</p> |

(平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例)

4 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第14条の規定の適用については、附則第2項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例)

5 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第3条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した金額によるものとする。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

(平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例)

6 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第3条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した金額によるものとする。)」と、「同

第4項

平成19年度における緩和措置。

第2項に規定する15万円に7万円を加えた22万円を特別控除とする。

第5項

所得割額の算定の特例を規定。

激変緩和措置として、平成18年度は公的年金等特別控除として13万円の控除をすることを規定する。

第6項

平成19年度は公的年金等特別控除として7万円を控除することを規定する。

条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

一部改正〔平成16年条例20号〕

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成16年条例20号〕

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定す

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第34条第1項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下本項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

一部改正〔平成16年条例20号〕

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第35条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成16年条例20号〕

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2第1項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第1項に規定す

第7項～第14項は、地方税法の改正に伴う引用条文の整備

る株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2の6第7項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の3第13項の規定の適用を受ける場合における附則第9項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の

る株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2の6第1項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の3第3項の規定の適用を受ける場合における第5項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の

特例)

13 帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4の2第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税

特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4の2第1項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

◎ 要旨  
附則に次の2項を加える。

第15項・第16項

租税条約特例法の一部改正に伴い、個人が支払いを受けるべき特定外国配当等のうち、条約適用利子等及び配当等に対して課税することを規定する。

条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が「租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から附則第10項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



写

福総文発第 31 号

平成 18 年 5 月 30 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 回

市議会議事説明員の欠席について

平成 18 年 1 月 4 日付け、福総文発第 157 号で通知した市議会議事説明員に委任した者のうち、次の者が現在病気入院中のため、平成 18 年第 2 回福生市議会定例会に出席できないので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

欠席する説明員 市民部長 石 川 弘



平成18年第2回定例会会期日程(案)

(会期18日間)

| 月 | 日  | 曜 | 種 別   | 内 容                              |
|---|----|---|-------|----------------------------------|
| 6 | 6  | 火 | 本 会 議 | } 一般質問                           |
|   | 7  | 水 | 本 会 議 |                                  |
|   | 8  | 木 | 本 会 議 |                                  |
|   | 9  | 金 | 本 会 議 | 議案審議                             |
|   | 10 | 土 | 休 会   |                                  |
|   | 11 | 日 | 〃     |                                  |
|   | 12 | 月 | 〃     |                                  |
|   | 13 | 火 | 〃     | 建設環境委員会 A10<br>横田基地特別対策委員会 P1:30 |
|   | 14 | 水 | 〃     | 市民厚生委員会 A10<br>庁舎建設特別委員会 P1:30   |
|   | 15 | 木 | 〃     | 総務文教委員会 A10                      |
|   | 16 | 金 | 〃     |                                  |
|   | 17 | 土 | 〃     |                                  |
|   | 18 | 日 | 〃     |                                  |
|   | 19 | 月 | 〃     |                                  |
|   | 20 | 火 | 〃     |                                  |
|   | 21 | 水 | 〃     | 議会運営委員会 A10                      |
|   | 22 | 木 | 〃     |                                  |
|   | 23 | 金 | 本 会 議 | 審査報告                             |



一 般 質 問

平成18年第2回福生市議会定例会

| 通 告 者        | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                       | 時 間         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1<br>大 野 聰   | 1 福生市職員の人事考課制度について<br>(1) 目標管理制度の成果と総括について<br>(2) 人事考課制度について<br>2 不登校対策について<br>(1) 不登校の実態とその原因等について<br>(2) 問題解決のための対策の現状について<br>(3) 今後の取り組みについて<br>3 市道第1209・1210号線の交通安全対策について<br>(1) 交通量等の現状について<br>(2) 交通安全対策の現状について<br>(3) 今後の具体的な安全対策について | 1 時間<br>20分 |
| 2<br>田 村 昌 巳 | 1 横田基地対策について<br>(1) 日米再編の最終報告について<br>(2) 自衛隊・航空機について<br>(3) 基地に対する振興策としての交付金制度について                                                                                                                                                            | 40分         |
| 3<br>清 水 信 作 | 1 防災対策について<br>(1) 直下型地震の被害想定について<br>2 エコセメント事業について<br>(1) 開始にあたっての今までの経過について<br>(2) 今後の見通しについて<br>3 都市基盤整備について<br>(1) 旧奥多摩街道及び五日市街道の歩道の整備について                                                                                                 | 45分         |
| 4<br>沼 崎 満 子 | 1 食育について<br>(1) 基本的な考え方について<br>2 「福生市男女共同参画推進条例」の制定について<br>(1) 条例の制定の考えは<br>3 行政改革について<br>(1) 「福生市行政改革大綱(第4次)」の基本的な考え方について                                                                                                                    | 1 時間        |
| 5<br>増 田 俊 一 | 1 健康ふっさ21について<br>(1) 計画策定に際しての基本的な考え方について<br>2 地方分権時代における地方自治について<br>(1) 政策官庁としての自治体づくりについて<br>(2) パブリックコメント制度の活用について<br>(3) 政策評価について                                                                                                         | 1 時間        |

| 通 告 者            | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 時 間        |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6<br><br>遠 藤 洋 一 | 1 横田基地について<br>(1) 米軍再編の「最終合意＝再編実施のための日米のロードマップ」の対応について<br>ア 国の詳細な説明情報はどうだったのか<br>イ 周辺5市1町の反応と、対応はどうなっているのか<br>ウ 市民への周知と、意見募集などの反応はどうなっているのか<br>エ 市長の見解は<br>(2) 米空母キティホーク艦載機の夜間訓練(NLP)の通告について<br>ア 実施の状況と市民への影響について<br>(3) 百里基地所属の、航空自衛隊F-15戦闘機の緊急着陸について<br>ア 詳細な実態と、その後の対応について<br>(4) 2005年度(平成17年度)の、離着陸数について<br>ア 前年度に比較して大きな変化はあったのか<br>2 市政への市民参加と、情報の公開・保管について<br>3 福生市の公文書の保管管理、電子情報の保全・保護について | 1時間<br>30分 |
| 7<br><br>田 村 正 秋 | 1 都市農業について<br>(1) 都市農業の現状について<br>(2) 家庭でできる小農業の普及の考えは<br>(3) 小農業に農業者のノウハウを取り入れる考えは<br>2 指定管理者制度について<br>(1) 指定管理者制度の現状について<br>(2) 公の施設の利用料金の考え方について<br>(3) シルバー人材センターへの影響について<br>3 学校教育について<br>(1) 学校体育施設の改良等について                                                                                                                                                                                     | 1時間        |
| 8<br><br>大 野 悦 子 | 1 SPコードについて<br>2 家庭菜園について<br>3 農業委員会関連について<br>4 輝き市民サポートセンターについて                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 30分        |
| 9<br><br>前 田 正 蔵 | 1 道路行政について<br>(1) 都道(都市計画道路3・4・3の1号線)五日市街道拡幅計画の進捗状況について<br>2 特定防衛施設周辺整備調整(9条)交付金事業について<br>(1) 上記交付金事業で福東通り車両渋滞の解消はできないか                                                                                                                                                                                                                                                                              | 45分        |

| 通 告 者         | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                  | 時 間        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 10<br>原 島 貞 夫 | 1 男女共同参画社会の形成について<br>(1) 女性就労支援について<br>(2) D. V. (ドメスティック バイオレンス) 問題について<br>2 環境行政について<br>(1) 玉川上水の維持管理について                                                                                                              | 45分        |
| 11<br>中 森 富 久 | 1 環境行政について<br>(1) 環境基本計画の進捗状況<br>(2) 緑の基本計画について<br>(3) 環境学習センターについて<br>(4) エコツーリズムと観光について<br>2 住宅マスタープランについて<br>(1) 計画策定について<br>3 教育行政について<br>(1) 通学路の歩行者信号設置について                                                        | 1時間<br>30分 |
| 12<br>阿 南 育 子 | 1 福生市男女共同参画行動計画について<br>2 学童保育待機児童解消について<br>(1) 待機児童解消の対策がされたか<br>(2) 児童館お弁当タイムの広報について<br>(3) 今後の見通しはどうか<br>3 福生市の食育推進体制について<br>4 公用車の使い方について<br>(1) 公用車内での喫煙状況について<br>(2) 公用車で移動時の駐車スペースについて                             | 1時間        |
| 13<br>羽 場 茂   | 1 乳幼児医療助成の拡大について<br>(1) 検討の進捗状況について<br>2 学童保育について<br>(1) 保育時間の延長について<br>(2) 待機児童の現状と対策について<br>(3) 総合的支援体制はできないか<br>3 新交通支援体制について<br>(1) 多摩地域福祉有償運送運営協議会の検討状況について<br>(2) 武蔵野市の「レモンキャブ」などのサービスに対する評価はどうか<br>(3) 今後の方向性について | 1時間        |
| 14<br>高 橋 章 夫 | 1 公園環境について<br>(1) 公園使用申し込みについて<br>(2) 福生南公園じゃぶじゃぶ池と駐車場について                                                                                                                                                               | 1時間<br>20分 |

| 通 告 者             | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 時 間        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|                   | 2 ごみ減量に伴う対策について<br>(1) 容器包装プラスチック資源回収について<br>3 福祉交通について<br>(1) 交通弱者に対する福祉交通対策の進捗状況について<br>(2) 福祉交通の今後の見通しについて<br>4 子どもの安全・安心対策について<br>(1) 子どもの健康管理状況について<br>5 交通安全対策について<br>(1) 内出交差点歩道橋設置について                                                                                                                         |            |
| 15<br><br>串 田 金 八 | 1 犬の「フン」の後始末について条例制定の考えは<br>2 町会自治会館の建設費に防衛補助を使えないか<br>3 田園地区に救命ボートの配備はできないか                                                                                                                                                                                                                                           | 45分        |
| 16<br><br>今 林 昌 茂 | 1 防災行政について<br>(1) 火災発生箇所の周知について<br>2 米軍再編に伴う横田基地への影響について<br>3 観光行政について<br>(1) これからの観光行政について<br>4 教育行政について<br>(1) 今までに子どもたちが危険な目に会った場所について<br>(2) 今まで防犯対策に取り組んだ現状と課題について<br>(3) 防犯カメラの設置について<br>(4) 子どもたちの下校時の対応について<br>(5) 違法駐車による危険な通学路について                                                                           | 1時間        |
| 17<br><br>小野沢 久   | 1 子育て支援策について<br>(1) 学童クラブの全員入所について<br>(2) 病後児保育の検討経過について<br>(3) 子育てに関する施策を取りまとめた冊子作成について<br>2 庁舎建設関係について<br>(1) 総合窓口実施に向けた準備について<br>(2) 建設工事の影響等について<br>3 再任用制度及び給与改定等について<br>(1) 職員の再任用制度について<br>(2) 職員の給与改定について<br>(3) 55歳の定期昇給停止制度について<br>(4) 退職金の特別加算の見直しについて<br>4 米軍横田基地について<br>(1) 3月議会後の経過について<br>(2) 今後の対応について | 1時間<br>20分 |

| 通 告 者         | 質 問 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 時 間        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 18<br>松 山 清   | 1 在日米軍再編について<br>(1) 今後の対応について市長の見解は<br>2 福生市行政改革大綱(第4次)について<br>3 交通安全対策について<br>(1) 旧富士見橋部分の階段の安全対策を<br>(2) 五日市街道熊川第2都営住宅一号棟近く<br>(熊川1639番地先)の歩道の拡幅を                                                                                                                                                                | 1時間        |
| 19<br>青 海 俊 伯 | 1 公会計制度について<br>(1) 複式簿記と発生主義会計の取り組みについて<br>(2) 事業の仕分けについて<br>(3) 単年度会計からの脱却について<br>2 動物との共生について<br>(1) 地域猫の不妊去勢手術助成制度の現況について<br>(2) 他の自治体の取り組みについて<br>(3) 今後の助成制度のあり方について<br>(4) 「動物との共生」に関しての今後の取り組みについて<br>3 介護保険の改正と激変緩和策について<br>(1) 改正された介護保険の課題と評価について<br>(2) 要介護1を要支援2と要介護1へ区分けしたことについて<br>(3) 地域密着型サービスについて | 1時間<br>20分 |



議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成18年6月9日第2回福生市議会定例会

| 付託委員会名  | 議案（請願・陳情）番号 | 付託件名                                          |
|---------|-------------|-----------------------------------------------|
| 総務文教委員会 | 議案第39号      | 福生市行政手続条例の一部を改正する条例                           |
|         | 議案第41号      | 福生市地域会館条例の一部を改正する条例                           |
|         | 議案第43号      | 平成18年度福生市一般会計補正予算（第1号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分） |
| 建設環境委員会 | 議案第48号      | 市道路線の廃止について                                   |
| 市民厚生委員会 | 議案第40号      | 福生市児童館条例の一部を改正する条例                            |
|         | 議案第44号      | 平成18年度福生市老人保険医療特別会計補正予算（第1号）                  |
|         | 陳情第18－6号    | 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情書                          |
|         | 陳情第18－7号    | 学童保育に関する陳情書                                   |

